

各刑事施設視察委員会の  
意見に対する措置等報告一覧表

平成24年4月末日現在

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内容	委員会への報告年月日	内容（施設意見）
1	札幌刑	H24. 3. 26	優遇1・2・3類集会時の甘味品等の購入品目について、選択制を検討された。	未報告	2類以上の集会のみ選択制を認めているのは、優遇制度の一環として差異を設けることが理由のひとつではあるが、今後、3類以上の集会に選択制を設けるか否か検討する。
2	札幌刑	H24. 3. 26	懲罰の事実認定手続きについて、刑務官の現認に頼りすぎることなく、より適正な運用をお願いしたい。	未報告	懲罰の事実認定を行うに当たり、職員の報告書に加え、参考人供述などの客観的証拠及び反則者の弁明を十分に検討の上で認定を行っているが、より適正な懲罰手続きに努める。
3	札幌刑	H24. 3. 26	軍隊式行進は強制ではないとしながら、被收容者は事実上強制されている認識も持っている。それによらなくても施設の秩序等が維持されないとはいえない。改善を要望する。	未報告	集団での移動時に職員が号令を掛けることは、不正交談防止など、規律秩序維持上必要であると考えており、その態様も決して軍隊式ではなく、身体上の事情も配慮するなど、「軍隊式行進」を強制している事実はない。
4	札幌刑	H24. 3. 26	被收容者の呼称について、被收容者が抵抗感を抱かない呼び方を検討されたい。	未報告	原則的には苗字又は称呼番号で呼んでいるが、一人一人の希望を聞くことは困難であるから、場所や状況も踏まえていたずらに感情を刺激することがないよう配慮した呼び方をする。
5	札幌刑	H24. 3. 26	自弁の色鉛筆を青と赤に制限しているが、色を自由に選択できるように検討されたい。	未報告	クラブ活動等で特に必要と認める場合を除き、赤と青に限定しているが、指定業者への赤・青以外の色の単品購入の申入れを含め、所要の検討を進める。
6	札幌刑	H24. 3. 26	受刑者の面会は、友人等一律禁止という認識があるので、この誤った認識が是正されるよう求める。	未報告	友人等の面会は、個別具体的に可否を判断しており、一律禁止にしている事実はない。誤った認識を持っている者には、その都度説明又は指導していくこととする。
7	札幌刑	H24. 3. 26	自棄物品について、業者の変更により価格が高くなったものもあり、出所後の生活を危惧する切実な声もある。この切実な問題を法務省に伝えられたい。	未報告	業者変更により価格が高くなった物品もあり、上級官庁に意見を報告したい。
8	旭川刑	H24. 3. 31	信書の発受の制限については今後とも過剰な制限にならないよう細心の注意を払うべきである。	未報告	信書の発受の制限については、「刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律」等に基づいて行っており、今後もその運用は適正に行っていく。
9	旭川刑	H24. 3. 31	施設職員に対する人権教育を徹底するべきである。	未報告	今後も職員研修及び職務研究会等において職員の言葉遣い、態度等を含めた人権教育を定期的に行っていく。
10	旭川刑	H24. 3. 31	視察委員会へ意見を提案すると施設職員に嫌がらせを受けるとの誤解が生じないよう努めていただきたい。	未報告	視察委員会への提案は匿名であり、提案書から被收容者を特定できないため、嫌がらせ等が生じることは考えられないが、被收容者に説明をするなど誤解が生じないよう努める。
11	旭川刑	H24. 3. 31	食事について、さらに被收容者の希望を取り入れる工夫をすべきである。	未報告	献立会議等の意見及びアンケートの希望を積極的に取り入れ、工夫しているが、今後も継続していく。
12	旭川刑	H24. 3. 31	被收容者の病気や症状に応じた的確な診断と治療が受けられるよう医療体制の強化を求める。	未報告	医務課長を中心として適時的確な診断と治療を行っている上、必要に応じて外部医療機関との連携を図っている。 なお、本年、常勤の看護師を採用し、薬剤師についても嘱託で配置し、医療体制の充実・強化を図っている。
13	旭川刑	H24. 3. 31	当委員会の委員の定数を1名増員し、弁護士である委員を2名にすべきである。	未報告	施設限りで対応できない事項であり、意見があったことを上級官庁に伝達したい。
14	旭川刑	H24. 3. 31	視察委員会の役割について、被收容者と職員に一層の徹底を図るよう求める。	未報告	被收容者に対しては、「所内生活の心得」に具体的に載せている。職員に対しては、今後も職員研修等を通じ、視察委員会の役割について周知を図る。また、所内視察時には、視察委員が巡回に来たと分かるような腕章等を準備したい。
15	旭川刑	H24. 3. 31	職員・予算について従来よりも拡大されたい。	未報告	施設限りで対応できない事項であり、意見があったことを上級官庁に伝達したい。
16	帯広刑	H23. 12. 21	物品の販売業者が変更となったため、価格が高くなっている状況が見受けられる。出所後の更生資金を少しでも多く残せるよう販売価格に配慮すること。	H23. 12. 21	施設限りでは対応できないため、意見があったことを上級官庁に報告したい。
17	帯広刑	H24. 2. 29	シチューを給与する際、スプーンを貸与すること。	H24. 3. 27	平成24年度から、シチューを給与する際にはスプーンを貸与する。
18	帯広刑	H24. 2. 29	私物の座布団の洗濯方法について検討すること。	H24. 3. 27	洗濯の要否、要とした場合の実施方法について検討し、決定次第被收容者に周知する。
19	帯広刑	H24. 3. 28	釧路刑務支所の常勤・非常勤医師の確保のため、給与等の経済面、研修参加機会の確保等待遇面全体に配慮し、予算要求等早急に措置するべきである。	未報告	給与等待遇改善については、施設限りでは対応できないため、意見があったことを上級官庁に報告したい。
20	網走刑	H24. 3. 23	医師について常勤の内科医師を最低でも1名、外科医師を非常勤であっても1名採用すべきであること。また、被收容者に対する歯科治療の治療待機期間を短縮するべきであること。	未報告	常勤医師の採用については、継続して募集を行っているが、現在まで採用に至っていない。 なお、本年1月から非常勤の歯科医師1名を採用できたことから、被收容者に対する歯科治療までの待機期間を短縮できる見込みであるが、外科医師については、採用に至っていないため、引き続き採用に向けて努力していきたい。
21	網走刑	H24. 3. 23	自弁品の品揃えを充実し、また価格の低額化を図るべきであること。	未報告	自弁物品購入に係る取扱業者の選定については、法務省矯正局において、ユーザービズ欄に決定したものであり、原則として全国統一の規格及び価格の物品を提供している。 なお、特別に必要性が認められる場合には、その都度検討し、要望していきたい。
22	網走刑	H24. 3. 23	被收容者の生活棟のうち旧棟を早急に改修改築するべきであること。	未報告	旧棟については、昭和59年に新築されたもので、耐用年数を経過していないため、大規模な改修・改築は困難であるが、必要な補修について、適宜、上級官庁に要望していきたい。
23	網走刑	H24. 3. 23	職員を大幅に増員するべきこと。	未報告	職員の増員については、適宜、上級官庁に要望していきたい。
24	月形刑	H24. 3. 21	月形刑務所の職員数は、今後の収容人員増を勘案するといまだ十分ではないと思われる。予算的な問題があるにせよ、可能な限り職員の増員を図るべきである。	H24. 3. 30	今後も引き続き、上級官庁等に要望していく。
25	月形刑	H24. 3. 21	受刑者が訴える体調不良を仮病、詐病と色眼鏡で見たり、安易に症状を軽く判断したりすることなく、医師による必要な診察が受けられるように十分な対応をするべきである。	H24. 3. 30	受刑者から体調不良等の申し出があった場合には、いらぬ予見や偏見をもって対応しないように職務研究会等を通じて職員に周知を図ってきたところであり、医師による適切な診察が実施できるようこれまで以上に配慮することとする。

26	月形刑	H24. 3. 21	居室内体操の実施種目をストレッチング体操に限定している。同運動以外の腹筋運動等を居室内体操として許可しない理由について、受刑者に積極的に説明すべきである。	H24. 3. 30	居室内体操をストレッチング体操に限定している理由について、被收容者から説明を求められた場合には、個別に十分説明を行うこととする。
27	月形刑	H24. 3. 21	受刑者の自主学習を一種目に限定しているが、複数種目の自主学習が実施できるようにすべきである。	H24. 3. 30	自主学習を複数種目認めるよう検討する。
28	月形刑	H24. 3. 21	受刑者が購入している集葉菓子について、できる限り複数の選択肢の中から選んで購入できるようにすべきである。	H24. 3. 30	集葉菓子を複数の選択肢の中から選定して購入できるように検討する。
29	函少刑	H24. 3. 12	職員用の刑事施設視察委員会宛の提案箱を設置するよう求める。	未報告	同提案箱の設置については、法令における明確な根拠がなく、また、当所においては、所長宛提案箱があることから設置予定はないものの、施設運営の改善を目的とした趣旨において、今後、当所職員に対するアンケートの実施や視察委員による職員面接の実施を図るなどして、視察委員会への積極的な協力を努めたい。
30	函少刑	H24. 3. 12	運営の変更（自弁物品の価格変更等）があった場合には、（被收容者に対し）理由を含めて丁寧に説明するように求める。	未報告	運営の変更時には、職員から被收容者に口頭で説明告知するほか、変更内容を記載した文書を回覧・掲示するなどして周知徹底を図っているが、今後も更に丁寧な説明に努める。
31	青森刑	H24. 3. 26	高齢受刑者の処遇及び社会復帰への体系的な対策について、施設でできる範囲の対策を望む。	未報告 (H24. 6. 中旬予定)	高齢受刑者については、養護的処遇を行うために新たに既存の工場の中に区画を設け、今後、対象者を選定する予定である。 また、釈放後も介護が必要な受刑者については、受入手続きが円滑に進むよう保護観察所等の外部機関との連携をより強化して、必要な特別調整を推進することとしたい。
32	青森刑	H24. 3. 26	刑務所の医療に対する不満が多いことから、薬物に依存している受刑者と真に症状に悩んでいる受刑者を的確に区別し、訴えは丁寧に聞き、疑問があれば第三者の専門医に送ることも躊躇うべきではない。	未報告 (H24. 6. 中旬予定)	診察により、必要と認められる場合には、外部医療機関における診察、治療、入院等により適切に対応しているところであるが、今後も所内での診療体制及び外部医療機関との協力・連携体制を強化して、被收容者に対する適切な診察体制を充実させたい。
33	青森刑	H24. 3. 26	特定の刑務官の言動に対する苦情が寄せられていることから、受刑者の屈折した心理状態を素早く理解する刑務官になることを要望する。	未報告 (H24. 6. 中旬予定)	被收容者に対して不適切な言動を行わないよう職員研修を実施しているところであるが、今後も、人権に係る職員研修を計画して、被收容者の人権、言動等への配慮について、教育及び指導を徹底することとしたい。
34	宮城刑	H24. 3. 31	自殺防止のため、今後も受刑者のメンタルヘルス面での対応を充実させるとともに、巡回を徹底するなど、その防止について全力で取り組むことを求める。	未報告 (H24. 5. 下旬予定)	精神科医師による診察及び心理療法士によるカウンセリングについては、今後も心理技官を活用するなどして充実を図ってきたい。また、職員の巡回については、今後とも規定の巡回時間を遵守し、自殺防止の徹底を図りたい。
35	宮城刑	H24. 3. 31	食事（給与品）について、従前と異なる取扱いをするのであれば、受刑者に理由等説明することを求める。	未報告 (H24. 5. 下旬予定)	食事等メニューの変更については、その都度、受刑者に対して告知放送を行い、周知徹底を図っている。
36	宮城刑	H24. 3. 31	食事の量ないしカロリーについて、受刑者が誤解している可能性も少なくないので、基本的な取扱いについて説明することを求める。	未報告 (H24. 5. 下旬予定)	主食の給与熱量は、作業内容により3段階に分類される旨生活心得に明示して受刑者に周知徹底している。また、管理栄養士が献立を作成して、受刑者が1日の食事を通じて栄養、カロリー等がバランスよく摂取できるよう配慮しており、受刑者には献立表を回覧して周知している。
37	宮城刑	H24. 3. 31	独居居室の隙間風の流入について、速やかに改善を求める。	未報告 (H24. 5. 下旬予定)	昭和40年代に竣工した居室棟があり、若干の隙間風が入るのは事実であるが、予算上、早急に防寒対策を講じることは困難であるため、冬期間等においては、仮就寝時刻を引き上げ、衣類、毛布及び防寒品を増貸与するなどして、防寒対策に努めている。
38	宮城刑	H24. 3. 31	布団乾燥について、月1回の実施を強く求める。	未報告 (H24. 5. 下旬予定)	雨や降雪といった天候の影響から布団乾燥が予定通り実施できない場合もあるが、布団乾燥機の台数を増加するなどして、改善に努めている。
39	宮城刑	H24. 3. 31	職員の喫煙場所について、（受刑者の目に触れること等がないよう）適正な場所で喫煙することを求める。また、刑務所内は全面的に禁煙とすべきである。	未報告 (H24. 5. 下旬予定)	職員の喫煙場所については、別に喫煙ルームなどを設け分煙を実施し、職員の健康安全に配慮している。また、受刑者の目に触れるような状況はない。
40	宮城刑	H24. 3. 31	健康管理の都合上、入浴場に体重計の設置を求める。	未報告 (H24. 5. 下旬予定)	体重計は、講堂内に設置してあることから、運動中体重を測定することは可能である。また、単独室棟に收容されている者についても屋外運動時間中、申出により対応を図っている。
41	宮城刑	H24. 3. 31	水虫に感染している受刑者が多いとのことであるが、事実関係を調査の上、必要な対策を講じることを求める。	未報告 (H24. 5. 下旬予定)	入浴場脱衣場のマットは毎日交換の上、洗濯を実施しており、一般社会と比較しても特に水虫の感染者が多いという事実はない。
42	宮城刑	H24. 3. 31	夏季におけるタオルハンカチの貸与について、必要性を検討の上、適切な対応を求める。	未報告 (H24. 5. 下旬予定)	タオルが貸与されているなどの状況から、新たにタオルハンカチを貸与する必要性は認められない。
43	宮城刑	H24. 3. 31	受刑者にとって運動による健康保持は、極めて重要であることから可能な限り意見（室内体操時のスクワット・腹筋運動、サッカー等運動種目の増加、運動器具の充実等）を受け入れることを求める。	未報告 (H24. 5. 下旬予定)	室内体操は、周囲の者に迷惑がかかるため、年齢を問わず柔軟体操を中心とした運動を行うよう指導しているもので、筋力増強を目的とした運動は屋外運動時に行うよう指導している。また、サッカー等運動種目の増加については、敷地面の問題や怪我をするなど危険性が高く、けんか等トラブルをじゃこ起すおそれがあるなど種目として取り入れることは困難である。運動器具については、新たに用具の整備を請求しており、予算の制限はあるものの充実に努めていきたい。
44	宮城刑	H24. 3. 31	歯科治療の順番（順番が回ってくるのが遅い）について適切な対応を求める。	未報告 (H24. 5. 下旬予定)	本年から新たに常勤の歯科医師を採用し、歯科治療の環境改善に向けて鋭意努力している。
45	宮城刑	H24. 3. 31	被收容者について処方薬の説明の交付を求める。	未報告 (H24. 5. 下旬予定)	処方薬の内容については、医師が診察時に説明するなどに対応している。
46	宮城刑	H24. 3. 31	行進について、歩き方まで指定する必要はなく、改善する方向で検討することを求める。	未報告 (H24. 5. 下旬予定)	整然と行進する以前に不体裁な格好で行進する者について注意指導を行うことは、集団を管理する上で必要不可欠なものであるが、同指導等は軍隊式行進を強要するものではない。
47	宮城刑	H24. 3. 31	職業訓練のメニューの充実について、可能な限り意見等を取り入れる方向で検討を求める。	未報告 (H24. 5. 下旬予定)	社会の情勢等の動向を把握しながら、引き続き種目の導入及び内容の充実強化に努めたい。
48	宮城刑	H24. 3. 31	書籍の審査期間が長すぎるということについて、可能な限り改善を求める。	未報告 (H24. 5. 下旬予定)	書籍の審査は、依命通達により2か月が相応の期間内とされており、当所では、おおむね1か月から1か月半で本人の手元に書籍が届くよう努めている。
49	宮城刑	H24. 3. 31	不許可となった本について、返品を可能とする方策を検討することを求める。	未報告 (H24. 5. 下旬予定)	不許可相当の書籍については、書店によって対応が異なる場合もあり、取り寄せた後の返品は極めて困難な状況である。
50	宮城刑	H24. 3. 31	平成19年度、同20年度においては、月6回（1回に1冊）であったものが、現在は月2回（1回に2冊）とのことだが、官本の貸与回数・冊数について可能な限り拡大することを求める。	未報告 (H24. 5. 下旬予定)	平成19年度、同20年度の規定も現在と同様であり、当時月6回（1回に1冊）という事実はなく、備付書籍の管理の関係上、貸与回数を増やすことは困難であるが、1回当たりの貸与冊数等（増冊）について検討したい。

51	宮城刑	H24. 3. 31	官本の整備を充実すべきである。	未報告 (H24. 5 下旬予定)	予算等の制約もあるが、意見を踏まえて充実させることとし、書籍の整備(図書館からの寄贈、一定期間の借受)等関係機関と協議するなど検討することとした。
52	宮城刑	H24. 3. 31	痔のための座布団、市販の目薬及びリップクリームについて、自弁を認める方向で検討を求める。	未報告 (H24. 5 下旬予定)	座布団やクリーム類として、別の商品があることから、不要と考えている。目薬については法務大臣が指定する刑事施設以外では自弁できない。
53	宮城刑	H24. 3. 31	面会の届出票に疎明資料を一律添付させる取扱いについては、改めるよう求める。	未報告 (H24. 5 下旬予定)	外部交通を継続的に実施する知人等について、届出内容を確認するため、疎明資料の提出を求めているもので、提出がないことを理由に制限している事実はない。
54	宮城刑	H24. 3. 31	制限区分の緩和について、改めて受刑者に具体的な努力目標を示し、変更がない場合は、その理由を示す運用を実現することを求める。	未報告 (H24. 5 下旬予定)	受刑者生活心得において制限緩和に関し、その趣旨、制限区分の意味及び制限区分の指定と変更について詳細に説明し、受刑者に対し理解され、効果的で適切な運用となるよう努めている。
55	宮城刑	H24. 3. 31	優遇区分について、基準等を分かりやすく受刑者に示すように求める。	未報告 (H24. 5 下旬予定)	受刑者生活心得において優遇区分に関し、その趣旨、優遇区分ごとの優遇内容、優遇区分指定に係る評価方法について詳細に説明し、受刑者に対し理解され、効果的で適切な運用となるよう努めている。
56	宮城刑	H24. 3. 31	職員の言葉遣い、不公平、不公正な処遇に対する意見があり、その人格を最大限尊重した取扱いを求める。	未報告 (H24. 5 下旬予定)	各種職務研究会等を通じて職員の人権意識向上に努めているが、今後も職員研修の充実、監督者による指導を通じ、引き続き人権意識の向上に努めていきたい。
57	宮城刑	H24. 3. 31	受刑者の人権の尊重と職員の充実した職場環境を実現するため、職員の増員を強く求める。	未報告 (H24. 5 下旬予定)	職員定員の増員は、施設限りで対応できないことであり、御意見があったことについて、上級官庁に伝達したい。
58	秋田刑	H23. 6. 29	昨年も依頼したが、(視察委員会に対する)申出に係る報告の記載が理解が難しい、硬い文章となっていることから、一般社会人にも理解し易い表記とするよう要請する。	H23. 6. 29	昨年の委員会の要請を踏まえて、委員会に対する報告文書の表記は、一般社会人にも理解しやすい表記としたが、今後の報告について、さらに一般社会人にも理解し易い表記となるよう改める。
59	秋田刑	H23. 6. 29	昨年も依頼したが、十分な検討時間を確保するため、(視察委員会への)報告書の速やかな送付をお願いしたい。	H23. 6. 29	昨年度も委員会から同様の要請があり、報告書の速やかな送付に努めているが、今年度も引き続き、検討時間の確保のため、更なる速やかな送付を実施する。
60	秋田刑	H23. 11. 4	移送になった未決収容者について、移送元施設で購入させた日用品等(ノート、ボールペン、石けん、石けん箱、タオル、シャンプー)については、携有現品に限って使用を認める措置に改めるよう要請する。	H23. 11. 4	平成24年2月から被収容者の購入品を扱っていた業者が変更となる予定であり、販売物品の品目の変更があることから、この機会を捉えて施設として許容できる範囲で携有物品の使用許可を拡大する予定である。
61	秋田刑	H23. 11. 4	刑務所に収容されている被収容者の高齢化は最近特に進んでおり、医療上の問題を抱える被収容者が多いことは事実であることから、今後はより一層、高齢者に対する医療体制を整備する必要がある。	H23. 11. 4	被収容者の診療については、施設の医師が適切に診察を行っているほか、近隣の外部医療機関との連携をこれまで以上に密にして医療体制の更なる整備に努めたい。
62	秋田刑	H24. 2. 20	今後も刑事収容施設法の趣旨に従い、被収容者の人権に配慮しつつ、さらには勤務する職員の処遇にも配慮して、より透明性のある情報の開示がなされるよう要請する。	H24. 2. 20	今後の職員研修等を通じ、職員の人権意識の向上に努めるほか、職員の勤務環境等についても見直しや改善を検討し、勤務環境等の改善に努める。また、より透明性のある情報開示に努めたい。
63	山形刑	H24. 3. 16	「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則」第79条の改正により、裁判所への訴訟関係書類や弁護士会・法務局人権擁護委員会等への人権救済申立書についての制限を撤廃すべきである。	未報告	規則79条の各号に該当しない場合であっても、訴状、告発状、告訴状、請願書等一般人が行える救済手続きや公的機関から期限付きの回答が求められている場合等は、通教外として発信を許可している。
64	山形刑	H24. 3. 16	刑務所内で行われる宗教行事への参加について、当該宗教行事で使用する場所の広さを理由に、参加人数の制限を設けているようであるが、宗教行事への参加人数の制限は撤廃すべきである。	未報告	自ら信仰する宗教のグループ教誨について、刑事施設の規律及び秩序の維持その他施設の管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、職員配置、構造等の問題を考慮して場所を選定しているため、すべての希望者が参加できるとは限らないが、彼岸等法要、大拔式、クリスマスなどの宗教行事は、講堂などで行い、可能な限り希望者が出席できるよう配慮している。
65	山形刑	H24. 3. 16	懲罰手続が適正に運用されるために、懲罰審査会に施設管理者以外の外部の第三者を関与させ、手続の公平性を担保できるよう改善すべきである。	未報告	懲罰手続については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第150条ないし第156条の規定に基づき、適正に行っている。
66	山形刑	H24. 3. 16	懲罰手続を適正に行うためには、懲罰手続の事後的な検証が必要であり懲罰手続を録音録画し、記録として残すべきである。	未報告	同意見については、当所限りで回答できないので、御意見の趣旨を上級官庁に伝えたい。
67	山形刑	H24. 3. 16	「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」が刑事施設視察委員会制度を設けている趣旨を尊重し、視察委員会への自由な面接申出や意見提案書の提出が確保されるよう、現場の刑務官に対する指導を徹底すべきである。	未報告	刑事施設視察委員会に対する理解を引き続き職員研修等の機会を通じて職員に指導を徹底していく。
68	山形刑	H24. 3. 16	視察委員会に面接を申し出たり、意見書を提出したりすると刑務官に嫌がらせをされるという不満が、受刑者から寄せられているが、視察委員会への面接申出や意見提案書提出が当該受刑者の不利益につながるよう、刑務官に対する指導を徹底すべきである。	未報告	今後も引き続き不利益の発言や妨害したと言われることのないよう、職員研修等の機会を通じて職員に指導を徹底していくこととした。
69	山形刑	H24. 3. 16	現在、山形刑務所では非常勤医師が定期的に診療を行っているが、例えば、地元医師会の協力を得て、毎日替わりで非常勤医師の派遣を受け、少なくとも内科医が常駐するよう体制を整備すべきである。	未報告	常勤の医師が不在のため、地元の医師会など各方面へ医師確保を行うべく鋭意努力している。今後も医師常駐ができるよう努力し、地元医師会などの協力を得て更なる診察の充実を努めたい。
70	山形刑	H24. 3. 16	現在の職業訓練の定員枠は少なく、全ての希望者が職業訓練を受けることができないので、職業訓練の定員を大幅に増員すべきである。	未報告	職業訓練の定員については、御意見の趣旨を踏まえ、引き続き訓練の受講機会の拡充に努めたい。
71	山形刑	H24. 3. 16	現行の職業訓練の職種について受刑者の社会復帰にとって役立つのかという観点から見直すとともに、例えば介護ヘルパーなど現代社会において需要の多い職種を取り入れるなど、真に受刑者の社会復帰に役立つ職業訓練に改善すべきである。	未報告	職業訓練については、御意見の趣旨を踏まえ、雇用ニーズを考慮した訓練種目の見直しを進めるとともに、資格取得種目数や受験機会の拡大を検討して、より効果的かつ実践的な職業訓練となるよう努めたい。
72	福島刑	H24. 3. 29	職業訓練の科目及び定員枠を拡大するよう努力されたい。	未報告	職業訓練の科目等の拡大は、物的設備や職員配置等、当所限りでの対応は困難な事項があるが、他施設における職業訓練の受講希望を募るなどして他施設の職業訓練を受講させているほか、さらに職業訓練の受講機会の拡充に努めたい。
73	福島刑	H24. 3. 29	受診希望者及び受診者への医務関係者の対応、診療待ち時間の短縮、薬の処方等、所内における医療について、より適切なあり方を確立すべく努力されたい。	未報告	医師の確保について関係機関に引き続き協力を求めるなどして、より良い医療体制を確立するよう努めたい。
74	福島刑	H24. 3. 29	懲罰手続に関して、懲罰対象者が納得して懲罰を受けられるように適切な運用に努力されたい。	未報告	今後も、法令に基づき、懲罰手続を適切に運用するとともに、規律及び秩序を害する行為に対して適切な寛厳の均衡を図り、被収容者に対して感銘力を与える努力を続けたい。
75	福島刑	H24. 3. 29	処遇担当職員の増員に引き続き努力されたい。	未報告	職員定員の増員については当所限りでの対応は困難であるが、上級官庁に伝達したい。

76	福島刑	H24. 3. 29	投函意見等のなかには視察委員会宛の信書が検査されたとの訴えがあったが、視察委員会宛の信書の検査は禁じられているので注意された。	未報告	刑事施設視察委員会に対する協力等について（通達）に基づき、検査しないこととしており、これを徹底してまいりたい。
77	福島刑	H24. 3. 29	閉居罰中の運動について少なくとも週2回、その機会を与えるよう検討されたい。	未報告	閉居罰は、謹慎させることを本質的な内容とする懲罰であることから、規則において1週間に1回を下回らない範囲で運動の機会を与えることとされており、現在の取扱いに問題はないと思料している。
78	盛少刑	H24. 3. 31	昨年の東日本大震災による建物の破損箇所の修復について、人命にも関わるため、可能な限り上級官庁に掛け合い、早期実現を目指していただきたい。	未報告	建物の破損箇所については、震災後、可能な限りの修復を実施してきたところであるが、今後とも引き続き点検等を行い、改善措置を講じたい。
79	盛少刑	H24. 3. 31	視察委員会活動の受刑者に対する公表について、公表内容、公表方法について検討を重ねたいので前向きに検討願いたい。	未報告	「委員会ニュース」の発行及びその閲覧方法について、委員会と協議中である。
80	盛少刑	H24. 3. 31	逃走防止について、すでに逃走可能箇所の確認等対策を講じているが、逃走事故防止は刑務所の基本的義務であることから、万全の体制を確立されたい。	未報告	今後とも、人的・物的戒護力の強化に努め、逃走事故防止に万全を期することとした。
81	盛少刑	H24. 3. 31	自弁購入可能物品の周知について、受刑者間の公平という点と施設運営上の必要性という点から、受刑者への説明が不可欠であることから、この点を留意して善処されたい。	未報告	自弁物品の購入に係る可否判断に関しては、十分な説明をしたい。
82	水戸刑	H24. 3. 31	65歳以上の高齢者（60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者を含む）であって、希望する者全員について、公費でインフルエンザ予防接種を実施することを要望する。	未報告	65歳以上の高齢者（60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者を含む）で希望する全ての受刑者を対象にインフルエンザ予防接種を実施できるよう、検討中である。
83	栃木刑	H23. 9. 16	季節の変わり目において、半袖シャツの上に羽織るものが、カーディガンやジャージでは暑いため、薄手の長袖Tシャツを貸与できないか検討していただきたい。	H23. 10. 27	受刑者等の衣類については、訓令等によりその種類等が規定されているものであり、現在、衣類の購入については、本省において、一括して調達手続きを実施していることから、当所独自で「長袖Tシャツ」を整備することは困難である。
84	栃木刑	H23. 9. 16	工場で使用している作業椅子が固いため腰痛になることから、工場の椅子に座布団を敷くことを検討して欲しい。	H24. 3. 15	工場の椅子については、座面の柔らかいものに順次交換しており、平成24年2月14日に交換が完了した。
85	栃木刑	H23. 9. 16	シェーパーの自己所持が不可能であるとしても、顔剃りがシェーパー所持者を含め、月1回とされているようだが、顔剃り日の回数を増やすことを検討していただきたい。	H23. 10. 27	シェーパーの自己所持については、保安上の理由から、使用する際のみ使用を認めている。顔剃りについては、施設の管理運営上、及び作業時間の確保の観点からも回数を増やすことは支障がある。
86	栃木刑	H23. 9. 16	医師の中には、患者の病状の訴えをきちんと聞いてくれない医師があるとの訴えが多数ある。施設において医師に対し、適正な医療をするように指導することを要望する。	H23. 10. 27	どの被収容者に対しても、一貫性のある公平な態度で診察・治療を実施しているが今後も適正な医療の実施に当たりたい。
87	栃木刑	H23. 9. 16	医務に投薬と軟膏の名前を聞いたところ、法律で禁止されているとことで教示してもらえなかったとの訴えがある。施設内においても、基本的には処方された薬剤等について説明義務があるはずなので、診察が多く医師による説明が困難な場合においては、薬剤師から説明するように指導することを要望する。	H23. 10. 27	教示を願ったものには、医師から回答している。
88	栃木刑	H23. 9. 16	受刑者が身上相談など、プライバシーに関する願せを出した場合に他の受刑者の前で、刑務官が受刑者にどのような内容の願せを出したかが分かるように名前を呼びあげられることがあるようだ。施設内ではプライバシーがかなり制限されることは当然だが、必要以上に受刑者間のプライバシーが制限されることは好ましいことではないので、受刑者の舍房からの呼び出し方について、配慮するよう要望する。	H23. 10. 27	職員は、現在も受刑者のプライバシーには十分に配慮しており、他の受刑者がいる中で、願せの内容を言うことはない。今後も更にプライバシーには配慮するよう指導の徹底を図りたい。
89	栃木刑	H23. 9. 16	受刑者の中で、使用済切手を郵便局に送るだけで、ボランティア活動（使用済切手ボランティア）になることを知り、刑務所へ届く手紙の数を考えると使用済切手を役立ててボランティア活動に参加したいという意見がある。施設の職員の事務処理が増えるなど、実行には難しい側面があるが、事務処理等も受刑者自身に行わせるなど、更生指導の一環として、上記のようなボランティア活動を推進できないか検討していただきたい。	H23. 10. 27	仮に受刑者自身に切手の切取りを認めるとした場合、はさみの居室内での使用はできないため、作業時間内に工場において切取り作業を行うこととなり、はさみを各個人に貸与することで管理運営上の支障を生じるほか、作業時間の確保の問題にもつながる。受刑者自身がボランティア活動を行いたいという要望があれば、手紙を宅下げし、外部の者に依頼する、もしくは、出所後に自身で行うことで対応させたい。
90	栃木刑	H23. 10. 27	運動時間が定められているのであれば、規定時間については、移動時間を含まない運動開始から終了までの時間を充てることを要望する。	H23. 12. 22	運動時間（移動時間を含まない）を30分以上確保している。
91	栃木刑	H23. 10. 27	充実した面会となるよう面会室における時計の設置を要望する。	H23. 12. 22	面会室に時計を設置した。
92	栃木刑	H23. 12. 22	目薬やかゆみ止め等の簡単な市販薬などは、自弁で購入できるようにすることについて検討していただきたい。	H24. 1. 26	一般用医薬品の自弁については、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第32条により、法務大臣が指定する刑事施設において自弁が認められており、当所は指定をされていない。
93	栃木刑	H23. 12. 22	衣類等の支給品で年数が経った物については回収して欲しい旨の意見書が出されているが、衣類等の支給品の交換基準、新しい物を支給する際の使用済み支給品の回収についてはどのようにしているのか。回収がされない場合は、受刑者の個人保管スペースが限られていることから、施設で回収するよう要望する。	H24. 1. 26	原則として、新しい衣類を貸与する場合は、古い衣類と交換を実施しており、申出のような未回収の古い衣類はない。衣類については、大臣訓令に基づき、貸与する衣類の種類・枚数が定められている。なお、個人的に着用しない衣類があっても、個人での保管となり、個別に使用しない衣類の引上げは実施していない。
94	栃木刑	H23. 12. 22	地デジになる際、テレビを自由チャンネルにするかアンケートを取ったようだが、アンケート結果の報告もなく自由チャンネルになっていない状態のため、受刑者から、なぜ自由チャンネルではないのかの不満が訴えられている。アンケートの目的とその結果、結果に基づくテレビのチャンネルについての判断決定を受刑者に伝えることを要望する。	H24. 1. 26	番組の視聴傾向に対する意識調査を目的に平成21年10月にアンケートを実施した。その結果については、各工場に告知文と掲示しており、自由チャンネルについては、一般改善指導の一環として、矯正指導日等において、指定の視聴覚教材を放映する必要性があること及び、外国人の被収容者を多数収容していることから、外国語番組の放送に対する要望も多いこと、さらに、リアルタイムでは視聴できない午後9時以降の番組を見たいという希望が多かったことなどから現在の放送形態をとっている。再度、告知文の掲示等の方法で被収容者に伝えることとした。
95	栃木刑	H23. 12. 22	4寮の流し台が他の寮と異なり小さすぎるため洗濯するのが困難であることから、大きい洗面台にして欲しいとの訴えがある。予算の関係もあると思うが、検討していただきたい。	H24. 1. 26	他の寮にも同じ規格のものがあり、4寮だけが小さい訳ではないものの、今後、改修工事の優先順位を考慮しながら、施工計画を立て、本省等に要望していくことを検討したい。
96	黒羽刑	H24. 3. 30	引き続き、職員の一般的な技量向上に向けて研修や経験豊富な職員と若年職員との常日頃の交流の機会を増やすなどの取組を続けられたい。	H24. 4. 11	今後も継続して被収容者に対する注意・指導のあり方等の研修及び職務研究会を開催する等して、職員の必要な知識及び技術等の向上に努める。
97	黒羽刑	H24. 3. 30	参入民間業者の仕事ぶりの継続的な監視・監督は、適正な刑務所運営には不可欠である。	H24. 4. 11	民間事業者との業務委託契約書に基づき、定期及び随時にモニタリングを実施して、事業者の業務遂行状況の確認を行っている。
98	黒羽刑	H24. 3. 30	行刑分野に利益追求を目的とする民間業者を参入させて問題はないのか、検証されるべき時に来ている。	H24. 4. 11	民間事業者の参入の適否については、施設限りでは対応できない事項であり、意見があったことを上級官庁に伝えたい。

99	黒羽刑	H24. 3. 30	現在の医療体制で問題はないのか、問題がないとして、予想通りに機能しているのかを常に検証し、問題があれば直ぐに改善できるような体制を整えられたい。	H24. 4. 11	常勤医師の欠員については、非常勤医師の採用、外部医療機関の積極的活用等により日常の医療に支障が生じないよう対処しているが、引き続き、常勤医師の採用活動を継続したい。また、患者の発生及び医療の実施状況については、毎日、医務部から施設長に報告させ、問題がある場合は速やかに改善する体制をとっている。
100	黒羽刑	H24. 3. 30	被収容者の意見等を素直に聞いて、真摯に対応し、また、そのように対応したことを周知することこそが、被収容者の不満を防止する最上の策であり、刑務所運営の全般にわたって、引き続き、同様の対応に心がけられることを要望する。	H24. 4. 11	被収容者からの意見・提案に係る視察委員会からの意見については、引き続き、適切に対応し、被収容者処遇の改善を図ってきたい。
101	喜連川センター	H24. 3. 30	引き続き、職員の一般的な技量向上に向けて研修や経験豊富な職員から若年職員への経験交流の機会を増やすなどの取組みを続けられたい。	H24. 4. 24	注意・指導の方法等に係る研修を計画的に実施し、処遇技能の向上にも努めている。今後も、適正な職務遂行のため、充実した研修等の実施に努めたい。
102	喜連川センター	H24. 3. 30	診察時に医師が適切に被収容者の症状を把握できるよう十分に配慮するとともに、医務部門と職員との円滑な連携を行うよう十分に配慮されたい。	H24. 4. 24	診察を申し出る被収容者に対しては、状況に応じ速やかに医師等に連絡するなどして対応している。また、夜間帯においては、当直の看護師が症状等を確認の上、必要に応じて医師の指示を仰ぎ、同医師の指示に基づいた医療措置を施している。 今後も引き続き、医療の充実及び適正な医療体制の構築に努めたい。
103	喜連川センター	H24. 3. 30	職員の欠員が続いていると報告を受けているので、今後も法務省に対し、十分な予算の配分と人員配置を要望されるようお願いしたい。	H24. 4. 24	職員の増員については、上級官庁に伝達したい。
104	前橋刑	H23. 6. 29	昨年も、実事のアンケート調査の実施形態についての意見があったので、実施形態については、工場単位ではなく、個人単位で実施してもよいのではないか。	H23. 7. 13	給食委員会には、受刑者代表として、各工場等の代表者（給食委員）を出席させ、広く受刑者の意見を聴取し、意見交換することとした。
105	前橋刑	H23. 9. 21	食器回収の容器（舟）として、段ボール箱は衛生的でないとの意見があるので、プラスチック製の洗浄できる専用容器（舟）にしてもらいたい。	H23. 11. 16	食器回収については、一部の棟で回収容器の不足から、やむを得ず段ボール箱を使用した。現在は、プラスチック製のコンテナ又はかごに入れて回収している。
106	前橋刑	H23. 9. 21	診察までに時間が掛かるとの意見が多いことから、適切に対応してもらいたい。	H23. 11. 16	常勤医師1名で1日に診察できる人数が限られてしまうことから、緊急性のある患者を除き、順番に診察を実施しているが、緊急を要する病状については直ちに診察しており、救急車による外部医療機関への搬送も行っている。 なお、平成24年度からは、欠員であった医師（2名定員中1名）の採用が内定している。
107	前橋刑	H23. 12. 14	職員の注意の仕方、言葉遣いについての苦情が多く出されていることから、職員に対する注意を喚起してもらいたい。	H24. 2. 8	被収容者に対する指導方法、言葉遣いについては、日常の勤務においても機会を見て指導しているところであるが、さらに徹底すべく、職員研修を実施した。
108	前橋刑	H24. 2. 8	職員の年次休暇取得日数の平均が、4.4日で3日以内の者が91名もいるとのことであり、職員の労働衛生上大きな問題であり、前橋刑務所だけで解決できるものではないが、職員の増加が求められる。	H24. 2. 8	職員定員の増員については、上級官庁に伝達したい。
109	前橋刑	H24. 2. 8	外部との電話連絡については、被収容者の円滑な社会復帰に有用とみられることから、時間や回数についても十分配慮してもらいたい。	H24. 2. 8	対象者数が増加していることから、以前よりも順番が回るまで時間を要しているが、引き続き、適正かつ円滑な実施に努める。
110	千葉刑	H24. 3. 29	裁判員裁判の被告人である被収容者の増加等により依然として、未既決被収容者の過剰収容の問題は解決されていない。過剰収容所状態の解消は急務である。	未報告（次回開催日報告予定）	未決被収容者の収容については、留置施設等からの受入れを抑制することは難しく、当所限りでの過剰収容の解消には限界があるが、関係機関と調整を図りつつ、円滑な収容がなされるよう努めているところである。被収容者については、年間受刑者移送計画と連動させ、過剰収容の解消に配慮している。
111	千葉刑	H24. 3. 29	職員、とりわけ、刑務官の労働時間等の労働条件の改善は多少の前進は見られるものの、依然として、立ち遅れている。このことに大きな要因として関わりがあるのは、被収容者の過剰収容、職員定員の抑制である。抜本的な対策が必要である。	未報告（次回開催日報告予定）	過剰収容及び職員定員抑制の解消に関わる職員の労働条件の改善については、当所限りでは限界があるため、上級官庁に伝達したい。
112	千葉刑	H24. 3. 29	外国人被収容者の増加、多国籍化に伴い、被収容者の遵守事項・自弁購入可能物品・差入れ可能物品・差入れ制限品目等のリストなどを図解も含め、各国語に翻訳した書面を可能な限り準備すべきである。	未報告（次回開催日報告予定）	被収容者遵守事項、生活のおしりについては18か国語を翻訳している。 自弁購入品については、各品目ごとに商品の写真を添付している。
113	市原刑	H23. 10. 25	同じグループで食事が早い者と遅い者がおり、典型的な2つの例が面接の中にあつた。Aのグループでは、早く食事を終えた者が立ち、遅い者は仕方なく同じ時間で食べきれなかったものを残している。また、Bのグループでは、食事が遅い者を優先して先に食べさせ、食事が早い者は後から食べ、遅い者の終るのを待つなどの配慮をしているなど、まちまちである。食事時間が遅い者への配慮の指導を検討していただきたい。	H23. 11. 8	当所では、年齢60歳以上で、入れ歯や、歯がない等の事情のために喫食速度が遅い者は、概ね同一工場就業させているところ、同工場では、そうした喫食速度の遅い者については、本人からの申出がなくとも喫食開始時間を早める配慮をしている。 また、同工場以外の工場就業者についても、本人からの個別の事情の申出に基づいて、その必要性を確認した上で、隊列の先頭に並ばせる配慮をしている。かかる取扱いについて、重ねて、受刑者に周知を図ることとする。
114	市原刑	H23. 10. 25	支給品の下着より、私物を着用したいが、購入品は高いので、差入れの下着の使用を認めて欲しい。	H23. 11. 8	当所では、受刑者間の公平性の確保等の観点から、下着の差入れについては、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（法務省令）第21条第2号に基づき、指定業者を通じての差入れに限定している。
115	市原刑	H23. 10. 25	寮集会についても、一方的で時間が短いので、自由に発言できる雰囲気がある欲しい。	H23. 11. 8	寮集会の議事運営は、受刑者の中から選出された寮委員が担当しており、月間寮生活目標の設定、寮生活上の注意点の周知その他の寮集会の本来的な議事の範囲内での意見である限りは自由にその発言を許しており、基本的に職員が議事に介入することはない。
116	市原刑	H23. 10. 25	職員の態度について、特定の職員数名の名が出ており、受刑者から、けしからん、という意見があつた。ボールペンを投げつけられた、歩行が遅い者が「早く歩け」ときつい口調で言われた、あるいは「だらしがない」と注意されたが、その職員がパタパタ足音を立てるなど、だらしのない歩行をしている、等の発言も見られた。 「職員が横暴」、ただし、大多数の職員は「良い先生」との意見が以前からたびたびあるが、職員の問題については、内部で議論していただきたい。	H23. 11. 8	受刑者に接する際の態度や言葉遣いについては、職場内研修の実施のほか、かねてから、監督的地位にある職員がその部下職員に対して、随時、個別に注意指導を与えているが、今後とも、職務研究会等の職場内研修の機会を通じて、更なる意識の向上を図っていくこととする。 また、受刑者に対し、ボールペンを含め、物を投げつけたとする事実は認められなかった。
117	市原刑	H24. 1. 17	コンタクトレンズに関しては、前回の要望により、差入れを許可する取扱いとなったが、使い捨てコンタクトレンズについては、差入れを不許可としているとのことである。今回、この件に関して、「眼鏡酔いをするので、使い捨てコンタクトレンズを使用したい。以前は購入できたが、現在は不許可であるが、許可していただきたい。」との要望があつた。説明すれば済む問題と思われるので、なるべく早い機会に受刑者に対して不許可理由を周知していただきたい。	H24. 1. 31	受刑者用所内紙『いそがや』（平成24年3月号）に不許可理由を掲載予定である。

118	市原刑	H24. 1. 17	意見箱に寄せられている意見のうちには、コンタクト使用の件など同様の要望事項が多く、ほとんどは、その場で説明すればすぐに解決する内容のものである。ついては、寮集会は、自律・自主を目的としている集会とのものであるが、この場を利用して、受刑者からの要望を出し易い雰囲気を作ってほしい。	H24. 1. 31	寮集会は、月間寮生活目標の設定、寮生活を円滑に営む上での注意点の周知等に関する事項について、受刑者中から選出された寮委員が議事を行うものであって、いわば自治活動の一環として実施されているものである。したがって、かかる場を借りて、施設への要望事項を施設職員が聴取・説明するのは寮集会の趣旨に合致しないと考える。 受刑者からの要望や相談事については、気軽に書面(願箋)で提出し、又は個別指導担当者の職員に口頭で申し出ることができる旨を、担当職員を通じて重ねて説明・指導させることとする。
119	市原刑	H24. 2. 22	職員が提案箱のカギを開けている。	H24. 3. 14	視察委員会宛ての提案箱と手紙を投函するポストが同形状・同規格であったことから、被収容者が手紙を誤投函することがあり、これを回収するために職員が開けていた事実があるが、今後は通達等に違反することのないよう、両ポストの紛れをなくすとともに、職員に対し、指導を徹底して参りたい。
120	市原刑	H24. 2. 22	優遇区分の変更も含め、昨年6月の訓令で変更になった処遇内容を「所内生活の心得」に記載するとともに、何がどのように変更になったのかを再度被収容者に知らしめるようにしてもらいたい。	H24. 3. 14	昨年6月の訓令改正に伴って、当所の処遇を変更させた部分については、その変更の都度、寮内掲示の書面によって受刑者に告知してきたところであるが、この際、処遇変更の全貌が一目でわかるように、処遇変更一覧表を寮内に掲示した。
121	市原刑	H24. 2. 22	布団と毛布の敷き方ひとつをとっても、職員の指導に不統一な面があるというので、職員の被収容者に対する指導の徹底について心掛けていただきたい。	H24. 3. 14	所内生活の上で受刑者に行動・動作の斉一性が求められる部分については、例えば室内整頓要領図を掲示して教示するなど、できるだけ分かりやすく指導が浸透するように努めているところであるが、今後も、関係職員の職場内研修を重ねて、指導する側の認識の統一・共有を図るようにしたい。
122	八王子医刑	H23. 7. 20	中庭で運動時に縄跳びやミニバレーボールなどをさせてはどうか。	H23. 8. 18	同運動スペースが狭隘であることから、危険防止のため使用させていない。
123	八王子医刑	H23. 7. 20	東日本大震災において義援金を1口500円〜1000円程度として、募ってみてはいかがか。	H23. 8. 18	被収容者が自主的に申出をしたときには、矯正局成人矯正課企画官事務連絡に則って実施した。
124	八王子医刑	H23. 7. 20	受刑者の要望である、麺の回数を増やしてはどうか。	H23. 8. 18	嗜好については個人差があるものの、必要な回数は確保している。
125	八王子医刑	H23. 7. 20	あかすりの購入を4類以上または全員受刑者も購入できるようにしてはいかがか。	H23. 8. 18	処遇優遇措置であり、認める予定はない。
126	八王子医刑	H23. 8. 30	八王子医療刑務所視察委員会ニュース「子安町通信」を9月中旬に被収容者と職員に配布すること。	H23. 10. 14	実施した。
127	八王子医刑	H23. 8. 30	夏季期間中にタオルケットの貸与はなされていないのか、貸与することは可能かを検討されたい。	H23. 10. 14	平成23年5月23日付け訓令において、具体的に明示されたことを踏まえ、同年7月4日に貸与した。
128	八王子医刑	H23. 12. 27	八王子医療刑務所には職業訓練施設がないか、代替手段はないか。	H24. 1. 13	経理受刑者については、他施設の職業訓練に推薦し、合格したら、移送している。 疾病患者については、回復を目的として収容しているので募集をしていない。
129	八王子医刑	H23. 12. 27	リップクリーム使用について、他施設の状況、検討状況はどのようになっているか。	H24. 1. 13	一部の施設では認められているところ、当所において携行物以外は一律使用を認めておらず、現状では認める予定はない。
130	八王子医刑	H23. 12. 27	貸し出す本の増冊について、検討してもらいたい。	H24. 1. 13	休養受刑者は外の受刑者に比して2冊増貸与されており、加えて療養に専念する必要があることにかんがみて、現状を維持することとしている。
131	八王子医刑	H23. 12. 27	部屋が暗いことは当委員会が検査したことで明らかであるが、改善の余地はないのか。	H24. 1. 13	新しい単独室については、視察委員会の意見が反映されるよう関係部署に要望等していきたい。 なお、現状においては、数年後に移転する予定であることもあり、予算状況も厳しいことから、改善を検討中である。
132	八王子医刑	H23. 12. 27	夏季において、男子は半ズボンが認められているので、女区におけるパジャマをハーフパンツにさせることは可能ではないか。	H24. 1. 13	居室用の衣類としての半ズボンは認めているが、パジャマは一律長ズボンとしている。
133	八王子医刑	H23. 12. 27	委員会の意見書は職員に知らせていないのか。公表は可能か。	H24. 1. 13	特定の職員や被収容者の個人情報が含まれることから、すべてを公表することは問題がある。 意見書については「子安町通信」で一部触れられており、同通信内容については、職員に回覧している。
134	八王子医刑	H23. 12. 27	委員会の意見書は公表は可能か。可能とした場合、そのような方法があるのか。	H24. 1. 13	今後、所内誌に意見書の要約等を掲載することを検討したい。
135	八王子医刑	H23. 12. 27	売店の業者が変わり、午前中の営業がなくなり、午前中の面会者は差し入れる機会がない。改善策をとるよう。	H24. 1. 13	現金の差し入れ及び所内での購入が可能であるので、被収容者に与える不利益は小さい。
136	八王子医刑	H23. 12. 27	国際法務総合センターへの移転に当たり、療養棟全室クーラー設置、病人用浴槽は広く寝たままの姿勢に入れるもの、酸素吸入や吸引のある設備を設けてほしい。	H24. 1. 13	関係部署に対して要望していきたい。
137	八王子医刑	H24. 3. 30	医療部門のスタッフを増員するよう更なる努力を求める。	H24. 4. 27	医療スタッフの増員については、上級官庁に伝達したい。
138	八王子医刑	H24. 3. 30	人的設備の充実には定員増・予算増が伴うのであるのなら、上級官庁に善処方を要望されたい。	H24. 4. 27	政府の予算方針等を踏まえ、上級機関に要望して参りたい。
139	八王子医刑	H24. 3. 30	被収容者への接し方、話し方について、処遇部職員に対してどのような教育がなされているのか。	H24. 4. 27	各種研修等の機会に人権尊重を含めて指導しているほか所長指示においても注意を喚起している。また、巡回中の監督者が不適切な対応を認めた場合には、その都度指導しているが、今後も引き続き研修等を通じ教育を図っていくこととしたい。
140	八王子医刑	H24. 3. 30	上級官庁も含めて当所の医師確保を優先課題として取り組むよう上申するよう求める。	H24. 4. 27	上級官庁においても、当所に限らず、医師不足の問題は優先課題として取り組んでいるものと認識しているところ、機会をとらえ、引き続き要望して参りたい。
141	八王子医刑	H24. 3. 30	視察委員会は医師・看護師から直接医療現場の実情と改善意見などを聴取し、改善に向けた意見を交換する場の設定を希望する。	H24. 4. 27	個別の職員面接は既に実施していることから、今後本人の同意を元に医師・看護師に対しても実施することは可能ではあるが、医療スタッフは限られた人数で勤務しているため、そのような機会を実現させるのは難しい。
142	八王子医刑	H24. 3. 30	例えば患者の目を見て話すなどの努力、理解力が乏しい患者への説明の仕方など、実践的な医師研修を行われるよう努められたい。	H24. 4. 27	各医師に対し、指導や注意喚起を行っているが、各医師が事例を出し合う等検討する機会を設ける等して、患者への適切な接し方についての技術を深めて参りたい。
143	八王子医刑	H24. 3. 30	一層のカウンセリング治療、メンタルケアの強化に努められたい。	H24. 4. 27	目ごろより、カウンセリング等によるメンタルケアに努めているところ、今後も引き続き強化に努めて参りたい。
144	八王子医刑	H24. 3. 30	休養被収容者だから、一律に作業をさせないというのではなく、医師の判断に従って、軽作業をさせてはどうか。どのような軽作業が可能かの検討を求める。	H24. 4. 27	材料や製品の搬出入等による治療環境(衛生・防疫)面で問題が生じるが、一部の透析患者に対しては、今後作業の導入の可否を検討して参りたい。 なお、精神疾患者に対しては療法としての作業を実施している。

145	八王子医刑	H24. 3. 30	休養患者について、経理受刑者の起床時刻である6時50分から7時30分までの間の読書を認めることを提案をする。	H24. 4. 27	休養患者については、一部の者は共同室に複数で収容しているもので、共同室においては他の者の就寝の妨げとなることが懸念され、また単独室のみに許可することは不公平な取扱いとなり適当ではないと考えている。
146	八王子医刑	H24. 3. 30	休養受刑者に対し、4類から3類以上への処遇につき、弾力的な運用を検討を求める。	H24. 4. 27	一定期間の優遇評価に基づき、優遇区分を指定しているところであり、引き続き適切に対処してまいりたい。
147	八王子医刑	H24. 3. 30	昨年は5分長く送蒸したが、八王子は厳しい温度環境であるので、送蒸時間の延長の努力を求める。	H24. 4. 27	就業受刑者の就業時間を踏まえると、これ以上の延長は困難と思考している。
148	八王子医刑	H24. 3. 30	ストーブの燃焼カローリーアップの方法を検討されることを求める。	H24. 4. 27	昨年12月に経理棟更衣室には朝夕の着替え時に使用するためのファンヒーターを設置する等しているが、今後も採暖の方法については、検討して参りたい。
149	八王子医刑	H24. 3. 30	扇風機の稼働時間は夜間2時まで延長されたが、今後とも室温によって稼働時間の延長を検討されたい。	H24. 4. 27	今夏の気温状況等を見ながら検討して参りたい。
150	八王子医刑	H24. 3. 30	汁物について、具材だけ別に用意し配食時に器に均等に入れ、汁のみ炭缶等で暖めたものを注げば、手間・費用等はかからないので、少なくとも冬の間だけでも実践してみたいか。	H24. 4. 27	温食給与については、現在も保温食缶等で給与する方法をとっているが、視察委員会の御意見についても、今後検討して参りたい。
151	八王子医刑	H24. 3. 30	病人(患者)の喫食時間については、短いとの意見があるので、配慮するように。	H24. 4. 27	食事の時間については、動作時間に基づき喫食させているが、医療上食事に時間を要する必要がある者に対しては個別に喫食時間を延長又は前倒する等配慮している。
152	八王子医刑	H24. 3. 30	テレビの視聴時間は休養受刑者・経理受刑者と差があってもよいのではないと思われるか。	H24. 4. 27	経理受刑者については、平日の午後7時から9時までの間、土日は午後1時から3時及び午後6時30分から午後9時までの間視聴させている。患者については、居室内にテレビ放送設備がなく、週1回1時間デイルームで視聴させている。
153	八王子医刑	H24. 3. 30	ラジオ放送については、テレビと違って選局出来ないため、できる限り多くの受刑者の要望を反映できないか。また、時間については切の良い時間に改めることはできないか。	H24. 4. 27	ラジオ放送については、被収容者の要望を反映するようアンケートをとり、その内容を参考にしながら、番組を選定することとしている。また、放送時間については、番組の開始や終了に極力配慮しながら選定しているところ、動作時間等との関係もあり同時にならない場合もある。
154	八王子医刑	H24. 3. 30	病棟照度が50ルクスと非常に少ない照度であるので、建物の老朽化及び移転予定等の実情はあるにせよ対策を立てる必要があると考えるか。	H24. 4. 27	視察委員会の御意見を踏まえ、今後対策を検討して参りたい。
155	八王子医刑	H24. 3. 30	私本購入を申し込んでから手元に届くまでかなりの日数が経過するので、検閲の時間の短縮を検討されたい。	H24. 4. 27	限られた職員にて極力速やかな処理を図っており、今後もその時間が短くなるよう努力して参りたい。
156	八王子医刑	H24. 3. 30	入所時に所側ではどのような教育をされているのか。特に他の刑務所との違いなどは懇切に説明する必要があると思うか。	H24. 4. 27	入所時には、刑執行開始時の指導として受刑生活を送る上で必要な内容を指導するところ、その際当所に特有の(医療専門施設であり一般刑務所と異なる点)内容も指導することとしている。
157	八王子医刑	H24. 3. 30	然るべき方法でアンケート、意見、提案に対して、とった措置などを紹介する努力をされるよう求める。	H24. 4. 27	被収容者に対しては、視察委員会からの子安町通信を用いてのお知らせにより、十分周知されているものと認識している。
158	八王子医刑	H24. 3. 30	入所時の教育にて、視察委員会制度について知らしめる機会を作り、視察委員による説明の機会を設けるよう提案する。また、被収容者に対する視察委員会の合同説明会を実施し、その際に被収容者との質疑応答を認めるよう提案する。	H24. 4. 27	入所時には視察委員会制度について説明を実施している。併せて居室に備え付けの所内生活の心得においても同委員会に係る詳細な説明を記載の上、周知を図っていることから、更にこの説明を充実させることで、視察委員会の御負担が軽減されるよう努力して参りたい。
159	八王子医刑	H24. 3. 30	提案箱を、運動場、工場、各階階段など普段通る箇所など目立つ場所に設置することを視察委員会と共同で検討する。提案箱に意見・提案用紙を備えておき、願せんを出さなくても、投函できるように検討する。	H24. 4. 27	保安上、歩行等の安全を確保できない場所などへの設置は困難であること、また、意見・提案用紙を備え付けようとすると、提案箱に加えて記載できるスペースを確保することは困難である。
160	八王子医刑	H24. 3. 30	新入者教育の際の視察委員会制度に関する教育で意見・提案箱の説明を行うことを提案する。	H24. 4. 27	所内生活の心得にて、又は新入教育の際に、視察委員会制度に関する指導を充実させて参りたい。
161	八王子医刑	H24. 3. 30	視察委員会が職員に対する個別面談を申し入れた場合、貴所の協力体制はいるのか、例えば就業時間後の面談ならどうか、等について貴所の見解を示されたい。	H24. 4. 27	職員配置は限られた者でやり繰りしていることから、視察委員会において指名され、さらに本人が了承した者について、面談時間が他の勤務者に過剰な負担とならない範囲を条件に検討したい。なお、勤務時間外に実施することは、対象職員や事務局職員に超過勤務を強いるので対応は困難と思考する。
162	八王子医刑	H24. 3. 30	「所内誌に意見書の要約などを掲載することを検討したい」とのことであるが、ぜひ検討し、意見書の内容が所員に知られるように努力されたい。	H24. 4. 27	周知方法等については、今後検討して参りたい。
163	八王子医刑	H24. 3. 30	矯正医療センターについて、①病棟内の全室に冷暖房を設置、②身体不自由者が横になって入浴することができる底の浅い浴槽の設置、③矯正医療センター内に広いグラウンドの確保、④患者被収容者が遊歩道を設ける、ことを求める。	H24. 4. 27	引き続き関係各部署に対し要望して参りたい。
164	府中刑	H24. 3. 6	主食のカローリー数については、身長や体重に応じて弾力的に運用すべきである。	H24. 3. 30	体位が著しく異なる者に対する、通常と異なる熱量の食事の支給については、通達に基づき適正に実施している。
165	府中刑	H24. 3. 6	医療体制の充実については、刑事施設全般における全国的な問題点であると理解しているため、引き続き、改善の努力を求める。	H24. 3. 30	今後も医療体制の充実に向けた取組を継続する。
166	府中刑	H24. 3. 6	診察や投薬を受けられないといった不満が多い点について、改善を求める。	H24. 3. 30	本年度、外部病院等の協力を得て、招へい医師の診察回数を増加させた。
167	府中刑	H24. 3. 6	夏季の熱中症対策として、扇風機の設置のための予算措置を講じられるよう切望する。	H24. 3. 30	扇風機設置の実現に向け、上級官庁に働きかけている。
168	府中刑	H24. 3. 6	過剰収容の是正問題は引き続き喫緊の課題であり、さらなる改善のため上級庁、関係機関への要請を含め、効果的な対策を講じられたい。	H24. 3. 30	本年3月20日現在、当所収容率は約96パーセントであり、過剰収容は改善されている。
169	府中刑	H24. 3. 6	被収容者からの意見及び提案書の提出について、用紙入手のための庶務課あての願書提出を徹底し、用紙を据え置くことなどを改めて検討されたい。	H24. 3. 30	意見・提案書の交付方法等については、必要に応じて見直しを検討する。
170	府中刑	H24. 3. 6	本年度も、各市立図書館からの書籍の寄付等が実現したことやムネスティ・インターナショナルからの外国語書籍が閲読可能となったこと、六法の寄贈が実現したことを評価したい。	H24. 3. 30	図書の実用を図るため、今後も関係機関等との協力を継続する。
171	府中刑	H24. 3. 6	職員に対する人権研修について、効果的な研修となるよう改善を検討されたい。	H24. 3. 30	意見を踏まえ、より効果的な人権研修の企画立案に努める。
172	府中刑	H24. 3. 6	公文書管理規程について、特に行政文書ファイル管理簿への登録及び廃棄手続に当たっては矯正局の協力を得た上で、協力願いたい。	H24. 3. 30	意見に係る事務手続の実施については、必要に応じて上級官庁と協議し、検討する。
173	横浜刑	H24. 3. 6	一施設で対応できるものではないが、過剰収容は重要な問題であるので指摘しておきたい。	H24. 3. 21	現在の収容率は98パーセント前後となっており、やや減少傾向にある。引き続き各種行事、運動、居室備品の充実等に努めるなどして収容に伴うストレスの解消に配慮していくこととしたい。
174	横浜刑	H24. 3. 6	親族以外との外部交通が制限される傾向が強いと言わざるを得ず、その運用が厳格に過ぎる嫌もあり、新法制定時の趣旨に則り、親族以外の者と外部交通を積極的に許可するような運用を求めたい。	H24. 3. 21	今後も面会することの必要性等、規律及び秩序の維持等を勘案し、法令に基づき、許否の判断をすることとしたい。
175	横浜刑	H24. 3. 6	被収容者には軍隊式のような行進させているが、これを厳格に適用することは不必要であり、被収容者の尊厳にも関わるものであることから、柔軟な運用を検討願いたい。	H24. 3. 21	多数の受刑者が刑事施設内を移動する場面では、戒護職員は、集団を離脱する者の有無を確認するとともに、頻繁に目視で人頭確認を行っており、整列し、整然と移動することが必要となる。

176	横浜刑	H24. 3. 6	菓子の購入金額について、上限を再考すべきものであると考えている。	H24. 3. 21	報奨金計算額が少なく、自弁の嗜好品を買うことをあえてしない受刑者が存在しており、経済的に余裕のある者の要望に沿うことは必ずしも適切とは言えないため、今後も慎重に検討したい。
177	横浜刑	H24. 3. 6	(横須賀刑務支所の設備について) 毎年指摘しているが、建物が塩害によりかなり腐食している。体育館が狭く半分の規模しかないことも問題があり、改善を求めたい。	H24. 3. 21	現在地における全体改築について上級官庁に文書で要望をしているが、現在のところ予算措置が得られていない。引き続き要望したい。 なお、講堂及び浴室については、平成24年度に、建替えのための設計費が認められた。
178	横浜刑	H24. 3. 6	セクハラ事案の発生を踏まえ、今後は、職員の人権意識の涵養とともに、相談制度を周知し、利用しやすくするよう改善を求めたい。	H24. 3. 21	事案発生後、全職員に対するセクシュアルハラスメント防止研修を実施したほか、本年3月から、常勤職員以外の者にも相談窓口が分かるよう各課・部門の見やすい場所に担当者及び電話番号を掲示して周知を図った。
179	横浜刑	H24. 3. 6	施設の健全な運営のためにも、職員が必要な休息を得、正当な給与を得ることは必要であるので、改善を求めたい。	H24. 3. 21	事務の省力化、勤務配置の合理化等を推進し、年次休暇のほか各種休暇制度を周知させるなどして、職員が休暇を取得しやすい雰囲気作りに努めたい。
180	新潟刑	H24. 3. 27	平成23年度傷害事件が1件、食中毒の発生、自殺が1件発生しているが、このような事態を繰り返さないためには、従来の体制に問題がなかったか検証が不可欠である。この検証活動は、施設内部のみならず、委員会の立場からも行われることが有用であるため、事件等の情報について、適切、かつ、迅速に報告を受けることが必要である。また、報告の正確性を担保するためには、事件等の概要及び処理状況について、できるだけ速やかに書面による報告を行うよう求める。	未報告	委員会が状況を把握するために、可能な限りで必要な情報を提供できるよう努めたい。
181	新潟刑	H24. 3. 27	食事、嗜好品、物品購入について要望が多く寄せられているところ、居室の調味料(醤油など)の配置を止めた際、全館放送によって1回説明したものの、被収容者に十分に理解を得られていない。制約に関する説明が適切になされていなければ、被収容者には理不尽な制約と受け取られる可能性もあり、そのような事態は処遇効果を減殺することもなりかねないことから、制約を課す場合には、出来る限り、その説明を行うことを求める。	未報告	処遇が変更になる際などは告知を行っており、本件醤油引き上げの際は、担当職員からの告知及び放送による告知を行ったが、必ずしも被収容者に浸透していない可能性もあることから、今後は、告知の機会を増やすなど、その理解を深められるよう努めたい。
182	新潟刑	H24. 3. 27	居室内で視聴できるテレビ番組の内容に関する不満、とりわけ歌番組の視聴を求める意見が多く出されている。被収容者にとってテレビの視聴は少ない娯楽の一つであるから、内容的に不適切なものでない限り被収容者の要望をできる限り番組選択に反映させることが、被収容者の平穏にもつながり、処遇効果の向上にも資するものと期待できる。したがって、テレビ番組などについては、アンケートを採るなどの方法により、被収容者の希望を一定程度取り入れるなど、その選択に配慮するよう求める。	未報告	テレビ視聴について、それが被収容者の娯楽の一つとして、しているのは、処遇効果の向上につながることは否定する余地のないところである。しかしながら、全ての被収容者の要望を反映させることは困難なことであることから、当所においては、番組選定に当たりアンケート調査を実施した上で番組の選定反映に努めている。
183	新潟刑	H24. 3. 27	被収容者は、夏季においては酷暑の中、冬季においては厳寒の中、刑務作業にあたる場面が多いものと推測される。特に高齢受刑者にとっては、貴刑務所の環境は極めて過酷である。受刑者からの聴き取り結果によれば、必要に応じて熱中症対策が取られているものと見受けられたが、異常気象が多い昨今においては、引き続き適切に対応されたい。	未報告	当所において、夏季であれば夏季処遇、冬季であれば冬季処遇など、季節に応じてその処遇を変更させている。今後も、継続するとともに、その年の気象状況に応じて柔軟に対応していきたい。
184	新潟刑	H24. 3. 27	施設内で使用するタオルや着用する下着類について、十分な頻度で洗濯することを認められていないとの意見が寄せられている。貴刑務所内は夏季には非常に高温になるため、タオルを用いる者も少なくない。そのタオルを十分な頻度で交換し、洗濯できなければ非常に不衛生であり、環境が悪劣となることは明白である。下着類も相当程度汗をかくものと推測されるので、適切な頻度で交換しなければやはり不衛生である。については、貴刑務所内の衛生管理には十分配慮されることを求める。	未報告	下着については毎日洗濯を実施しており、タオルについても、入浴時本人に洗わせている。また、連休などで洗濯ができない場合には、下着などの使用枚数を増やし替えることができるよう配慮している。しかしながら、時として異常気象なども考えられることから、今後とも柔軟な運用に努めたい。
185	甲府刑	H23. 5. 31	副食の配食方法について、汁の具やおかず量が不公平になっているという受刑者の意見があることから、職員は配食係の不正等が行われないよう監督してもらいたい。	H23. 7. 26	職員に対し、必ず配食前には、被収容者に給与する副食等の量が公平に分配されているか確認し、また、確認後も不正配食や不正授受がじゃっ起されないよう留意して勤務するよう徹底を図った。
186	長野刑	H24. 3. 29	受刑者に対する職員の対応について、適切に配慮されたい。	H24. 4. 24	職員研修、職務研究会を通じて被収容者の人権に配慮した対応を執るよう周知徹底する。
187	長野刑	H24. 3. 29	受刑者からの面接希望や、眼鏡等の修理などに対して、時間を置かず適時に対応されたい。	H24. 4. 24	面接出願は、1月以内に処理するように努めているが、眼鏡修理等出願に対する処理は、今後、外部業者と時間の短縮について協議し、早期に対応可能となるよう配慮する。
188	長野刑	H24. 3. 29	クラブ活動の中止などがあった場合、受刑者は連絡が遅れ不安を感じているので、早く連絡できるよう配慮してほしい。	H24. 4. 24	クラブ活動が中止になった場合、関係受刑者に不安を感じさせないように、できる限り早く連絡ができるように努める。
189	長野刑	H24. 3. 29	受刑者が職員に直接メモ(願箋)等の提出できる方を講じてほしい。	H24. 4. 24	投函箱を設け、直接職員が回収する方法に改善した。
190	長野刑	H24. 3. 29	居室内で汁物等を食べる際、スプーンの貸与を検討してほしい。	H24. 4. 24	スプーンを貸与することとし、貸与方法について検討している。
191	長野刑	H24. 3. 29	体育館に提案箱1個の増設を要望する。	H24. 4. 24	体育館のみならず必要箇所を再検討し、提案箱を増設する。
192	長野刑	H24. 3. 29	視察委員会ニュースを掲示の形で閲覧させるほかに、希望者には個別に配布できるよう方を講じてほしい。	H24. 4. 24	希望者に対する個別配布について、実施可能か検討する。
193	静岡刑	H23. 5. 31	ナイロンタオルの使用は、石鹸の節約や身体を洗う時間の短縮につながるため、認める方向で検討されたい。	H23. 6. 23	関係司令の改正を受け、平成23年7月1日から、第2類以上の受刑者にナイロンタオルの自弁を認める予定である。
194	静岡刑	H23. 11. 28	自己契約作業は、注文主の存在が必要条件であろうが、余暇時間の活用のため、援助を与えられたい。	H24. 1. 18	自己契約作業の願い出があった場合には、その都度、相手方となる事業主の開拓、調整等に努めることとした。
195	静岡刑	H23. 11. 28	入浴場の脱衣場にある眼鏡置場の使用について、初めて使用する者に対しては、教示を徹底されたい。	H24. 1. 18	入浴場の脱衣場にある眼鏡置場を初めて使用する受刑者に対しては、事前の教示を確実にすることとした。
196	静岡刑	H23. 11. 30	布巾の洗濯、交換について、収容期間の限られた未決拘禁者には、用途、交換の取扱い等の教示を徹底し、受刑者には、衛生状態確保のため、適切な配慮を検討されたい。	H24. 1. 18	未決拘禁者に対して、布巾の用途、取扱い等についての教示を確実にすることとした。 受刑者の布巾は、2か月に1回交換するほか、損傷又は汚損が著しい場合には、その都度交換しており、引き続き適切な対応を行うこととした。
197	静岡刑	H24. 3. 26	魚の目であっても医療上の対応が必要な場合には、軽微なものとして見過ごされることがないよう留意されたい。	H24. 4. 18	医療措置が必要な場合は、適切に対応しており、引き続き、適切な健康管理に努める。
198	静岡刑	H24. 3. 26	被収容者の尊厳をおとしめるような言葉遣いは避けるよう心掛けられたい。ただし、職務研究会においても検討され問題意識を持っていることは評価できる。	H24. 4. 18	職員には、被収容者の人権を尊重するように、職員研修、職務研究会等を通じて指導しており、引き続き、適切な言動を心掛けるよう指導する。

199	静岡刑	H24. 3. 26	沼津拘置支所における経理作業員居室の過剰収容は、人員確保及び収容場所の理由からやむを得ないようであるが、そもそも、同支所及び浜松拘置支所の老朽化に問題があり、その劣悪な環境から、衛生面、耐震性についても不安なところは少ない。早急に、両支所の建替えを実現されるよう上級庁に働き掛けられたい。	H24. 4. 18	浜松拘置支所及び沼津拘置支所については、設備改修工事や各所補修工事により、機能・衛生面の維持に鋭意努めているが、新営工事の実施については、上級機関に対して継続して働き掛けることとした。
200	静岡刑	H24. 3. 31	職員不足については、平成24年1月1日現在、欠員が生じているという実情があるので、職員の増員を速やかに実施されるよう善処されたい。	H24. 4. 18	欠員については、社会における医師不足もあり、人材の確保が困難な状況もあるが、引き続き、補充に努めていきたい。
201	静岡刑	H24. 3. 31	超過勤務手当の支給状況について、サービス残業と疑われる事情が改善されるべきである。	H24. 4. 18	超過勤務手当の支給に係る予算の増額については、今後も継続して要求していく。
202	静岡刑	H24. 3. 31	年間最低でも6回の委員会の実施が必要であり、次年度も6回開催されるよう継続努力されたい。	H24. 4. 18	平成24年度は、前年度同様に年間6回の委員会が開催可能な予算が示達されている。
203	静岡刑	H24. 3. 31	第2舎棟耐震補強工事の実施について、計画どおりの補強工事の実施が遅延しないよう留意されたい。	H24. 4. 18	第2舎棟耐震補強工事については、炊場講堂棟の新営工事等の工事計画の一部として計画に組み入れられているので、補強工事の実施が遅延しないよう留意する。
204	川越少刑	H23. 7. 20	さいたま拘置支所女区入浴場において、洗濯機の排水が、身体を洗う場所に流されているというので、改めていただきたい。	H23. 9. 22	排水について、改修措置を施した。
205	川越少刑	H23. 7. 20	各種資格試験を希望する者の受験枠を拡大することを検討できないか。また、クラブに加入している者が、資格を受験することが原則であれば、クラブの定員増を検討できないか。	H23. 9. 22	受刑生活に真しに取り組み、改善更生の意欲や社会生活に適應する能力が高まってきていると見込まれる者であって、一定期間、自主学習を続けるなど資格取得にも積極的な者等に対し、クラブ活動の参加を条件とすることなく、受験機会を付与することについて、検討することとした。
206	川越少刑	H23. 7. 20	私本の購入、差入冊数を増加させることはできないか。	H23. 9. 22	私本は、月に2回、合計6冊まで購入できるほか、差入れも可能であるので、私本の購入冊数を増やす必要はないと料している。
207	川越少刑	H23. 7. 20	お茶の量が少ないとの意見があり、改善願いたい。	H23. 9. 22	可能な限り多く入れるよう、職員に指導した。
208	川越少刑	H23. 9. 22	1か月に1回は布団乾燥を実施してほしいとの意見があり、検討願いたい。	H23. 11. 15	2か月に1回程度実施していた布団乾燥を1か半月に1回程度実施するよう改善したほか、休日や天候の状況により、更に短い間隔で乾燥が行えることもあり、実際には、1か月に1回程度実施されている旨を報告した。また、掛け布団については、夏季は居室から引き上げているが、保管中のカビの発生を抑えるため、乾燥の上、布団圧縮袋に収納する取組も実施している旨報告した。
209	川越少刑	H23. 9. 22	工場の保護具（手袋）について、破損したものは、速やかに交換願いたい。	H23. 11. 15	予備の在庫が皆無とならないよう、数量を確認し、早めの発注を心掛け、在庫を切らすことのないように調整することとした。
210	川越少刑	H23. 9. 22	居室棟内に作業製品をためないよう留意願いたい。	H23. 11. 15	完成品を保管する必要がある場合は、倉庫に移動させるなどの適切な対応を講じるほか、必要に応じて、関係受刑者に十分な説明を行うこととした。
211	川越少刑	H23. 9. 22	夜間灯について、節電のため、夏は、明るくなったら消すなどの柔軟な運用ができるのか検討願いたい。	H23. 11. 15	職員の視察や被収容者の生活上の観点から、消灯可能な時間帯を確認するなどした上で、来夏の実施を検討したい。
212	川越少刑	H23. 11. 15	冬場の居室での洗髪、拭身の実施の検討願いたい。	H24. 1. 12	冬季、居室で洗髪、拭身させることは、湯湯を給与できないこと、浄化槽や配管の容量等設備上の問題があることに加え、水はね等衛生上の問題も生じることから実施困難である。
213	川越少刑	H23. 11. 15	運動や入浴時に体重を計らせてもらいたい。	H24. 1. 12	入浴時の計測が可能となるよう、体重計を整備の上、その設置場所の全面見直しを行うとともに、内規を発出して運用面を整備するなどの措置を講じた。
214	川越少刑	H23. 11. 15	所内誌「はつかり」に掲載されている刑事施設視察委員会のお知らせについて、内容を変更したい。	H24. 1. 12	委員の意見に基づき、内容を変更した。
215	松本少刑	H24. 3. 14	職員に対し十分な休暇や休養を保障するなど勤務条件の向上を図り、働きやすい職場環境を実現するようにされたい。	H24. 4. 11	職員が、十分な休暇等を取ることができるように職員配置、業務の合理化等を推進するとともに、職場内のコミュニケーションを良くし、必要に応じて健康管理医と健康管理者の協力・連携を図りながら良好な人間関係作りを努めていきたい。
216	松本少刑	H24. 3. 14	慰問の数を増やすなどして受刑者の心身の安定につながる措置をとられたい。	H24. 4. 11	今後、慰問の数を増やし、受刑者の心身の安定につなげていきたい。
217	松本少刑	H24. 3. 14	飯田拘置支所及び飯田拘置支所附属の職員宿舎を建て替えられたい。	H24. 4. 11	同支所庁舎及び宿舎の建替えについては、平成9年から財務省及び法務省等の上級官庁に毎年お願いしているところ、庁舎及び宿舎の建替えについては、上級官庁が全国の矯正施設の庁舎等の状況を確認の上、計画するため、当所が単独で措置できる事項ではない。
218	東京拘	H24. 3. 31	未決拘禁者について、月曜日に公判がある場合には、法廷に持参する訴訟関係書類やノートを金曜日夕方に取り上げているが、日曜日午後9時まで、訴訟関係書類を居室で閲覧でき、貸与のボールペンも使用できるように改善を求める。	未報告	月曜日に公判がある場合には、その前週の金曜日に出廷時の携行書類等の有無を確認しているところ、その際、その後も同書類等の閲覧を希望する場合には、閲覧終了後に提出させる取扱いとしている。
219	東京拘	H24. 3. 31	当施設の食事時間は、業務の必要上、現在正味約15分として、夕食の時間は午後4時20分からとなっている。被収容者から、食事時間について、あと5分延長して欲しい、夕食時間（現在夕食は午後4時20分）については、あまり早く夕食をとると夜の9時頃には腹が減って眠れないので、せめて午後6時からにしてほしいとの要望が多い。これらの問題は、職員の勤務時間、ひいては予算問題とも関係するが、人間らしい生活を確保するためには、職員の勤務時間や予算の問題を解決しながら、改善する必要がある。	未報告	食事時間は、少なくとも15分間を確保し、仮に精神や身体に疾患を有する被収容者等、他の被収容者と同等の時間帯で食事が摂れない場合、居室扉に「食事時間延長許可」を掲示するなどし、上記時間以上を確保するなど、個々に対応しているところである。食事時間の延長については、炊場のみならず、各収容棟管理係の就業時間をも見直す必要があるところ、本年度は、当所執行運動場の運用開始に伴い、当所執行受刑者の運動の機会確保を目的とし、その観点での就業時間の見直しを実施したところであり、これが安定的に運用できるようになった段階で、検討を実施することとした。 夕食時間を午後6時とすることについては、職員の勤務時間に大きく影響するため、職員数や予算事情の問題からして対応は困難である。
220	東京拘	H24. 3. 31	市民的感覚としては、拘禁と戒護及び受刑者の矯正教化を阻害しない範囲で、被収容者が人間らしい生活を送るために被収容者が必要とする「市販薬」「衛生用品」「調味料」などについて品質のよい物を安く自弁購入や差入れができるようにするとともに、現代的な生活の中で日常生活に取り込まれている「携帯ラジオ」「CDプレーヤー」「電子辞典」等の自弁購入や差入れを求めよう改善すべきである。被収容者に係る物品の自弁等に関する規則や訓示等の改正を含め、被収容者が現代的な水準の生活に適應できるように、安全かつ安価で入手し使用できるようにすべきである。	未報告	各種物品の自弁については、法務省令及び法務大臣訓令により、法的地位に応じて、使用することができる物品が定められており、当然のことながら、当所もこれに従って、物品の使用の許否判断を行っているほか、当所が指定した購入物品に係る事業者の販売価格については、当所が物品の価格の市場調査を行い、価格等が不適切であった場合は、指導の上、改正させるなどしている。 意見のあった未決拘禁者の自弁による携帯ラジオ、CDプレーヤーの使用は、同訓令により使用させることができない物品に当たったため、当所では使用させておらず、当所限りでは対応できない事項である。 なお、電子辞書については、大臣訓令の改正により、一定の要件を満たす場合には自弁が可能となったところ、購入可能な機種選定を行うなど事業者との調整が整い、今後、購入申請がなされた場合、その要件等に従い、その可否を判断することとする。

221	東京拘	H24. 3. 31	被収容者の腕時計や置時計の所持、使用が認められていないが、被収容者が時間によって、腕時計等の所持、使用を認める改善を求める。	未報告	置時計の自弁使用については、大臣訓令において、第1種又は第2種の受刑者で、一定の要件を満たした場合に使用を許すものとされ、すべての被収容者を対象として、自弁を認めることはできない。
222	東京拘	H24. 3. 31	自弁品・差入品につき、必ず複数の業者を指名し、製品の品質、価格の点で競争の原理が働くように改善すべきである	未報告	被収容者への物品の販売業者については、法務省矯正局が公募を実施し、差入業者については、差入業者2店舗を指定しているところである。
223	東京拘	H24. 3. 31	ラジオ放送について、被収容者の不満は強い。被収容者のアンケートなどを実施し、バランスの取れた番組の選定をするとともに、野球は延長しても終わりまで聞かすことなど弾力的な運営を行うべきである。また、ラジオ放送を聞きたくない人は、聞かなくてもすむような措置もすべきである。日本におけるラジオ放送は、全体として穏当な内容であり、刑事施設の規律と秩序を具体的に害する結果を生ずるおそれがあるとはいえず、被収容者が携帯ラジオの自弁購入ができるよう改善すべきである。	未報告	ラジオ放送については、年に1回、被収容者に対してアンケート調査を実施しており、番組改編の際の参考としている。 ○当所においては、被収容者に規則正しい生活を送らせるため起居動作の時間を定めていることから、就寝時間以降にラジオ放送を延長することは適当でない。 ○ラジオ放送を聞きたくない者については、居室内の音量スイッチで調整することができることから、支障ないものと思料される。 ○ラジオニュースを予め録音し、当所の規律秩序を害する結果を生ずるおそれがないか等、内容を検査した上で放送している。被収容者の携帯ラジオの自弁については、上級官庁に伝達したい。
224	東京拘	H24. 3. 31	下着以外の衣類も洗濯してほしい旨の要望が多いので、予算措置等をして、下着以外の衣類も季節毎に定期的かつ原則的に当施設において洗濯するように改善すべきである。	未報告	当所限りで対応できない事項であるため、意見があったことについて、上級官庁に伝達したい。
225	東京拘	H24. 3. 31	現在入浴時間は正味15分、夏には週3回、冬には週2回とされているが、やはり15分の入浴時間は短すぎるのであり、5分延長して、正味20分とし、我国の生活習慣からして、一年を通じて週3回の入浴を保障すべきものと判断し、予算措置等をして、改善を求める。	未報告	入浴時間及び回数の増加については、職員配置及び必要な予算の確保が伴うところ、いずれも、当所限りで対応できない事項であるため、意見があったことについて、上級官庁に伝達したい。
226	東京拘	H24. 3. 31	被収容者について、入浴時間の制限もあり、ナイロントオルの使用を求める声も少なくない。他の刑務所で使用を認めているところもあり、当施設でも希望者にはナイロントオルの自弁使用を認めるように改善を求める。	未報告	ナイロントオルについては、その材質等からして、居室内で保管させることは保安上の問題が大きいことなどからすれば、その使用を認めることは消極である。
227	東京拘	H24. 3. 31	当所執行受刑者に運動時間中運動靴の使用を認めることになったが、当施設の設備の堅固さを考えると、逃亡等の危険性も少なく、未決被収容者や死刑確定者の運動時間に運動靴の使用を認める改善を求める。	未報告	運動靴の自弁使用については、大臣訓令において、受刑者のみに使用を許すものとされ、未決拘禁者及び死刑確定者に対して、自弁を認めることはできない。 また、その貸与についても、運動靴はサイズを幅広く整備する必要があり、その確保に係る予算面、保管場所の問題のみならず、衛生保持の問題などから困難である。
228	東京拘	H24. 3. 31	被収容者の冬季の屋外の運動は、体調を崩すきっかけにもなるので、希望者限りとし、講堂や居室棟を利用した運動ができるように改善を求める。	未報告	未決拘禁者及び一時執行受刑者の運動については、運動の機会を確保するとの法令の趣旨に従い、運動を希望しない場合には、強制的に運動を行わせるような取扱いはしていない。また、戸外運動の実施如何を問わず、午前午後、それぞれ15分間の室内運動の時間を設けている。 当所執行受刑者については、当所執行運動場の運用開始に伴い、監視職員の確保等の観点から、運動実施の希望の有無にかかわらず、同運動場に連行する取扱いとしている。 雨天や同運動場のグラウンド状況が不良の場合には、講堂等で実施しているところではあるが、気温が低い場合の同運動場の使用につき、当所執行受刑者の希望等を斟酌しながら検討することとした。
229	東京拘	H24. 3. 31	面会時間については、平成24年1月10日から通常的面会時間について、受刑者及び死刑確定者は20分間、未決被収容者は15分間とする運用の改善がなされたが、引き続き予算措置をとり職員を増員をして、原則30分間の面会時間を確保するように改善を求める。	未報告	本年1月から面会時間の延長を実施したところ、引き続き、面会実施状況等を勘案しながら、面会時間の確保に努めていく。 なお、職員の拡充に関しては、当所限りで対応できない事項であり、意見があったことについて、上級官庁に伝達したい。
230	東京拘	H24. 3. 31	被収容者と面会を求める家族の多くは平日に勤務している勤労者であることを考慮し、土曜日又は日曜日を原則的に面会可能日とし、振替に平日を原則的に面会不可の日とする方策も検討することを求める。	未報告	当所に収容している受刑者に対しては、予約制による休日面会を実施しているが、被告人等に対する休日面会を実施するとした場合、平日と同等の面会実施体制や警備体制を整える必要が生じ、大幅な増員がなければ実施困難である。 なお、職員の拡充に関しては、当所限りで対応できない事項であり、意見があったことについて、上級官庁に伝達したい。
231	東京拘	H24. 3. 31	手紙の発信・受信は、面会と並んで、被収容者にとって、実社会とつながる貴重な手段である。特に、家族、友人等が遠方に居住しているなどで面会が不可能な場合は、手紙の発信・受信が、実社会とつながる唯一の手段となる。手紙のやり取りを通じて、家族や友人と安否を確認し合い、出所後の住まいや仕事について相談を進めることは、これらの人々との絆を維持・強化し社会復帰を確実にするうえで、決定的に重要である。また、死刑確定者にとって、手紙のやりとりが心情の安定を維持するうえで、重要な役割を果たしていることはあらためて指摘するまでもない。このような被収容者の手紙の発信・受信の重要性を考慮し、職員の拡充を図り信書検査の弾力的な運営を図るなどして、信書の発信制限を死刑確定者や未決拘禁者には1日2通、受刑者には月8通に緩和するよう改善を求める。	未報告	現状において発信に係る取扱いは、職員の業務量等を勘案した上で、出願当日に発信できるように、その通数等を配慮したことによるものであることを御理解願いたい。 御意見にある通数を認めることとすると一定の職員配置が必要となるが、職員の拡充に関しては、当所限りで対応できない事項であり、意見があったことについて、上級官庁に伝達したい。
232	東京拘	H24. 3. 31	医師による迅速適切な対応（診察・説明・処置）をすること、医師には、診療の求めに応じる義務があり、看護師には「医師の指示のもと」という業務規定があるので、これらの法律規定を遵守すべきである。そして診療をを求める患者（被収容者）の主訴をしっかりと聞き、丁寧な診察の施行が求められる。安易に「詐病」とか、「気のせい」と判断することのないことが求められる。	未報告	被収容者が負傷し、又は疾病にかかっている旨の申出をした場合には、医師がその申出の状況を直ちに把握できる場合を除き、准看護師が主訴や病状等を確認した上、医療従事者として確実に医師に報告し、医師が診察の要否を判断している。 また、当所医師は、診察時、患者の訴えを細かく丁寧に傾聴し、必要な検査や処方を行っており、安易に詐病等と判断することはなく、適正な医療に努めていることをご理解願いたい。
233	東京拘	H24. 3. 31	インフォームド・コンセントを重視すること。 医師による説明を理解し、そのうえで患者の同意のもと検査や治療の実施を行うことになっており、刑事施設内でもインフォームド・コンセントを重視することが必要であり、診察内容等を理解させるため必要があれば、説明書面の交付をすることも検討していただきたい。	未報告	当所では、医療従事者が患者に対し、症状及び診断傷病名、処置及び治療方針、処方薬剤の種類や服用方法（副作用を含む。）等の事項について、口頭で診療情報を提供しており、提供する内容の難易度、患者の理解力の程度等を勘案して特に必要と認めるときは、口頭による説明に加え、提供すべき情報を文書に記載して交付することとしているところ、今後、該当者があれば、口頭による説明に加え、提供すべき情報を文書に記載して交付することとしている。
234	東京拘	H24. 3. 31	外部医療機関との連携を強化すること。 患者に適切な処置をするため、外部医療機関の協力が必要な場合、迅速に外部医療機関へ搬送できるように、日常的に、外部医療機関への搬送基準や外部医療機関の受け入れ基準を協議し、きっちりとした協体制を確立しておくべきである。	未報告	年1回程度、近隣の病院関係者と「医療対策協議会」を開催して、当所の医療状況について説明するとともに、救急患者発生時に、患者を受け入れていただくよう協力依頼を実施しているものの、一般の外來患者や入院患者、医療従事者の安全・安心を確保したい等として、断られることが多く、なかなか協力を得られない実情にあるところ、ご意見のとおり、当所の施設運営上、外部医療機関の協力は必要不可欠であることから、引き続き、協力を得られるようより一層努めてまいりたい。

235	東京拘	H24. 3. 31	死刑確定者の外部交通の拡充等について「在監者の人権」について、「その制限は、拘禁と戒護（逃亡・罪証隠滅・暴行・殺傷の防止、規律維持など）及び受刑者の矯正教化を達成するために必要最小限度にとどまるものでなければならない」とされている。したがって、死刑確定者の面会や信書の制限は、拘禁と戒護という在監目的、刑事施設における規律・秩序が保たれない程度に害される相当の具体的蓋然性が予見される場合に限り制限できるのであって、それ以外の場合は原則許可とされるべきである。現在、当施設は「死刑確定者について、平成21年10月、外部交通を許す相手方を拡大することとし、死刑確定者に優先順位を付して申告させ、相手方との外部交通を必要とする事情が認められる場合は、その者との外部交通を許可する方針として、許可するものはこれまでおおむね3名であったが、おおむね5名まで拡大した」が、外部交通許可申請がなされた場合には、当施設における規律・秩序が放置できない程度に害される相当の具体的蓋然性が予見される場合を除いて、柔軟に許可されるように改善を求める。	未報告	死刑確定者の外部交通については、法令上、基本的にはその自由を認めず、外部交通を必要とする事情があるなど一定の要件がある場合において、かつ、規律及び秩序を害するおそれがない場合に許可されるべきものであって、現状においても、この法令の趣旨に従い、適正に判断しているところである。 また、その判断に当たっては、被申告者の身上、経歴等を慎重に調査する必要があるため、一定の期間が必要なのはやむを得ないところ、そのような事情の中でも、より早期に判断ができるよう鋭意努めているところでもある。 なお、不許可とした理由を明示することについては、一般的に、外部交通を制限した場合の取扱いにおいても、その制限理由について教示するものとはされていないことからして、相当ではない。
236	東京拘	H24. 3. 31	現在、死刑確定者には、他の被収容者との交流は全くない。死刑確定者は、「話し相手に飢えているので、お茶会のような集まりを月1回程度設けてほしい」「毎週1時間程度・2回位グループで交流させてほしい」「顔を合わせたり、すれちがうとき挨拶させてほしい」と要望している。人間は社会的動物だと言われており、人間らしい処遇という点では、被収容者間の交流を認める共同処遇を行うことが大切である。死刑確定者の少人数の茶話会に希望者を参加させても、刑事施設内における規律、秩序が放置できない程度に害される「相当の具体的蓋然性」が予見されるとはいえないことは明らかであり、実現可能な方策を検討し、実現可能な共同処遇策を早急に実施すべきである。	未報告	刑事収容施設及び被収容者の処遇等に関する法律第39条第3項に基づき、原則として相互に接触させないこととしている。
237	東京拘	H24. 3. 31	刑務官の業務の個性性、特定性を明確にするため、本来は「名札」をつけるべきであるが、被収容者からの不当攻撃を防止する必要もあるため、「A棟1番」といった番号表示をすべきである。	未報告	当所に収容する被収容者の身分は未決、既決、死刑確定者など様々であり、さらに初犯者、累犯者等類型も多岐にわたる。この様な当々の特殊性を考えると、職員に「名札」をつけることは、困難であることを御理解願いたい。 なお、勤務配置から職員を特定することは可能である。
238	東京拘	H24. 3. 31	施設職員は、被収容者の心情安定と更生、社会復帰への援助についての知識と経験を有する専門家として、被収容者の希望がある場合、公正かつ誠実に相談に応じ、被収容者の心情の安定と更生、社会復帰への援助のため指導し援助を与えるようにすべきである。 職員面接のための面接室を設け、職員面接を充実させるための職員の増員等を上級庁に要請し、職員の研修や交流を求める。	未報告	不服申立事項を除き、真に所内生活上の悩み、相談事等について助言相談をする必要があると認めた場合は面接を実施している。 職員面接を実施する際は応接室等の個室で実施しているものの、職員の増員等の実現については、当所限りで対応できない事項であり、上級官庁に意見を伝達したい。
239	東京拘	H24. 3. 31	新人職員に対し、被収容者の人権について理解を深める研修や被収容者の年齢や状況に応じた職員の指導・指示等の言葉遣いや留意点についての研修。	未報告	職員に必要な研修については、計画的に実施している。今後も職員が理解を深められるようさらに工夫を加えるなどし、研修の充実化に努めてまいりたい。
240	東京拘	H24. 3. 31	中堅職員に対し、被収容者の処遇について法令の規定に基づき適切かつ効率的に行うため、法令の理解を深め、指導・指示を適切に行う実務の研修。	未報告	職員に必要な研修については、計画的に実施している。今後も職員が理解を深められるようさらに工夫を加えるなどし、研修の充実化に努めてまいりたい。
241	東京拘	H24. 3. 31	中堅職員について、職員アンケートの中で、パワーハラスメントの具体的指定があった。刑事施設において、パワーハラスメントの予防と解決は格別重要である。最近まとめられた厚生労働省の「職場でのパワーハラスメントの要望と解決に向けた提言」を踏まえ、パワーハラスメントを行う職員に対し、丁寧かつ理解しやすい個別の指導を行うとともに、パワーハラスメントの根絶を目指す研修。 これらいずれについても、ロールプレイなど実践的かつ効果的な研修の実施が望まれる。	未報告	職員に必要な研修については、計画的に実施しているが今後も職員が理解を深められるようさらに工夫を加えるなどし、定期的又は必要に応じてパワーハラスメント等の職員全体研修の充実化に努めてまいりたい。
242	東京拘	H24. 3. 31	職員の時間外勤務の計画的減少と時間外勤務に対する超過勤務手当の完全支給、4週8休の基本的実現と週休日の振替及び休日の代休日の取得、年休消化の計画的実現に向けた具体的な改善策を求める。	未報告	職員の増員及び超過勤務手当予算の増額について、上級官庁に伝達したい。
243	東京拘	H24. 3. 31	当施設において、被収容者の面会時間を30分とし、信書発信を拡大したり、職員面接制度の充実を図ったりしつつ、職員の勤務時間の減少・4週8休の週休や年次休暇の取得を実現するためには、職員の増員が不可欠である。当施設において、上記の被収容者の処遇改善や勤務条件の改善の具体的計画を立案し、必要な職員の増員案と予算額を明らかにし、上級庁と協議をすべきである。	未報告	職員の増員について、上級官庁に伝達したい。
244	東京拘	H24. 3. 31	当施設は、視察委員会の活動について、大変協力的であると評価しているが、処遇の現場では処遇について意見を述べたり、提案箱に意見書を投函することにより、共同室から単独室に移されたり、集団運動から外されたり、押入れされたりする不利益を受け、自由に提案箱に意見書を投函したり、面接を希望できる状況にないとの意見もある。このような対応の根絶を求める。	未報告	提案箱に投函したことにより、居室を変更したり、集団運動から外すといった取扱いはない。 また、当所執行受刑者については、自由に視察委員会へて意見、提案ができる環境を整えるため、講堂に提案箱を設置し、運動時に投函することができるよう改善したところであるが、その余の被収容者については、生活環境等からして、現行の方法を改めることは困難であることを御理解願いたい。
245	立川拘	H24. 3. 22	視察委員数について、立川拘置所の規模で4名は少なく、視察委員会として充実した活動をするためには、最低6名に増員すべきである。	未報告	視察委員の増員については、当所限りでは対応できない事項であり、意見があったことについては、上級官庁に伝達したい。
246	立川拘	H24. 3. 22	意見提案箱が所内の投函しやすい場所に多数設置されておらず、意見提案制度が十分活用されていなかったことから、平成23年12月に14か所に意見提案箱が設置されたが、これを活用するためには、被収容者に対して、利用方法を周知徹底する必要がある。	未報告	平成23年12月に実施した意見提案箱の増設と同時に、視察委員会の説明及び視察委員会へて意見提案書の提出について、入所時の告知事項を加えており、新たに入所する全員に対し、周知することとした。 さらに、視察委員会への意見提案の提出方法等を記載した書面を全居室内のファイルに備え付けることで、利用方法を周知することとする。
247	立川拘	H24. 3. 22	被収容者の自殺防止対策について、過去の自殺事例に鑑み、再発防止に全力を挙げられた。 一般論として、高齢者がうつ病にかかり、自殺念慮にかられることがあると言われているが、刑務所などで被収容者の高齢化が進んでいると報道されており、万全の対策を講じていただきたい。	未報告	高齢者に限らず、入所時の情報、心情把握のための面接、日常の動静及び外部交通の情報等から、自殺のおそれが認められる被収容者については、その程度に合わせて、精神科医師の診察、テレビ視察、要注意事項への指定など対策を講じて、自殺の防止を図っている。
248	立川拘	H24. 3. 22	平成23年度の被収容者との面接においては、職員の処遇態度は概ね好評であり、特に問題となる事例は見当たらなかった。しかし、被収容者の態度に問題のある場合もあるが、一部で乱暴な言葉遣いの職員がいるとの訴えもあるので、引き続き職員に対する人権教育を徹底願いたい。	未報告	全職員を対象とした人権研修を実施するとともに、特に若年職員を対象とした処遇技法の研修等により、被収容者に対する適切な言葉遣いを含め、引き続き、徹底した人権教育を実施することとする。

249	立川拘	H24. 3. 22	<p>信書は、被收容者にとって重要な外部との交通手段であり、その発受の制限は処遇に必要な範囲に限られるべきであるところ、全国の刑事収容施設における外部交通の制限に対する不満は根強いものがある。</p> <p>立川拘置所では、平成23年度は法令に則った処理が行われていたが、今後とも、過剰な制限にならないように細心の注意を払っていただきたい。</p>	未報告	<p>被收容者の信書の発受については、原則的に認められるものであり、法に規定される場合についてのみ、禁止等の措置を採ることができることから、過剰な制限にならないよう、引き続き、適正な運用を図ることとする。</p>
250	立川拘	H24. 3. 22	<p>慢性的な職員不足とはいえ、職員の不足は身体の疲弊と処遇レベルの低下を招き、事故の危険が増加する。職員との面接において、有給休暇が十分に取れず、疲労が回復しないとの訴えもあったので、職員の増員について、上級庁に伝達し、実現させていただきたい。</p>	未報告	<p>職員の増員については、当所限りでは対応できない事項であり、意見があったことについては、上級官庁に伝達したい。</p>
251	富山刑	H24. 2. 27	<p>投書が不自由であり、職員が提案箱を監視したり、投書したことを理由として不利益な取扱いを受けた等の意見がある。そのような言動をしないよう改めて職員に指導を徹底することを求める。</p>	H24. 4. 16	<p>「意見・提案書」の設置箇所を増設し、自由に同用紙を取れるように改めたほか、自由に投函できるように改めた。なお、職員が提案箱を監視したり、投書した被收容者に対して、不利益な取扱いはなく、自由に意見を提出できるよう十分配慮している。</p>
252	富山刑	H24. 2. 27	<p>日用品の販売事業が民間企業の取扱いになったことに伴い、矯正協会の扱いとの違いについて、できるだけ丁寧な説明するよう求める。</p>	H24. 4. 16	<p>全体放送や文書の見直し、口頭での説明など説明は尽くしてきたが、今後も個別あるいは入所時等にその周知を図っていくこととしている。</p>
253	富山刑	H24. 2. 27	<p>差入れを認める日用品の範囲を順次拡大していくことを期待する。</p>	H24. 4. 16	<p>日用品の差入れについては、現在、タオルについてのみ許可しているところ、他の日用品についても、今後検討することとしている。</p>
254	金沢刑	H24. 3. 8	<p>金属工場等において、油やグリスを使用した汚染作業が行われる場合には、通常の入浴日以外でも汚染入浴（シャワー）やしき身等が実施されるよう改善を要望する。</p>	H24. 3. 29	<p>作業内容と汚染状況を検証し、汚染状況に応じて、入浴日以外におけるシャワーやしき身などを実施するようになった。</p>
255	金沢刑	H24. 3. 8	<p>受刑者に風邪の初期症状が見受けられる場合には、速やかにマスクの自弁購入を認めるとともに、自弁が困難な場合には、マスクを支給されるよう改善を要望する。</p>	H24. 3. 29	<p>風邪の初期症状が見受けられる場合には、速やかにマスクの自弁購入を認めるとともに、自弁が困難な場合には、マスクを支給するようになった。</p>
256	金沢刑	H24. 3. 8	<p>冬季期間中の居室内の結露防止対策について、視察窓の開放以外の代替措置を講じられるよう改善を要望する。</p>	H24. 3. 29	<p>視察窓の開閉については、閉めさせることとして、結露が生じた場合は、適宜、拭かせるようにしていく。</p>
257	金沢刑	H24. 3. 8	<p>受刑者に対して、耳袋及び使い捨てカイロの購入が認められるよう改善を要望する。</p>	H24. 3. 29	<p>冬期間に耳袋及びカイロの購入を希望する場合は、使用場所等を定めて、弾力的に購入を許可していく。</p>
258	金沢刑	H24. 3. 8	<p>炊事工場で作業をする受刑者の人数を増やすなどして、他の工場の就労者と休業日の数に同じになるよう検討を要望する。</p>	H24. 3. 29	<p>一般工場の受刑者との不均衡を解消するための人員確保に努めている。</p>
259	金沢刑	H24. 3. 8	<p>所内生活の手引きに記載されている内容と実際の所内生活でのルールに変更が生じた場合には、受刑者に変更点を周知させるよう改善を要望する。</p>	H24. 3. 29	<p>所内生活でのルールに変更が生じる場合には、事前に告知放送や連絡文の回覧等により告知するとともに、所内生活の手引きについても、改訂している。</p>
260	金沢刑	H24. 3. 8	<p>受刑者の社会復帰のための特別改善指導及び就労支援指導の充実が図れるよう、指導員を増員するなどの対応を検討されるよう提言する。</p>	H24. 3. 29	<p>平成24年度は、教育専門官1名が増配置されるほか、就労支援スタッフを非常勤職員として採用する予定であり、今後、就労支援指導に係る業務内容の拡充等を図っていく。</p>
261	福井刑	H24. 3. 14	<p>入浴時に石けんの洗い残しがあった場合は、使用水量制限を弾力的に運用してほしい。</p>	H24. 4. 10	<p>洗い残しがあった場合は、同制限を弾力的に運用している。</p>
262	福井刑	H24. 3. 14	<p>夏季については、毎日シャワーの使用を認めることを検討してほしい。</p>	H24. 4. 10	<p>就業日は、毎日、入浴又はシャワーのいずれかを実施しており、就業日以外の日も濡れタオルで身体をふかしている。</p>
263	福井刑	H24. 3. 14	<p>休業日の居室内における運動について、その場でできる腕立て伏せや腹筋運動を、時間を限定するなどして認めてほしい。</p>	H24. 4. 10	<p>現在、ストレッチ体操の放送を朝方に流しているため、同時間帯に周囲の者に迷惑を掛けない範囲で腹筋運動、背筋運動、腕立て伏せ等を認めることとしている。</p>
264	福井刑	H24. 3. 14	<p>同意書をとった上で廃棄させている自弁書籍の付録について、所内使用が認められるものであれば、保管私物の最大限量内で保管を認め、所内での使用が許されないものも、可能な限り領置箱で保管するようしてほしい。</p>	H24. 4. 10	<p>自弁物品として購入した雑誌のうち、所内で使用できない付録については、領置する根拠がなく、領置箱や保管私物での保管は困難である。</p>
265	福井刑	H24. 3. 14	<p>被收容者が入所の際に署名する書面について、本人達が十分に理解していない可能性が否定できないので、当該書面について、視察委員会の席上で詳しく説明してほしい。</p>	H24. 4. 10	<p>委員会において説明の機会を設けた。</p>
266	福井刑	H24. 3. 14	<p>扇風機の使用については、時間ではなく、施設内の室温に応じた弾力的な運用をしてほしい。</p>	H24. 4. 10	<p>扇風機は、工場及び居室に整備しているところ、工場においては、就業時間中、時間を指定せずに使用しており、居室においては、室温が高い場合は就寝時間以降も使用を延長するなど、弾力的に運用している。</p>
267	福井刑	H24. 3. 14	<p>暖房器具の使用について、時間ではなく、施設内の室温に応じた弾力的な運用をしてほしい。</p>	H24. 4. 10	<p>暖房器具は、各工場に整備しているところ、就業時間中、時間は指定せずに、室温（19度以下）に応じて使用しており、弾力的に運用している。</p>
268	福井刑	H24. 3. 14	<p>被收容者からの作業中の用便の申出については、生理現象であるので、引き続き適切に対応してほしい。</p>	H24. 4. 10	<p>作業中の用便の申出については、本人の体調等を考慮し、柔軟に対応しており、今後も適切に対応することとした。</p>
269	福井刑	H24. 3. 14	<p>綿棒の使用について、他施設では許可されているようなので、緩和する方向で他施設との統一を図ってほしい。</p>	H24. 4. 10	<p>未決拘禁者・受刑者とも平成23年8月から使用を許可している。</p>
270	福井刑	H24. 3. 14	<p>ナイロンタオルの使用について、他施設では許可されているようなので、緩和する方向で他施設との統一を図ってほしい。</p>	H24. 4. 10	<p>今後、受刑者の優遇区分2類以上の者を対象に許可することを検討したい。</p>
271	福井刑	H24. 3. 14	<p>調髪の髪型の選択が他施設では許可されているようなので、緩和する方向で他施設との統一を図ってほしい。</p>	H24. 4. 10	<p>未決拘禁者については、外部の理髪師が来所して有料理髪を実施しているため、髪型の選択が可能である。また、受刑者についても、丸刈りの長さが選択可能であり、また出所前には丸刈りから更に髪を伸ばすことが可能である。</p>
272	福井刑	H24. 3. 14	<p>休業日の共同室の新聞閲覧時間については、中間時の意見を受け、従前の30分から40分に延長する措置がとられているが、更なる時間延長を考慮してほしい。</p>	H24. 4. 10	<p>延長した閲覧時間40分では、全居室を回覧し終えるのに午後5時近くまで時間を要している実情にある。これ以上閲覧時間を延長すると、仮就寝時間に閲覧させることとなるため、更なる時間延長は困難である。</p>
273	福井刑	H24. 3. 14	<p>被收容者への告知は丁寧な説明を旨とし、無用な誤解や不信感の解消に努めてほしい。</p>	H24. 4. 10	<p>被收容者への告知は、今後も丁寧な説明を行うよう努めていきたい。</p>
274	福井刑	H24. 3. 14	<p>今後とも職員研修を充実させ、被收容者の人間性尊重に努めてほしい。</p>	H24. 4. 10	<p>職員研修等を通じて、今後も被收容者の人権尊重に努めていきたい。</p>
275	福井刑	H24. 3. 14	<p>「所内生活のしおり」では、被收容者に対し「君たち」、「～しなさい。」と呼びかけているが、人間性を尊重する観点からも「皆さん」と呼ぶように改定してほしい。</p>	H24. 4. 10	<p>「所内生活のしおり」は、集団での所内生活を円滑に送らせるための一定のルールなどを記載し、これを被收容者に周知徹底する必要があるため、同表現となることは、やむを得ないと考えている。</p>
276	福井刑	H24. 3. 14	<p>外出や開放的処遇について意欲的に取り組まれているため、より一層推進してほしい。</p>	H24. 4. 10	<p>引き続き外出や開放的処遇の推進に努めていきたい。</p>

277	福井刑	H24. 3. 14	職業訓練の対象者について、従前のA指標からB指標も対象とするよう拡大されたとのことなので、今後とも一層改革に取り組んでほしい。	H24. 4. 10	職業訓練におけるB指標受刑者の受入れについては、今後も、可能な範囲で促進を図りたい。
278	福井刑	H24. 3. 14	薬物依存回復プログラムが実施されているが、不十分な水準であることも否めないで、プログラムの一層の充実を図ってほしい。	H24. 4. 10	薬物依存離脱指導は、外部専門家の指導も得ながら、指導効果の検証を行っており、また、平成21年から、当該指導を受講した者に対するメンテナンス指導も実施しているところであり、引き続き同指導水準の向上に努めていきたい。
279	福井刑	H24. 3. 14	より一層の就労支援が充実されるよう希望する。	H24. 4. 10	平成18年から出所が近い者を対象にして、外部専門スタッフが就労支援を行っている。また、平成23年5月には、新たに内規を発出し、重点的かつ長期的な就労支援を目標として、同スタッフが策定する約1年間の個別支援計画を基に、ハローワーク及び保護観察所との連携にも努めており、引き続き充実を図ることとしたい。
280	福井刑	H24. 3. 14	出所後の自活と再犯防止に資するよう作業報奨金の増額を提言する。	H24. 4. 10	作業報奨金の計算方法等は、法令等で定められており、施設独自で増額することは困難である。
281	福井刑	H24. 3. 14	職員の職場環境の改善に向け、より一層の施策を実施してほしい。	H24. 4. 10	引き続き職員の職場環境の改善に努めていきたい。
282	福井刑	H24. 3. 14	国民に開かれた刑事施設の実現への取組を一層、発展、強化させてほしい。	H24. 4. 10	引き続き同取組の充実にも努めていきたい。
283	岐阜刑	H24. 3. 29	物品販売について、被収容者から価格が高騰している意見が寄せられているが、事業者選定は、矯正局における公募によって行われたとのことから、施設から矯正局に対し、現状よりも低価格で購入できるような措置等について、意見を述べる必要がある。	H24. 3. 30	全国の刑事施設が同一品目、同一価格であると史料され、被収容者の意見が当所だけのものかどうかは不明であるが、委員会の意見の趣旨については、上級官庁に伝達することとする。
284	岐阜刑	H24. 3. 29	被収容者の面会の取扱いについては、親族以外の方で面会が認められていた者を面会不許可にする際には、その不許可理由は被収容者に対し、開示されるべきである。	H24. 3. 30	被収容者の外部交通に関する訓令第3条の規定に基づき、当所においては、平成22年度、所長指示により、面会歴の有無にかかわらず、不許可にした場合にはその月日、面会申出者の氏名(氏名を告げるにより実質的に面会の目的が達成されてしまう場合には氏名を告知せず、申出人数のみ)、制限の理由を告知している。
285	笠松刑	H24. 3. 25	民間委託業務の拡大に伴い、「食事の内容が悪くなった。」等の声が上がった。食事に関しては、栄養士の関与の下、適正な食事の内容が維持されており、多分に主観的な側面がある。	未報告 H24. 5. 18 報告予定	メニューは、毎月、栄養価等を考慮し、管理栄養士が作成し、給食委員会の審議を経て決定している。また、被収容者からの要望等については、アンケートを実施して、献立を作成する際の参考としている。
286	笠松刑	H24. 3. 25	民間委託業務の拡大に伴い、「物品の値段が高くなった。」等の声が上がった。物品の値段に関しては、全国一律の値段を提供することであり、合理的な理由に基づくとは言えるが、受刑者の購入を妨げないように配慮されたい。	未報告 H24. 5. 18 報告予定	購入物品については、法務省一括入札に伴う業者において価格が設定されているが、適正な価格設定であることの情報提供について、上級機関へ要望したい。
287	笠松刑	H24. 3. 25	職員数の増加及び職員の労働環境の整備を検討されたい。	未報告 H24. 5. 18 報告予定	職員定員の増員については、当所限りで対応できない事項であり、引き続き、上級官庁に要望したい。 また、引き続き職場環境の整備に努めていきたい。
288	笠松刑	H24. 3. 25	過剰収容の解決を図られたい。その際、年度当初の作業計画に伴う作業受注量について、差異が出た場合は、民間業者と調整を検討されたい。	未報告 H24. 5. 18 報告予定	過剰収容については、当所のみでは解決できるものではないが、過剰収容解決の対応について、上級官庁に要望していきたい。
289	笠松刑	H24. 3. 25	できるだけ速やかに診療が受けられるよう、配慮されたい。	未報告 H24. 5. 18 報告予定	大病院との調整を進め、平成24年度から歯科診療の回数を増やした。 その他必要な診療については、医師との調整を図り、予算措置について、上級機関に要望していくこととしたい。 施設においては、引き続き、受診希望者の症状等の情報収集に努め、業務の更なる合理化を図ることで、速やかな対応ができるよう診療体制の確立に努める。
290	岡崎医刑	H23. 8. 2	起床時間前に起きた場合、布団の中で本を読んだり、読書をしたりはしてはいけないことになっているが、静かに本を読むことについては、認めてもいいという意見がある。	H23. 10. 25	起床の合図前であっても、居室内で読書をするのに支障のない明るさであれば、他の被収容者の睡眠の妨げにならないよう、健康管理や規律秩序維持の観点から、限定的ではあるが、認めることとする。
291	名古屋刑	H23. 7. 26	献立表の回覧を望む声が多い。	H23. 9. 29	工場就業者については工場内で回覧可能であったが、昼間単独室処遇者について、平成23年9月から毎月の献立表を回覧することとした。
292	名古屋刑	H23. 10. 24	処遇職員の人員増加を求める。	H23. 11. 14	引き続き、上級官庁へ要望する。
293	名古屋刑	H23. 10. 24	処遇職員の負担軽減体制を取ることは可能か検討されたい。	H23. 11. 14	処遇部門における勤務について、職員の人員の確保を要する際には、事務部門の応援職員に命じるなど、処遇応援勤務体制を採っている。
294	名古屋刑	H23. 10. 24	工場からの物品の不正持ち出しによる職員に対する危害を防止するため、下着を着用しての身体検査に係る処遇職員の安全性確保の方策を検討すべき。	H23. 11. 14	被収容者に対する身体検査については、羞恥心に配慮し、平成23年度に下着を着用して実施することに変更した。 現在までのところ、同取扱い変更に伴う重大な反則行為は発生していないが、今後、保安上重大な問題を生じる物品の不正持ち込みが判明するなどした場合には、金属探知機の使用などの防止策を検討することとしている。
295	名古屋刑	H23. 10. 24	職員の言葉遣いについて、指導や研修を継続されたい。	H23. 11. 14	今後も実効性のある職員研修を通じてより適切な職務執行を行うよう指導を継続する。
296	名古屋刑	H23. 10. 24	懲罰執行中であっても、意見・提案書の提出を認めることを徹底するよう求める。	H23. 11. 14	閉居罰執行中であっても、不服申立の手続と同様、事前に願書を提出させた上で取り計らっている。
297	名古屋刑	H23. 10. 24	朝早く起床した場合、本を読ませてほしいという意見があるが、実施は可能か検討されたい。	H23. 11. 14	共同室においては、物音の発生による他の被収容者とのトラブルの原因となり、また、処遇の公平性の観点から、単独室においても認められない。
298	名古屋刑	H23. 10. 24	本就寝後も、バケツにくみ置き水ではなくトイレの水洗使用を認めてほしいという意見があるが、実施は可能か。	H23. 11. 14	大きな音が響き、他の被収容者の睡眠妨害となることから、本就寝前にバケツにくみ水をする指導を今後も継続する。
299	名古屋刑	H23. 10. 24	被収容者が閲覧する所内誌にカナをふるなど、分かりやすくしてもらいたい。	H23. 11. 14	被収容者の読解力を考慮し、従前よりもさらに多くの振り仮名を付けるよう検討する。
300	名古屋刑	H23. 10. 24	食事前の醤油にカビが発生していることがあるというが、かびない醤油に変更することは可能か検討されたい。	H23. 11. 14	平成24年1月中旬頃から、一般メーカー製造の醤油を使用させる予定である。
301	名古屋刑	H23. 10. 24	木曜日と土曜日の午後テレビを見ることができるようにしてほしいという意見があるが、実施は可能か検討されたい。	H23. 11. 14	木曜日と土曜日のテレビ視聴については、一定の優遇区分や制限区分にある被収容者に対する余暇活動の援助の一環で実施しているものであって、テレビ視聴につき、優遇区分や制限区分によって処遇に差を設けることは不合理ではない。
302	名古屋刑	H23. 10. 24	各部屋に時計を設置してほしいという意見があるが、実施可能か検討されたい。	H23. 11. 14	予算の効率的な執行及び職員の巡回時間を察知される等の保安の観点から、慎重に検討したい。
303	名古屋刑	H23. 10. 24	ブラジル領事館が行うブラジルの中卒・高卒テストを所内で受けさせてほしい。	H23. 11. 14	現在のところ、試験実施のための場所及び配置職員の確保が困難であり、実施していないが、今後、当該国籍受刑者の受験に係る事情や必要性等を個別に判断するなどして対応していきたい。
304	名古屋刑	H24. 1. 27	布団を乾燥してほしいという意見が多い。	H24. 2. 20	今後は、通常業務等の時間割り振りを再構築し、おおむね月1回の布団乾燥を実施することとする。

305	名古屋刑	H24. 3. 19	懲罰審査会における検察官役は、もう少し受刑者に分かりやすい話し方を工夫すべき。	未報告	懲罰審査会席上における被収容者への説明及び聞き取りについては、今後も被収容者個々の事情に対応していく。
306	名古屋刑	H24. 3. 19	懲罰事由として怠役が多く、懲罰を与えるだけでなく対策が必要である。	未報告	受刑者が集団生活を嫌っている向きが認められることから、処遇面で集団生活に目を向けさせるような対策を考えていきたい。
307	名古屋刑	H24. 3. 19	懲罰審査会において、補佐人は対象者の立場に立った意見をもっと述べるべきである。	未報告	被収容者の弁解内容を十分斟酌した上で意見を述べていくよう努力する。
308	名古屋刑	H24. 3. 19	懲罰はほとんど閉居罰であり、重過ぎないか検討を要する。	未報告	事案の態様や反省の情等を十分斟酌・検討の上で懲罰の種類や量定を決定しており、引き続き適正な懲罰の運用に努めたい。
309	名古屋刑	H24. 3. 19	岡崎拘置支所の建替えについて、もっと強く上級官庁に要望して全体改築を実現してもらいたい。	未報告	今後も上級官庁に要望を継続する。
310	三重刑	H24. 3. 31	集会における特食（菓子等）の品目の多様化の実現を検討していただきたい。	未報告	1、2類集会は飲料菓子4種類、1～3類集会は飲料菓子2種類を用意し選択させている。また、当該種類についても毎回異なる物を用意している。なお、購入先に確認したところ、品目の多様化に対応できたとのことであり検討したい。
311	三重刑	H24. 3. 31	自弃物品の価格の見直し及び入荷状況の改善について、検討していただきたい。	未報告	昨年8月から購入先業者が変更になったところ、価格、入荷率については施設が関与できない面もある。 入荷状況については、業者が変更されたことで、改善されているが、今後も誤入荷等がないよう、良好な入荷に配慮していきたい。
312	三重刑	H24. 3. 31	社会復帰後の就職に直結するような通信講座の増加について、検討していただきたい。	未報告	私費通信教育については、当所で受講可能な通信教育の一覧表（昨年度103講座）を工場に備え付け、受講を希望する被収容者はその一覧表を閲覧して、通信教育を申し込むことができる。公費通信教育については、社会的に一定の信頼を得られると見られる「文部科学省認定」の講座の中から、社会復帰後の就労に役立つと見られる講座を選定し、受講者を募集している。
313	三重刑	H24. 3. 31	手軽に楽しめる体育系のクラブの新設について、検討していただきたい。	未報告	クラブ活動については、余暇活動の一環であると思料されるが、現在実施しているクラブ活動は、原則平日の夜間に実施しており、夜間に受刑者を居室外に出して運動させることは職員配置の面から困難であり、保安上問題がある。 また、平日の日中は、場所の確保も困難である。
314	三重刑	H24. 3. 31	投薬の内容を被収容者に知らせる制度の徹底について、検討していただきたい。	未報告	被収容者に薬を処方した場合は、医師又は医師の指示を受けた薬剤師等が本人に対して処方された薬を提示した上で、用法等の説明を行っている他、被収容者から質問があればその都度対応している。
315	三重刑	H24. 3. 31	こころの病の早期発見とそのケアについて、検討していただきたい。	未報告	職員が普段の生活の中や面会の状況等により本人の心情把握に努めており、被収容者から相談等を受けた場合は、処遇部門や医務課等の関係各課が連携して対応することとし、被収容者の心情安定を図っている。また、職員の動静把握により、必要があると思料される場合は、本人の申出を待たずに職員側が医務診察を勧める等、早期発見と早期対応を心掛けている。
316	三重刑	H24. 3. 31	炊場の人員増加及び適切な代休の確保について、実施していただきたい。	未報告	当所の就業人員については、平成23年10月を底として現在は徐々に回復傾向にある。炊場の就業人員についても、積極的に増員し代休を確保している。
317	三重刑	H24. 3. 31	被収容者の人権に鑑み、職員の不用意な言動の抑止のためにも、さらなる人権教育及び研修等を徹底されたい。	未報告	各種研修等を実施して職員の人権意識向上に努めているが、今後も職員研修及び監督者による指導等を通じ、引き続き人権意識の向上に努めたい。
318	三重刑	H24. 3. 31	防災対策の再度確認及び見直しについて、検討していただきたい。	未報告	防災対策については、平成23年7月に生産工場、経理工場及び居室棟を手がけており、第一優先事項として、非常時の動線の確保をずるために棚、ロッカー等の転倒防止対策について、L字型金具、ビス及びチェーン等を用いて実施したが、今後もあらゆる方面から検証をして、防災対策を継続していく。
319	三重刑	H24. 3. 31	施設における事故及び事件についての当委員会への報告は、遅滞なくかつ詳細にお願いしたい。	未報告	委員会に対する情報提供については、適時適切に実施できるよう努めたい。
320	三重刑	H24. 3. 31	他の行政機関から委員の推薦を受けるなど、当委員会の委員の構成について、検討していただきたい。	未報告	委員の人選は多岐にわたっており、委員交代時に多方面から推薦を受けるなどして人選し、構成員を選定したい。
321	名古屋拘	H24. 3. 30	食事に汁物の給与を増やせないか。	H24. 4. 23	健康管理上の必要から、塩分摂取量の制限などが必要となるため、毎朝食の味噌汁のほかは、昼食又は夕食のいずれかにいゆゆる汁物を給与しているところである。今後も、被収容者の嗜好調査を実施し、その結果を参考にしながら、被収容者の健康管理等に配慮した適切な食事の給与に努めたい。
322	名古屋拘	H24. 3. 30	入浴時間の管理が担当者により異なることがある。	H24. 4. 23	入浴の時間については、1回15分間（脱着衣の時間は含まない。）で実施しているが、今後とも規定どおりの時間を確保するよう、職員に指導していきたい。
323	名古屋拘	H24. 3. 30	官本について、希望する本を入れることはできないか。	H24. 4. 23	少ない予算の中から整備するものであることから、個別に希望する書籍を備付けることは困難であるが、できるだけバランス良く整備することとした。
324	名古屋拘	H24. 3. 30	イスラム教の信仰を尊重し、信者としての信仰ができるようになるか。	H24. 4. 23	一人で行う宗教上の行為について、施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合のほかは制限しておらず、可能な範囲で信仰できるように配慮している。
325	名古屋拘	H24. 3. 30	所長に対する苦情、不満が所長に届いていない。	H24. 4. 23	口頭又は書面による苦情等の申立てについて、申立ての内容及びその実情については、必ず所長が確認しており、所長に届かないということはない。
326	名古屋拘	H24. 3. 30	既決の面会について、内妻は認めていないのか。	H24. 4. 23	受刑者になると面会の相手方が制限されることになるため、内妻との申告があれば、内縁関係にあるか否かを調査した上で許可判断をしている。
327	滋賀刑	H23. 5. 30	施設内で受験できる資格試験の種類が増加できないか検討されたい。	H23. 7. 11	資格試験の種類を直ちに増加させることは困難であるものの、例えば、在社会時に危険物乙種資格を取得している者で実務経験を積んだ者の中から、乙種免状を提出できれば甲種を受験させることは可能と思料され、資格試験の種類が増加につながると思われる。
328	滋賀刑	H23. 5. 30	耳の不自由な受刑者にはテレビの字幕放送の利用を認める。	H23. 7. 11	地デジ・リモコンの各種機能を操作させた場合、管理運営上支障を来すおそれがあり、かつ、すべての居室における操作状況を確認する術もないため、リモコン上の多機能は使用できないようにしている。従って、視覚障害者のみを対象に字幕放送に対応するのは困難である。
329	滋賀刑	H23. 5. 30	既存の一般面会室に時計もしくはストップウォッチの設置を検討されたい。	H23. 7. 11	現状としては、被収容者が面会実施中に、時間の教示を申し出てくることはあまり多くないものの、個別事情を勘案すれば、時計を整備する余地はあると思料されること、目下、その必要の是非を検討しているところである。

330	滋賀刑	H23. 11. 22	知的障害またはその可能性がある被収容者について、知的障害者更生相談所による判定に最大限に協力するなど、引き続き、療育手帳取得への協力をされたたい。	H24. 1. 27	特に自立が困難な受刑者の社会復帰に向けた保護・生活環境調整の取組の中で、療育手帳の再交付申請手続きを行っている。今後も、受刑者個々の事情を踏まえ、個別に可能な範囲内で療育手帳取得に協力したい。
331	滋賀刑	H23. 11. 22	自殺事故の再発防止に最大限の配慮をされたたい。	H24. 1. 27	自殺のおそれのある被収容者を収容する居室には、自殺防止のため、突起物をなくすなど構造上の対策を施してあるほか、被収容者の行動観察はもとより、被収容者の心情を把握するための面接等を積極的にに行い、自殺事故の未然防止を図っている。
332	滋賀刑	H24. 2. 1	貴所において被収容者が脱走する事態が生じることのないよう万全を期されたたい。	H24. 3. 15	当所としても、逃走事故は、地域住民に不安を招来するものであることは承知しており、今後も随時、逃走防止が万全になされているかなどの点検を続け、改善すべき点があれば即座に対応したい。
333	滋賀刑	H24. 2. 1	民間事業者への業務委託が進められているところ、貴所において労働紛争が生じているとの通知には接しないもの、労働関係法令の遵守を徹底され、労働紛争が生じないよう留意されたたい。	H24. 3. 15	民間業者との契約は労働関係法令に基づいて締結し、実際の施設職員と委託従業員との労働関係についても契約内容を順守し適正に運営している。
334	京都刑	H24. 3. 31	現在、工場にのみ掲示している献立表を、舍房内にも掲示してほしいとの意見があることから、全居室への献立表の備え付けないし配布を検討されたたい。	未報告	毎月発刊し全居室に配布している所内誌等の裏面を利用し、献立表を配布することとした。
335	京都刑	H24. 3. 31	食事の汁物の配膳方法について、汁食缶から直接汁椀に配膳する方法により、温かい汁物を飲むことができるよう変更を検討されたたい。	未報告	具だくさんの献立の汁物については、従前どおりの配膳方法とし、すまし汁など朝食のみそ汁に準じるような汁物については、いわゆる「つぎ込み方式」により配膳する方法を試行することとした。
336	京都刑	H24. 3. 31	施設内で購入する私物の価格について、できるだけ安価な価格を設定するよう業者と協議されたたい。	未報告	施設における価格設定については、指定業者と慎重に協議していき
337	京都刑	H24. 3. 31	職員が不適切な言動をとらないよう、さらなる研修により、収容の目的である受刑者の改善更生を前提とした人権教育を実施されたたい。	未報告	引き続き職員の研修等を重ね、人権意識と処遇技術の向上に努めたい。
338	大阪刑	H24. 3. 15	刑務所内での医療体制の充実をはかられたたい。	H24. 3. 31	今後とも刑事施設の医療に関する協議会を定期的に開催して外部の医療関係者との交流を深め、より一層の協力を求めるとともに、矯正医療の充実へ向けて上級官庁に対して意見を上申し、当所の医療体制の充実を図る。
339	大阪刑	H24. 3. 15	食中毒、感染症、熱中症予防、労働災害（作業災害）における安全衛生面の充実をはかられたたい。	H24. 3. 31	食中毒については、より衛生的かつ徹底した給食管理措置を図り、感染症については、パライカの煮沸消毒を行うことに改め、労働災害については、非定時作業の作業標準書を作成するなどの各対策を講じた。 なお、熱中症予防については、一部の工場就業者へのアイスノンの夜間貸与、一部の病室に冷房機器を新規整備及び保護室収容時の温度及び湿度管理の徹底等の再発防止策を講じた。
340	大阪刑	H24. 3. 15	人格を傷つけかねない全裸検診は改められたたい。	H24. 3. 31	規律及び秩序の維持に係る状況を踏まえつつ、将来的には、「全裸」での身体等検査を廃止する方向で検討している。
341	大阪刑	H24. 3. 15	「軍隊的行進」ととられかねないような、行き過ぎた「行進」指導は控えられたたい。	H24. 3. 31	当所では、集団で受刑者を移動させる際には、手足の上げ下ろしを自然に行うよう指導しており、「軍隊式行進」を強制して行わせている事実はなく、施設の実情に応じた方法で適正に実施している。
342	大阪刑	H24. 3. 15	職員の言葉遣いについて改められたたい。	H24. 3. 31	被収容者の人格を否定するような不適切な言葉遣いは認められないが、今後も職員に対しては、被収容者の人権に配慮した適切な言動に関する職員研修を継続的に実施していく。
343	大阪刑	H24. 3. 15	懲罰、優遇措置において不公平感を感じさせないように工夫されたたい。	H24. 3. 31	懲罰審査会の補佐人は、関係法令等の規定に則り、被収容者の立場に立った意見を適切に述べており、また、優遇措置についても、関係法令等の規定に基づき、被収容者各人の日常生活等の態度や作業への取組状況などを総合的に評価して指定しているところであり、それぞれ適切に実施している。
344	大阪刑	H24. 3. 15	提案すると不利が生ずるとの誤解が生じないように努められたたい。	H24. 3. 31	提案に関しては、法169条規定の秘密申立て及び法170条不利益取扱いの禁止に準じた取扱いを行っており、問題は認められないが、被収容者に同種の誤解を生じさせないため、今後とも、より一層の適正な運用に努める。
345	大阪刑	H24. 3. 15	職員に対する不祥事防止策を検討されたたい。	H24. 3. 31	被収容者の人権の尊重を基底に置いた研修及び被収容者の特性や問題性等に応じた適切な対応力を向上させる研修等の一層の充実を図るとともに、本年度は、外部講師を多数招へいし、職員個人の能力向上に努める。
346	大阪刑	H24. 3. 15	職員・予算について従来よりも拡大されたたい。	H24. 3. 31	上級官庁に対し、職員及び予算の拡充を要望したい。
347	大阪医刑	H24. 3. 31	優遇区分第3類以上の患者についても、治療上支障のない限り、菓子の購入を許可されたたい。	未報告	優遇区分第3類以上の休養患者に対し、医療上支障のない限り、菓子の購入を認める方向で今後準備を進める。
348	大阪医刑	H24. 3. 31	夏季の食事の時には、冷茶を提供されたたい。	未報告	夏季の運動時には、従来から冷茶を給与しているところ、これに加えて食事時においても冷茶を給与することは、現在の冷蔵設備の容量では物理的に対応不可であるものの、今後必要に応じて冷蔵設備の増設等について上級官庁に要望することとした。
349	大阪医刑	H24. 3. 31	患者が有意義な日々をおくれるよう工夫されたたい。	未報告	クリスマス会の実施や園芸を通じた自己啓発指導、重症指定患者等を対象としたボランティアによる心情安定のための面接など幅広く実施しており、今後も処遇の充実に向けて努めていきたい。
350	大阪医刑	H24. 3. 31	処遇上支障のないかぎり、患者の居室にもテレビを設置されたたい。	未報告	終末期医療を受けている休養患者の居室にはテレビを設置済みである。これに加えて、他の休養患者の居室にもテレビを設置することは予算上困難であるが、録画したテレビ番組を居室外で視聴する機会を別途与えている。
351	大阪医刑	H24. 3. 31	職員が、言葉遣いを含め被収容者の人権に配慮した適切な対応をとれるよう努められたたい。	未報告	今後も引き続き、被収容者への言葉遣いを含め、被収容者の人権に配慮したより適切な処遇が実施できるよう、職員研修等を通じて努めていきたい。
352	大阪医刑	H24. 3. 31	ギャッジベッドおよび酸素配管の増設に努められたたい。	未報告	今後必要に応じて、上級官庁に要望等することとした。
353	大阪医刑	H24. 3. 31	義歯、ブリッジ、クラウン等の歯科治療材料が自弁で購入できるような治療体制を整えること。	未報告	クラウン治療等の歯科治療先の確保のため、昨年度は近隣の専門医を訪問し協力を申し入れたが、協力が得られなかった。引き続き協力病院の開拓に努めたい。
354	大阪医刑	H24. 3. 31	夏季の扇風機については、医療上支障のないかぎり、予算の許す範囲で病室にも設置されたたい。また、冬季の暖房については、病室ごとに設置することが困難であっても、廊下に置くストーブ（温風ヒーター）の数を大幅に増やしてもらいたい。	未報告	冬季の暖房については、各入浴更衣室内に石油ファンヒーターを設置した。夏季の扇風機の各病室への設置及び冬季のストーブ増設については、必要に応じて上級官庁に予算措置を要望したい。
355	大阪医刑	H24. 3. 31	作業報奨金の増額を法務省に強く求められたたい。	未報告	刑事施設視察委員会から増額要請がある旨は上級官庁に報告する。

356	大阪医刑	H24. 3. 31	戒告より重い懲罰を科す場合、直ちに閉居罰を科すのではなく、自弃物品の使用又は摂取の停止等より軽いとされる懲罰の可能性を検討されたい。また、閉居罰を科す場合でも、その執行の延期等の可能性を検討されたい。	未報告	懲罰を科するに当たっては、法令等に基づき、懲罰が被収容者の改善更生に及ぼす影響等を考慮しているところであり、今後も適正な運用に努めたい。
357	大阪医刑	H24. 3. 31	科罰手続きについて反則容疑者の権利を保障した丁寧な手続きが進められるよう努められたい。	未報告	懲罰については、法令等に基づき、必要な手続を踏んで適正に実施しているところであり、今後も引き続き適正な運用に努めたい。
358	大阪医刑	H24. 3. 31	職員の過酷な労働条件が改善されるよう法務省に強く求められたい。	未報告	当所限りで対応できない事項であり、意見があったことについては、上級官庁に伝達したい。
359	大阪医刑	H24. 3. 31	医師・看護師を含む職員の増員を法務省に強く求められたい。	未報告	当所限りで対応できない事項であり、意見があったことについては、上級官庁に伝達したい。
360	大阪医刑	H24. 3. 31	職員用トイレの洋式化および女子トイレの増設を実現されたい。	未報告	今後、必要に応じて上級官庁に要望等することとしたい。
361	大阪医刑	H24. 3. 31	事務室やトイレの扉の塗替えなどとして職場環境の整備を講じられたい。	未報告	今後、必要に応じて上級官庁に要望等することとしたい。
362	大阪医刑	H24. 3. 31	受刑者の処遇や職員の勤務態勢の変更など、施設運用上の変更がある場合には、本委員会に説明されたい。	未報告	観桜会、カラオケ大会、運動会等の行事の開催については、適宜連絡し、運営の状況や処遇上の改善事項に相当程度の変更がある場合においても、適宜説明できるよう引き続き取り組んでいきたい。
363	大阪医刑	H24. 3. 31	意見・提案書の用紙及び封筒を個々の受刑者に、複数部渡してもらいたい。	未報告	当該用紙や封筒を利用した反則行為（密書の隠匿等）を誘発し、管理運営上支障を生ずるおそれがあることから、現状の取扱いの変更は困難である。
364	大阪医刑	H24. 3. 31	患者である被収容者が、意見書や提案書を投函できるよう、病棟各階の浴場やデイルームの近くなどに投函箱を設置する方向で検討されたい。	未報告	居室外に持ち出した意見・提案書の用紙を他の被収容者との不正連絡の手段として使用したり、歩行困難な被収容者が提出をちゅうちょしたりといったおそれが生じるため、現状の取扱いの変更は困難である。
365	大阪医刑	H24. 3. 31	提案箱に備え付ける意見・提案書を、本委員会に改訂したものにされたい。	未報告	意見・提案書は「刑事施設視察委員会に対する協力等について（通達）」の別紙様式に定められており、施設独自に様式の変更はできないものの、意見があったことについては、上級官庁に伝達したい。
366	神戸刑	H24. 3. 28	これまでのように、視察委員会に対し、広く情報公開を行ってほしい。	H24. 4. 12	今後も御理解をいただけるように努力していく。
367	神戸刑	H24. 3. 28	弁護士会や他の人権団体の見学又は意見交換などの機会も積極的に持つなど「対話の姿勢」を維持していただきたい。	H24. 4. 12	昨年は弁護士会との意見交換を行うなど、刑事施設の透明性確保のための努力をしてきた。今後も、できるだけ意見交換や見学等の機会を持つよう努力し、刑事施設の透明性を確保していきたい。
368	神戸刑	H24. 3. 28	視察委員会に対し、発生した案件について、慎重かつ迅速な調査を行い、早期に情報公開できるよう努力することを希望する。	H24. 4. 12	事案の詳細を把握することに時間を要する場合もあるが、これまでと同様、今後も早期に情報を提供できるよう努力していきたい。
369	神戸刑	H24. 3. 28	職員の大幅増員を要求する。	H24. 4. 12	上級官庁に職員増員を伝達したい。
370	神戸刑	H24. 3. 28	現在の外部交通の運用は、最高裁判決の基準から見れば制限的であるので、改善を求める。	H24. 4. 12	受刑者の外部交通については、法令の規定にのっとり、その許容を適性に判断しており、今後も同様に運用する。
371	神戸刑	H24. 3. 28	被収容者に対する職員の言動について、職員に対する人権教育を充実させ、実効あるものにするよう、より一層の努力・工夫をお願いしたい。	H24. 4. 12	被収容者の人権に配慮した適切な処遇を実施するため、機会あるごとに職員の人権意識の高揚、処遇技術の向上を目的に研修を実施しているところであり、研修等の拡充を視野に入れつつ、今後も同様に運用する。
372	神戸刑	H24. 3. 28	医療部長を中心とする医療スタッフの意見・要望を尊重し、よりよい矯正医療が行われるよう努力を続けることを希望する。	H24. 4. 12	現在、医師1名が欠員となっており、これを充足すべく努力している。職員2名を准看護学校に入学させるなど医療スタッフの確保及び充実を図っている。今後も医療部長他医療スタッフの意見を聞きながら、医療体制の充実を図っていきたい。
373	神戸刑	H24. 3. 28	医療体制について、視察委員会に対する説明の姿勢を堅持してもらいたい。	H24. 4. 12	これまで同様、今後も、視察委員会に対し求められた説明等を継続して行っていきたい。
374	神戸刑	H24. 3. 28	弁護士会の人権擁護委員会等に対して医療スタッフが直接説明する機会を設けることも検討していただきたい。	H24. 4. 12	法令に基づいた弁護士会からの照会に対しては、診療録等の関係記録に基づき適切に回答しているところである。今後、医療スタッフの説明については、個々の具体的事案ごとにその必要性や相当性を判断した上で対応することを検討したい。
375	神戸刑	H24. 3. 28	食事時間、食事の配膳が公平となるよう工夫をお願いしたい。	H24. 4. 12	食事の配膳については、受刑者間に不平等が出ないよう職員がその配膳に立会した上、分量の増減を指示しており、この点で問題があるとは捉えていないところであるが、今後とも、可能な限り公平な配膳に努めるべく、職員に指導していきたい。
376	神戸刑	H24. 3. 28	意見箱への意見・提案書の投函方法について検討されたい。	H24. 4. 12	意見・提案書の投函方法については、再度、被収容者に周知したり、記載方法を工夫するなどして対応していきたい。
377	神戸刑	H24. 3. 28	自殺事故防止の方策を立て、精神疾患被収容者に関する研修の実施を求める。	H24. 4. 12	自殺事故防止のため、各課・部門での被収容者情報の共有に努めており、精神科医及び処遇カウンセラー等の施設職員を活用している他、心情安定のため今後は篤志面接委員等の協力を得ることも検討している。研修については、全職員に対し医師が定期的な医療研修を実施しており、今後も充実した自殺事故防止体制を継続していく。
378	神戸刑	H24. 3. 28	職員への勤務環境及び職員のメンタルヘルスに配慮されたい。	H24. 4. 12	毎年、「職員のメンタルヘルスクア」について、研修を行うとともに執務環境の改善にも取り組んでいる。今後もこれらの研修を行うなどして職員のメンタルヘルスに配慮していきたい。
379	加古川刑	H24. 3. 12	医師の給与水準が法外であり、勤務日数も常勤とするには短い勤務実態であるため、現状の改善を図ることを要望する。	H24. 3. 19	給与については、法令に基づき支給している。 また、他の職員と比べ勤務日数が少ないということはないが、医療技術の維持・向上のため、業務に支障のない範囲で施設外での研修を認めているところである。
380	加古川刑	H24. 3. 12	言動について収容者から指摘を受けている職員については、自己制御に努めるように個別に働きかけるように要望する。	H24. 3. 19	被収容者に対し、厳正かつ公平に対処しようとするほど指摘されやすいという実情があるため、一方的に職員のみの問題があるとはいえないが、被収容者の人権に関する職員研修等を、今後も継続して実施する。
381	加古川刑	H24. 3. 12	被収容者に対して、できるだけ迅速に適切な情報を流すよう務めるべきである。	H24. 3. 19	口頭による告知や文書の掲示のみならず、各居室に「ガイドブック」と称するクリアファイルを整備し、いつでもその内容を確認できるようにしている。
382	加古川刑	H24. 3. 12	収容者の病歴を把握し、適正な処遇を実施することを目的とするために収容者身分帳の添付物の中に病歴に関する書類を包含するよう要望する。	H24. 3. 19	身分帳簿に病歴等を含めた何らかの把握が必要な書類の編成については、通達の改正を含め上級庁に要望することとしたい。
383	播磨セ	H24. 3. 31	地上波のテレビ視聴が可能となるように上級庁への働き掛けをお願いするとともに、他の施設等からの新入者に対し、視聴できるテレビのチャンネル等について、入所の段階において、説明等を行い、被収容者の理解を求める等を検討いただきたい。	未報告	地上波の視聴については、現段階では条件が整わない状況にあるが、引き続き、視聴について、関係機関に働き掛けるとともに、他の施設からの新入者に対しては、視聴できるテレビのチャンネル等について、入所の段階で告知するものとする。
384	播磨セ	H24. 3. 31	被収容者の人権に配慮した適切な言動等に関する職員研修が行われているが、今後も継続的に充実した研修等を行っていただきたい。	未報告	職員研修については、今後も、その内容や方法を鋭意工夫し、効果的に実施する。
385	和歌山刑	H24. 3. 30	収容定員を超えないように引き続き努力されたい。	未報告	過剰収容の解消は、当所限りで解決できるものではないため、引き続き上級官庁に報告し解消できるように努める。

386	和歌山刑	H24. 3. 30	生活における変化やけじめのある習慣を身につけるため、他の被収容者と交流できるように居室とは別に談話室のような設備を確保された。	未報告	居室以外の娯楽室等の確保は、当所限りで解決できるものではないため、引き続き上級官庁に報告し解消できるように努める。
387	和歌山刑	H24. 3. 30	刑務所が被収容者に健全な社会人としての能力を身に付けさせ、社会に送り出すという重要な役割を果たすためには、職員の数を増やすこと、その能力を高めることは不可欠な条件である。	未報告	職員の増員は当所限りでできるものではないことから、引き続き上級官庁にその旨を要望する。 職員の能力についても、引き続き向上に努める。
388	和歌山刑	H24. 3. 30	梅雨時や雨の日、冬期は洗濯物の乾きが悪く、乾燥するまで長時間を要することから、洗濯物の脱水機使用を認められたい。	未報告	東日本大震災以降の電力不足の情勢に鑑み、消費電力節約の一方策として、脱水機使用を一時的に中止しているものであり、節電の方策について検討していきたい。
389	和歌山刑	H24. 3. 30	空調設備の使用について、冷暖房及び扇風機の運転を適切に実施されたい。夏期の扇風機は、夕方から夜まで使用されたい。また熱中症にならないように工場の空調を適切に操作されたい。	未報告	冷房は室温28度、暖房は室温18度を基準に使用し、扇風機については、節電の観点から使用時間を午後1時までとしている。夏季においては、冷茶、スポーツドリンク等を給与し、熱中症予防を図っている。
390	和歌山刑	H24. 3. 30	ヘアカットの回数を増やし、特異な形でない限り、髪型についても被収容者の希望を聞いて対応するようにされたい。	未報告	ヘアカットは、希望者を対象に原則として月2回実施しているが、1回当たり60人が限度であり、現在の収容状況下では3ヶ月に1回の回数が増加させることは困難である。 髪型は、一定の基準を設けてはいるが、極端な短髪等特異な髪型を除き、受刑者個々の希望に応じている。
391	和歌山刑	H24. 3. 30	作業報奨金は、真面目に働けば報われると感じられる程度に引き上げられるべきである。	未報告	作業報奨金の引き上げについては、当所限りで解決できるものではないため、上級官庁に報告する。
392	和歌山刑	H24. 3. 30	体調や健康を維持するためにも、作業時間や休憩時間をきちんと守って欲しい。全職場で不公平がないように職員の意識を高め、遵守されたい。	未報告	作業時間と休憩については、適正に実施しており、それらの規定時間以外に用便、給茶等の機会を与えるなど、就業受刑者の体調管理に配慮している。
393	和歌山刑	H24. 3. 30	予算上の制約等もあると思うが、食材や料理が偏ることのないように、被収容者の意見もできるだけ吸収し、一層工夫して欲しい。	未報告	被収容者への給食は、管理栄養士により献立を作成し、適正に行っている。給食委員会において被収容者の代表者から給食に関する意見を直接吸い上げ、給食を実施する上での参考としている。
394	和歌山刑	H24. 3. 30	温かい料理は温かいうちに食べられるように配慮して欲しい。	未報告	給食の実施に当たって、当所は大量調理施設であり、被収容者の動作時限の制約もあるものの、調理終了から喫食までの時間をなるべく短くするなどして、温食給与に努めている。
395	和歌山刑	H24. 3. 30	食事の時のお茶は、全員が最低でも2杯は飲める量を用意して欲しい。冬期は熱いお茶を飲めるように、夏期は十分水分を摂れるようにしてほしい。	未報告	湯茶は、作業を実施する日は約2000ミリリットル、作業を行わない日については、約2700ミリリットルと、十分な量を給与している。湯茶の運搬等は、事故防止の観点から、湯茶の温度を60度としている。夏季にあつては、スポーツ飲料を給与している。
396	和歌山刑	H24. 3. 30	朝食にパンを出す回数を増やして欲しいとの意見が多くあるので、実現して欲しい。	未報告	被収容者に給与するパン食回数は、矯正局長通達で定められており、当所はその上限回数を給与している。
397	和歌山刑	H24. 3. 30	集会時に購入する菓子は、値段が不透明であり、内容に対して値段が高くなっていく。納入業者が代わったからの不満意見が多く、物品販売やサービスの提供について、刑務所や矯正局から被収容者の意見を伝えて改善の申入れをされたい。	未報告	エムサービスが請け負っている業務については、施設限りで対応できないことであり、他の女子刑務所とも意見交換しつつ意見を上級官庁に伝える。
398	和歌山刑	H24. 3. 30	浴場に時計を設置し、被収容者自身が入浴時間を確認できるようにするなどして、職員が号令をかけたりするのではなく、入浴時間を自分で管理できるようにするとともに最低30分の時間は厳しく保障してください。	未報告	入浴時間については、おおむね20分間として告知しており、浴場にはタイマーを設置して被収容者自身が確認できるようにしており、引き続き必要な時間は確保する。
399	和歌山刑	H24. 3. 30	余暇の充実として、図書の実質や被収容者が一緒に学んだり運動したりできるメニューを希望者に提供できるように検討されたい。またそのような検討に被収容者も参加して行えるようにすることも検討されたい。	未報告	昨年度、話題の新刊や資格取得に有用な図書を400冊ほど整備し、現在、13,000冊余を蔵書し、図書の充実にも努めている。被収容者が一緒に学んだり運動したりできるメニューとして、現在9種類のクラブ活動を用意し、充実にも努めている。
400	和歌山刑	H24. 3. 30	被収容者の訴えに対する素早い対応が患者の不安を解消し、大事に至らず早期の回復にも結びつくが、刑務所の医療体制は不十分と言わざるを得ない。 外部医療機関などの協力を得て改善する努力を続けられたい。	未報告	定期的受診申出のほか、急患には随時対応している。 地域医療機関との医療に関する協議会を実施し、矯正医療への理解、協力を求める等努力を続けており、新規病院での診察依頼にも努めている。
401	和歌山刑	H24. 3. 30	遠方からの親族等の面会は、土日休日でもできるように検討されたい。	未報告	現状の職員配置での実施は困難である。ただし、緊急性のある場合は、休日等にも実施している。
402	和歌山刑	H24. 3. 30	手紙の発受について、回数を含めて原則自由とすることが望ましく、制限は少なくする取扱とされたい。	未報告	手紙の受信についての回数制限はなく、手紙の発受の取扱いについては、法令に基づき適正に実施している。
403	和歌山刑	H24. 3. 30	安易に懲罰をせず、できるだけ説明、説得に努め、お互いに話せば理解できる関係を築くように努力していただきたい。そのための職員の教育に努められたい。	未報告	懲罰については、適正に手続を行っており安易に科した事実はない。被収容者に対しては、遵守事項を画面にして居室に備え付け周知させているとともに、規律違反行為をしないように注意・指導を行っている。
404	姫路少刑	H24. 2. 1	刑務官について、残業の短縮や年休の確保、心のケアにも配慮願いたい。	未報告	業務の見直しによる勤務軽減、年次休暇の取得向上、相談制度の周知等に努めていきたい。
405	姫路少刑	H24. 2. 1	単独処遇を行うについては、その期間が余りに長期にならないよう、十分注意すること。	未報告	集団処遇の機会を月2回以上設けているほか、今後も工場出役意欲の向上等を図るため、指導等を積極的に実施し、長期間に及び単独処遇とならないよう努めたい。
406	奈良少刑	H24. 3. 30	毛嚢炎又は膿疱性乾癬と疑われる症状が複数の受刑者間に広がっていると思われる。皮膚科の専門医に診断を受ける必要がある。	未報告	毛嚢炎又は乾癬に罹患している受刑者に対しては、内服薬等で治療し、経過は良好である。なお、皮膚疾患で専門医の診察が必要と判断した場合には、外部医療機関での診察を行っている。
407	奈良少刑	H24. 3. 30	毛嚢炎等の予防のため、枕を干す、または洗うなど衛生面から対応を検討すべきである。	未報告	枕の天日干しを検討する。枕カバーの洗濯回数を2週間に1回から1週間に1回程度に増やすことを検討している。
408	奈良少刑	H24. 3. 30	グラインダーやベビーサンダーの作業内容を検証して、危険がある場合、より安全な作業環境を保持するため「危険作業」と認めるべきである。	未報告	グラインダーやベビーサンダーは作業標準書や作業安全衛生教育実施簿により安全教育を実施して作業災害の防止に努めている。
409	奈良少刑	H24. 3. 30	集会の菓子の種類を増やして選ぶことができるよう考慮願いたい。	未報告	現在、同一の種類の菓子のみを購入させているが、複数の種類から選択できるようにする。
410	奈良少刑	H24. 3. 30	受刑者の社会生活に適應する能力を育成するためには、外部通勤先の拡充は重要である。	未報告	今後も引き続き外部通勤先の拡充に努める。
411	奈良少刑	H24. 3. 30	水性ボールペンの購入を実現すべきである。	未報告	「水性ボールペン」は、購入することができる物品として追加する。
412	奈良少刑	H24. 3. 30	色鉛筆(12色)、乳液タイプのクリーム、購入できるシャンプーの種類の増加、100頁のノートの購入を実現すべきである。	未報告	「色鉛筆(12色)」及び「100頁のノート」は、平成24年1月以降、購入できるように運用を改めた。クリームは、すでに2種類から購入ができることから、「乳液タイプのクリーム」は購入物品として追加しない。「シャンプー」は、4種類から選んで購入できるので、これ以上種類を増やさない。
413	奈良少刑	H24. 3. 30	刑務官は、「被収容者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うこと」を肝に銘じ、市民的及び政治的権利に関する国際規約に違反しないことを望む。	未報告	引き続き、人権研修を含め各種研修を実施していきたい。
414	奈良少刑	H24. 3. 30	第1類の人数を増やすべきである。	未報告	今後も、指定要件を満たす者については、積極的に第1類に指定する。

415	奈良少刑	H24. 3. 30	優遇区分の指定には客観的な評価基準が必要である。	未報告	優遇区分の指定に係る受刑態度の評価については、あらかじめ定められた基準に従い点数に換算し、評価期間中の合計点によって行っており、また、担当職員が行った評価を監督者が調整しており、職員の個人的な判断によって、不公平が生じることがないようにしている。
416	京都拘	H23. 8. 4	単独室におい消しを設置されたい。	H23. 10. 17	単独室は、個々に生活していることから設置の必要性は低いと考えられ、また、予算上も設置は困難な状況である。
417	京都拘	H23. 8. 4	運動時、貸与等の方法による帽子の着用を認められたい。	H23. 10. 17	酷暑期の帽子の着用について検討することとした。
418	京都拘	H23. 8. 4	運動時、靴の着用を認められたい。	H23. 10. 17	未決拘禁者には、貸与又は自弁するものとして運動靴が定められていないため、着用させることができない。
419	大阪拘	H24. 2. 6	聴覚障害者の面会時において、手話通訳者を継続的に配置するよう求める。	H24. 2. 29	昨年10月1日付けで手話通訳のできる職員1名を配置しているところ、今後も継続的な運用を図るため、昨年10月25日から外部講師を招へいし手話通訳養成研修を積極的に実施している。
420	大阪拘	H24. 2. 6	死刑確定者に対する処遇は、柔軟に対応するよう求める。	H24. 2. 29	死刑確定者に対する処遇については、現在においても、各人の動静等を考慮しながら法令に基づき適正に行っており、今後も同様に運用する。
421	大阪拘	H24. 2. 6	死刑確定者でビデオ、DVD鑑賞が認められていない者に対しても、できる限りそれらの機会を与えることを求める。	H24. 2. 29	死刑確定者のビデオ、DVD視聴については、当該死刑確定者が視聴を希望していることを前提として個別に判断しているところであり、今後も適正かつ柔軟に対応する。
422	大阪拘	H24. 2. 6	死刑確定者を含む確定受刑者の新聞紙自費購入者に対する回覧新聞の差止めをやめることを求める。	H24. 2. 29	通常新聞紙の回覧については、限られた予算の範囲内で行っており、現状で回覧新聞の差止めをやめることは困難である。
423	大阪拘	H24. 2. 6	自費購入新聞紙の種類と数を拡大するよう求める。	H24. 2. 29	自費購読新聞の拡大については、平成22年2月に2紙から3紙へと拡大しており、限られた職員配置の中での検査及び仕分け作業の観点から、現状ではこれ以上の拡大は困難である。
424	大阪拘	H24. 2. 6	死刑確定者を含め、被収容者の希望を聞く等して、書籍の種類や数を増やしたり、購読可能冊数を増やすことを求める。	H24. 2. 29	限られた予算の範囲内で備付書籍の整備に努めており、現在、約2万冊の備付書籍を所有している。今後とも、計画的に備付書籍の整備を進めていく予定である。
425	大阪拘	H24. 2. 6	死刑確定者同士の交流の機会を付与することを求める。	H24. 2. 29	死刑確定者同士の交流については、種々の問題があり、現状では、極めて困難であると認識している。
426	大阪拘	H24. 2. 6	死刑確定者を含む確定受刑者の親族以外の者との面会をできる限り広く認めることを求める。	H24. 2. 29	死刑確定者及び受刑者の面会対象者については、法令の規定に基づき、適正かつ柔軟にその可否を判断しており、今後も同様に運用する。
427	大阪拘	H24. 2. 6	被収容者（未決）と外部の者との面会時間は現在約10分とされているが、20分～30分の面会時間を確保することを求める。	H24. 2. 29	面会時間については、職員配置及び面会室数等の人的・物的条件からおおむね10分前後としているところ、当日の面会件数等の実情に応じて、これを伸長するように努めている。
428	大阪拘	H24. 2. 6	死刑確定者を含む確定受刑者の親族以外の者との信書の発受をできる限り広く認めることを求める。	H24. 2. 29	死刑確定者及び受刑者の信書の発受の相手方については、法令の規定に基づき、適正にその可否を判断しており、今後も同様に運用する。
429	大阪拘	H24. 2. 6	死刑確定者を含む確定受刑者が弁護人に発信する手紙の枚数制限をやめることを求める。	H24. 2. 29	被収容者が発信する手紙の枚数を7枚としていることについては、あくまで原則的な運用であり、信書の内容によってその必要があれば同枚数を超える発信を許可している。
430	大阪拘	H24. 2. 6	被収容者の信書の発信の回数制限及び枚数制限をできるだけ緩和することを求める。	H24. 2. 29	被収容者に対する発信書の回数及び枚数制限については、限られた職員配置の中で、被収容者の公平性を担保する必要があり、必要やむを得ない制限である。 なお、緊急性、必要性等がある場合には、当該制限を超えて発信させるなど、柔軟に運用している。
431	大阪拘	H24. 2. 6	死刑確定者を含む確定受刑者と、再審請求を依頼している弁護人との面会は、立会人及び時間制限をなくすことを求める。	H24. 2. 29	再審請求段階における弁護士との面会の立会い及び面会時間の制限については、関係法令に基づき適切に判断している。
432	大阪拘	H24. 2. 6	医科、歯科医療の待機日数の短縮化を含め、インフォームド・コンセント推進を図ることを求める。	H24. 2. 29	医科・歯科医療については、被収容者の病状により、回数及び優先順位を判断し適切な診療を実施している。インフォームド・コンセントについても適切に実施しており、今後も同様に対応する。
433	大阪拘	H24. 2. 6	運動回数、運動時間の増加、運動用具の充実に配慮することを求める。	H24. 2. 29	現在、全体改築工事中であり、被収容者の運動場所、運動時間の確保に苦慮している状態にある。 なお、現在、運動用具の整備について計画している。
434	大阪拘	H24. 2. 6	運動時間は、土曜、日曜、祝日を含め、毎日30分以上確保できるように検討することを求める。	H24. 2. 29	被収容者には、平日の毎日、戸外又は居室内で30分間、運動する機会を与えているところ、これ以上の時間伸長は管理運営上困難である。
435	大阪拘	H24. 2. 6	雨の場合でも運動できる場所を確保されることを求める。	H24. 2. 29	現在、全体改築工事中のため仮設運動場で対応している状況にあり、雨天における運動の実施を可能とするためには大幅な改修が必要となるため、現状における対応は困難である。
436	大阪拘	H24. 2. 6	運動場に時計を設置されることを求める。	H24. 2. 29	運動場への時計の設置については、現状においては設置場所及び費用の観点から実施は困難であるところ、30分間の実施時間については、確実に確保している。
437	大阪拘	H24. 2. 6	大阪拘置所から再逮捕等により警察留置施設に移送になり、大阪拘置所に再入所した者について、大阪拘置所所在当時所持していた物品の持込みを認めることを求める。	H24. 2. 29	施設間の再入所者については、当所において購入したと断じ得る物品については使用を許可しているところ、今後においても、その運用を継続する。
438	大阪拘	H24. 2. 6	大阪拘置所建替えにあたり、部屋の構造、窓、面積等について、被収容者に精神的問題を生じさせないよう十分配慮することを求める。	H24. 2. 29	新しい単独室は、室面積と窓面積の拡大化による居室環境の向上及び窓外部鉄格子を少なくした拘禁感の緩和等により、被収容者に精神的問題が生じないように配慮した構造になっている。
439	鳥取刑	H24. 2. 2	使用期限が切れた医薬品がないよう在庫管理をきちんと行っていたきたい。	未報告	2か月に1回、医薬品の全在庫を確認し、期限切れの医薬品があったときは、直ちに廃棄することとした。
440	鳥取刑	H24. 2. 2	懲罰手続について、①手続が受刑者に理解できるように明確にして説明をきちんと行うこと、②事後に検証できるよう記録をきちんと残しておくことについて、配慮願いたい。	未報告	懲罰手続は、①「被収容者遵守事項」及び「所内生活の手引き」に定めて明確にして、刑執行開始時等に説明を行い、②被収容者ごとに記録を残しており、今後も適正な手続となるよう配慮する。
441	松江刑	H24. 2. 23	被収容者が隠匿所持していた向精神薬を他の被収容者に譲り受け服用したとの事実があることから、向精神薬の管理を徹底するよう要望する。	H24. 2. 23	被収容者に対する投薬時の服用確認及び居室等の所持品の検査を徹底し、向精神薬の管理には細心の注意を払ってきたい。
442	松江刑	H24. 1. 26	視察委員会の活動について、松江刑務所に対し要望した事項について、被収容者に周知させる方法を検討していただきたい。	H24. 2. 23	必要に応じて全被収容者に対し、各担当職員から口頭にて告知することとした。
443	島根セ	H24. 3. 31	職員の言動が受刑者の更生を妨げたり、受刑者の不満から職員とのトラブルに発展しないよう、今後とも、引き続き、貴センターにおいて、職員に配布されている冊子（受刑者に対する言葉遣い、注意・指導の仕方）や研修を活用し、受刑者の人格を尊重した、適切なことば遣いや注意・指導がなされるよう、職員の教育・啓発に務められたい。	未報告	引き続き、同冊子や人権研修を通じて、職員に対し、適切な言葉遣いについて、指導する。

444	島根セ	H24. 3. 31	提案書の中に他の受刑者が行った不正行為の告発、受刑者同士のいじめなど、受刑者間の不満やトラブルに関する訴えが多く見られた。 このような不満やトラブルが受刑者間でのさらなる争いに発展したり、受刑者の更生の妨げにならないよう、このような訴えに真摯に耳を傾け、適切な情報収集を行い、ユニットの構成・運営や更生の環境整備に務められたい。	未報告	引き続き、受刑者の動静視察を徹底し、また、受刑者との面接は、平成23年2月から特化ユニットでは実施している。その他のユニットについても、徐々に拡大し、受刑者から適切な情報収集を行う方向で検討している。
445	島根セ	H24. 3. 31	貴センターは、開所以来約3年半が経過し、入所延べ人数が増加し、独自の教育プログラムや職業訓練を受けた受刑者が多く釈放されていることから、教育プログラム等の効果検証を行うべきである。	未報告	平成24年度において、民間有識者を招へいし、プロジェクトチームを編成し、教育プログラム等の効果検証を行う。また、地域住民、職員及び受刑者に対して、アンケート調査を行う予定である。
446	岡山刑	H24. 3. 1	広島刑務所での受刑者の逃走事故に鑑み、逃走防止に関するマニュアルについて、警備上の盲点がないかどうか再点検されたい。	H24. 3. 14	広島刑務所での逃走事故に鑑み、所内の点検及び逃走事故発生時の対応マニュアルの見直しを実施するとともに、逃走事故発生時の非常配置図の更新や逃走事故に発展しかねない箇所への補修に着手している。 なお、既に人感センサーの設置や立入禁止区域場所を表示するなどして、警備力の強化を図った。
447	岡山刑	H24. 3. 1	広島刑務所での受刑者の逃走により、社会的な不安を周辺住民に与えたことは大きな問題となったことから、近隣町内会などへの連絡方法などについて、再点検されるよう要請する。	H24. 3. 14	近隣町内会等への連絡体制については、連絡網を新設したほか、岡山市消防局が管轄する危機管理ネットワークを活用し、地域住民等に漏れなく情報が伝達できる体制を整備した。
448	岡山刑	H24. 3. 1	広島の逃走事件を受けて、より緊張感をもった職場環境が求められると考えるが、その分、超過勤務(手当てを含む)の改善や有給消化率の向上、職員の増員など、今後とも職員の労働環境の整備を図られたい。	H24. 3. 14	職員配置の見直しや業務処理の簡素化等を実行し、年次休暇の平均取得日数を増加させる実績を残すなど、労働環境の改善に着手している。 また、職員の増員及び超過勤務手当予算の増額について、上級官庁に伝達したい。
449	岡山刑	H24. 3. 1	「自弁物品購入」に関して、秋ごろから、単価が値上がりしたという意見が多かった。値段が高くなったこと、作業報奨金の使用枠を増やしてほしいなど、民間業者委託に伴い、苦情意見が多数あったことを上級官庁に伝達されたい。	H24. 3. 14	当所においては、法令に基づく範囲内において、釈放前における作業報奨金の使用を認めているものの、その目的に照らし、乱費については、重ねて指導を行っているところであるが、受刑者の個別の事由により、使用範囲を超えて使用することが相当と認められるときは、使用を認めるなどの措置を講じている。 購入品の単価が値上がりしたことについては、上級官庁に伝達する。
450	岡山刑	H24. 3. 1	職員の異動時において、担当職員が異動した工場で不服が多くなるように思われることから、引継ぎの内容の点検等をお願いしたい。 なお、当該作業工場の職員面談を行ったが、委員会としては、特に職員側に不都合があったという認識はしていない。	H24. 3. 14	今後とも、適正な矯正処遇を実施するとともに、引き続き確実な業務引継ぎを担保するよう意を配したい。
451	岡山刑	H24. 3. 1	高齢受刑者面談を今年度行ったところ、高齢のため身寄りがいない人の社会復帰体制の整備を望んでいた。 高齢者の状況を見ながら高齢者に対応した対策を考慮されたい。 また、高齢者の社会復帰についても、関係機関と調整を図るなど社会復帰に向けての体制を考慮されたい。	H24. 3. 14	工場の入替えを実施し、階段の昇降や床面の段差のない工場で生活できるよう高齢者に適した環境を整備するなど、高齢者の処遇に見合った施策を積極的に講じている。 また、引受けが決まらない者に対しては、当該受刑者の意思を確認した上で、更生保護施設等への帰住調整を進め、早期に引受け先が決まるように、保護観察所等の関係機関に対し、積極的な働き掛けを行い、円滑な社会復帰の実現が果たされるよう努めたい。
452	岡山刑	H24. 3. 1	岡山刑務所本庁の既往における過剰収容状態は、平成18年をピークに漸次改善されてきたところであるが、未だ過剰収容状態であり、定員以下収容になるようにより上級官庁と連携し、今後とも努力されたい。	H24. 3. 14	現在、過剰収容という状況下にはない。今後においても、収容動向を見据えながら、所要の措置を講じていきたい。
453	岡山刑	H24. 3. 1	岡山刑務所は、労働場留置者の社会復帰についても支援しており、これが多数に及んでいる。経済的不況の中で、罰金が支払いできない労働場留置者が今後も増加すると予想され、これらの人々の再犯防止の観点からも、「特別調整」に加え、この分野の活動も継続されたい。	H24. 3. 14	当所執行受刑者の高齢化に伴い、特別調整対象者も増加することが予測されるため、今後とも関係機関と連携を取りながら、特別調整対象者の選定を進めるほか、引き続き労働場留置者に対する出所に向けた社会復帰支援を実施し、再犯防止のための働き掛けの強化を図っていきたい。
454	広島刑	H24. 3. 30	外国人受刑者は、本国に居住する親族との電話面会をできるかぎり認め、手紙の回数・枚数についても配慮する必要がある。	未報告	電話による通信は、相手方の確認が困難であるといった事情があるものの、心情の安定、社会復帰に向けての取り組みとしては、処遇上有効であり、関係法令に基づき、人道上等の観点から電話通信が必要と認められる場合には、積極的な運用に努めていきたいと考えている。
455	広島刑	H24. 3. 30	外国人受刑者(とりわけ長期受刑者)の定期的な面接やカウンセリングを行い、文化や法制度の違い等から生じる外国人特有の不満の把握及びその解消に努められたい。また、改善指導の実施に際しても、各受刑者の日本語能力に十分配慮されたい。	未報告	外国人受刑者に対する心情把握又は心情安定のための面接等を行う上で必要な通訳については、民間委託職員の積極的な活用によるほか、必要と認められる場合には国際対策室が設置されている刑事施設から職員の派遣を受ける等の措置を講じて不満の把握及びその解消に努める。改善指導については、各受刑者の日本語能力を考慮しつつ、ワークブックを利用しながら罪を自覚させ、更生意欲を高めさせるための指導を行う。
456	広島刑	H24. 3. 30	通訳・翻訳の体制の充実には、外国人とのコミュニケーションや諸対策の前提となるので、特に重要である。そのためには、外国語のできる常勤職員の配置が望ましいが、それが直ちには困難であるならば、外部の委託者を増員して、翻訳だけでなく通訳も可能となる体制を構築するよう努められたい。	未報告	外国人受刑者に対する通訳・翻訳を充実させるため、民間委託職員を増員するほか、国際対策室が設置されている刑事施設に翻訳の共助等を依頼するなどの措置を講じている。また、ある程度外国語のできる職員のスキルアップを図る観点から積極的に研修等に参加させたい。
457	広島刑	H24. 3. 30	今回の逃走事故の教訓を生かすための様々な再発防止策が最終報告書において示されている。いずれも当然の対応策であると考えるが、当委員会としては、新たな対応策を実施するにあたって、この間、社会復帰を目指して真剣に更生に努めていた他の多くの受刑者の処遇に関して、必要以上に厳しい態度が取られることのないように要請する。	未報告	引き続き、法令に基づき適正な受刑者処遇を行う。
458	広島刑	H24. 3. 30	以前から一般に問題となっており、当委員会もまた平成20年度の意見書において改善を要望した職員の過重な業務負担がさらに増加するのではないかとすることも懸念される。不備であった点を改善することは当然であるが、それによって職員に過重な勤務を強いることのないような勤務体制の構築に努めるとともに、職員の健康には十分に配慮されたい。	未報告	この度発生した逃走事故は、治安の最後の砦として絶対に起こしてはならない事故であり、地域住民に与えた多大な影響及び国民に与えた影響は計り知れない。現在、矯正局検証チーム作成の広島刑務所逃走事故検証結果報告書において、浮き彫りとなった問題点及び検証結果報告に基づく再発防止策をスピード感をもって実践していることを理解願いたい。 なお、職員を対象とする相談助言制度等や各種リクリエーション活動等を通じ、職員の心身の安定を図り、職場における職員の一体感の醸成に努めたい。
459	広島刑	H24. 3. 30	被収容者が乱暴と受け取るような発言等がまだあるように見受けられるので、引き続き指導に十全を期されたい。	未報告	機会あるごとに、適切な注意指導を行うよう職務研究会、研修等を通し注意・指導している。今後も引き続き注意喚起を行っていく。
460	広島刑	H24. 3. 30	精神医療については常勤医師が配置され、一定の改善が認められたが、なお一層、地域医療機関との連携・協力体制の強化を図り、診察回数や診察時間の拡大に努められたい。	未報告	大学医学部を始めとする地域医療機関との連携・協力体制の強化に努めている。今後も、より適正な医療を提供するための一層の努力を継続する。
461	広島刑	H24. 3. 30	外部交通については、被収容者からの不平、不満の意見が最も多く寄せられているので、その制限に当たっては慎重な対応を期せられたい。とりわけ、信書の枚数制限は、可能であれば拡大することも検討されたい。	未報告	信書の枚数制限については、5枚から7枚に拡大する等御指摘事項を踏まえ、今後とも運用を検討してまいりたい。

462	広島刑	H24. 3. 30	器類の衛生についてお茶の器(パッカン)が不衛生であるとの意見が散見された。器自体の汚さだけでなく、不衛生な場所に置かれているとの懸念も寄せられているので、衛生面の取り扱いには注意されたい。	未報告	お茶を入れる器(パッカン)については、茶渋によりパッカンそのものが茶色くなっているものが認められたため、変色等が著しいものについては交換した。今後も容器の変色の状況を注意しつつ、順次交換するとともに、さらに徹底した衛生管理を行うこととする。
463	広島刑	H24. 3. 30	日用品の種類、価格等について 購入可能な日用品の種類や価格については、システムが変更されたことによる改善が見られた。さらに、品目や種類をできるだけ豊富にするように努められたい。	未報告	平成23年11月から物品販売事業が民間業者に移行され、購入可能な日用品の種類及び価格が全国的に統一された。今後とも民間業者の運営方法なども見守りながら、委員会の提言趣旨に沿って努力していきたい。
464	広島刑	H24. 3. 30	当委員会の発行する「受刑者の皆さんへ」については、各工場等の掲示板に掲示し、各居室には回覧しているとのことであるが、被収容者から見ていないという意見があったので、各居室にも一定期間掲示するなど、被収容者がいつでも閲覧できるように配慮していただきたい。	未報告	回覧及び掲示期間を長くするなど、被収容者が漏れなく閲覧できるように措置したい。
465	山口刑	H24. 3. 1	誤投棄事故防止のため十分な対策を求め。	H24. 3. 27	これまでも誤投棄防止のための具体的な指示を发出しているが、今後も指示の徹底を図るとともに、職員研修等による注意喚起を行うなどの対策を講じて誤投棄防止の徹底に努める。
466	山口刑	H24. 3. 1	工場内の着替えを監視カメラで撮影することについて、慎重な運用を求め。	H24. 3. 27	工場内の監視カメラは、保安警備上の目的に必要な範囲において設置しており、通常は、工場内全体を監視しているものであり、監視カメラで殊更に注視するといったことはないが、被収容者の羞恥心等に配慮した対応に努める。
467	山口刑	H24. 3. 1	懲罰のための調査手続の改善を求め。	H24. 3. 27	反則行為に係る調査の手続は、関係法令の規定に基づいて適正に処理しているところであるが、今後とも適正な手続にのっとり処理に努める。
468	山口刑	H24. 3. 1	提案箱への投書の仕方の改善を求め。	H24. 3. 27	視察委員会あて書面の作成に際しては、通達の規定に基づき、秘密性を担保するため、願箋による意思表示をもって、保管用封筒の貸与、職員の視察や検査等における配慮を行っているものであるが、「願箋を提出しなければ作成できない」といった誤解が生じることがないよう職員に対する指導を徹底する。 なお、提案箱の設置場所については、より適当な場所がないか検討するが、職員の視線外となる場所に設置することは保安上、相当でないと考え。
469	山口刑	H24. 3. 1	食事(菓子を含む)について、さらに被収容者の希望を取り入れる工夫をするよう求め。	H24. 3. 27	被収容者の食事(菓子を含む)については、アンケート調査を実施し、その結果は、管理栄養士が作成する献立に反映されている。
470	山口刑	H24. 3. 1	医療体制の強化を求め。	H24. 3. 27	現状において可能な限りの対応をしているが、今後も、より迅速かつ適切な診察や治療が実施できるように努める。
471	山口刑	H24. 3. 1	視察委員会の役割について、被収容者と職員に一層の徹底を図るよう求め。	H24. 3. 27	視察委員会の役割、活動内容等について、被収容者と職員に対し、周知徹底できるよう、掲示や文書による告知だけでなく、口頭による説明の機会を設けるなどとともに、視察委員会開催時における意見や質問、それに対する施設の回答や措置等についても広く周知できるよう検討する。
472	岩国刑	H23. 7. 21	炊場の作業終了時間が遅いという提案書の実事があれば、改善すること。	H23. 10. 6	規律違反等で就業人員が減少して遅くなったことがあったが、指示を出し、遅くならないよう実施している。
473	岩国刑	H24. 3. 20	受刑者が一日も早く更生するために努めてほしい。	H24. 3. 22	教育職員・処遇部門職員による一般改善指導の更なる指導技術の向上に努め、効果を上げられるよう取り組む。
474	岩国刑	H24. 3. 20	防災対策及び災害発生時の非常対策等、十分な訓練と適切な措置を講じてほしい。	H24. 3. 22	非常時食料品の備蓄及び定期的な訓練実施のほか、県、市、近隣官庁及び自治会と連携をより密にして取り組む。
475	岩国刑	H24. 3. 20	広島刑務所の脱走事件で判明した、体制の不備を真摯に受け止め、再発の防止に努めてほしい。	H24. 3. 22	職員研修実施、保安意識の徹底、物的設備・心情把握方法・通報体制の確認・改善について取り組んでいる。
476	岩国刑	H24. 3. 20	職員の資質向上のために、研修会を開催し事例研修に励み、十分な意見交換を通して指導の徹底を講じること。	H24. 3. 22	外部機関主催の研修等への参加及び所内での意見交換会の開催を、今後も引き続き行っていく。
477	岩国刑	H24. 3. 20	医療職員の増員を要請し、急病重病時の早期対応方法を検討すること。	H24. 3. 22	医師の増員について、上級官庁に伝達したい。 また、今後も一層、医師、看護師・薬剤師等の確保に努め、地域医療機関と連携し、有効な体制作りを図る。
478	岩国刑	H24. 3. 20	誤投棄について、更なる対策を講じかつその継続に努めてほしい。	H24. 3. 22	誤投棄防止については、各種対策を講じ、職員にもその徹底を指導しているが、今後も引き続き、取り組んでいく。
479	岩国刑	H24. 3. 20	自棄物品の業者が変更され、刑務所独自の物品選択が困難という意見を政府関係省庁に伝達すること。	H24. 3. 22	業者変更に伴い、被収容者から問題が提起されていることについて意見のあったことは、上級官庁に伝達する。
480	岩国刑	H24. 3. 20	所内生活のしおりが周知できていないことによる不満が見受けられるので、周知徹底すること。	H24. 3. 22	刑執行開始時の教育時に入念に説明しているが、今後も引続き、周知徹底に取り組む。
481	岩国刑	H24. 3. 20	市民に好評の作業製品の販売など、地域に密着した行事への参加により、地域に愛される施設を目指すこと。	H24. 3. 22	当所主催の刑務作業製品即売会の更なる充実化に取り組み、地域との連携に今後とも取り組んでいく。
482	美祿セ	H24. 3. 30	センター生には生活の手引きが配布されているが、初犯の者が多く、センター生間で教え合うということも容易でないことから、例えば「センター生からよくあるQ&A」といった冊子を作成し配布することなどを検討されたい。	H24. 4. 26	センター生への所内生活に係る指導については、収容時及び刑執行開始時の指導において実施している。 委員会の意見を踏まえ、過去に御指摘いただいた説明不足とされた部分について、刑執行開始時指導の際に、より具体的に指導してまいりたい。 また、御提案のあった冊子を作成し、配布することも有効であると考えられ、上記指導内容で対応できない状況が続けば、冊子の作成について検討してまいりたい。
483	美祿セ	H24. 3. 30	刑務官による問題待遇があることが推測されるところ、一般的な人権教育だけではなく、具体的な事故事例を例に挙げてより実態に即した人権教育の充実を望む。	H24. 4. 26	職員がセンター生を指導する際、やむを得ず、通常より大きい声や厳しい語調になることはあり得るところである。 御指摘のとおり、具体的な事故事例を例に挙げた人権教育・研修については、ロールプレイング技法の導入なども含め、カリキュラム等検討してまいるとともに、不平等待遇・侮蔑的待遇等について、所長指示を发出し、職員への指導を徹底する予定である。
484	美祿セ	H24. 3. 30	女性センター生と面接では、単独室で受刑生活を送ることで孤独感にさいなまれているセンター生が散見されるところ、分類集会での雑談の時間を増設するなどの工夫のほか、職員によるセンター生の精神面に対する配慮にもより取り組んでいただきたい。	H24. 4. 26	学習や就寝は単独室で行わせているが、余暇時間には、共有スペースである多目的ホールにおいて、また、運動時間中にも、センター生同士の会話が可能である。 当センターでは、従前から、余暇活動として押し花や華道等のクラブ活動も行っており、今後も、センター生同士や講師及び職員とのコミュニケーションを十分取らせるようにするとともに、カウンセラーによる面接などによる心情把握に努め、精神面での配慮を行ってまいりたい。
485	美祿セ	H24. 3. 30	センター生の再犯率を低下させるため、より社会復帰に直結した職業訓練、資格取得が望まれる。	H24. 4. 26	当センターでは、全体で19科目の職業訓練を実施しており、社会貢献性の高いものや就労につながるような訓練の充実強化を図っているところであるが、今後も、定期的に全センター生及び職員に対する所内アンケートを実施し、社会情勢を踏まえた科目の設定、職業訓練に関連する資格取得等、引き続き、より社会復帰に役立つ職業訓練の充実に向けてまいりたい。

486	広島拘	H24. 3. 31	被収容者アンケートの実施を実施する予定なので、協力願いたい。	未報告 (H. 24. 5. 14予定)	アンケートの内容、対象範囲及び方法等に合わせ、可能な限り協力したい。
487	広島拘	H24. 3. 31	被収容者と刑務官との軋轢防止のため、被収容者との対応法についての研修を充実してほしい。	未報告 (H. 24. 5. 14予定)	被収容者の人権に配慮した処遇を実施するため研修に取り組んでいるところであるが、今後もより一層被収容者の人権に係る研修や被収容者の障害等に応じた対応が図れるよう研修を充実させ、実施していきたい。
488	広島拘	H24. 3. 31	未決被収容者の人格権の侵害に当たらないように全国に先駆け広島モデルとして被収容者を「～氏」と呼ぶなどの一定の配慮をお願いしたい。	未報告 (H. 24. 5. 14予定)	未決被収容者に対し、「～氏」等で呼びかけることについては、直ちには困難であるが、被収容者の人格権を侵害しないような対応を心掛けて勤務し、また、研修等を通じて職員に指導・徹底していきたい。
489	広島拘	H24. 3. 31	移送待ち受刑者の移送を促進させてほしい。	未報告 (H. 24. 5. 14予定)	当所のみで解決できることではないが、今後も可能な限り、円滑な移送につながるよう、速やかな処遇調査の実施及び他施設との協議を進めていきたい。
490	広島拘	H24. 3. 31	娯楽活動を促進させるため、単独でも可能な知的ゲーム等の供与を充実させるべきである。	未報告 (H. 24. 5. 14予定)	前年も同様のご意見があったことは承知しているが、当所の余暇活動への援助としては、自己契約作業のほか、官本、学習、囲碁将棋等について便宜を図っている。 なお、未決被収容者については、パズルの自弁購入を認めるなど、余暇時間における知的ゲームの充実を図っているところであり、今後もより一層充実させるべく努力していきたい。
491	広島拘	H24. 3. 31	施設が老朽化しているため、扉の開閉がうるさいと苦情が出ている。可能な範囲で環境改善を図ることが望ましい。	未報告 (H. 24. 5. 14予定)	前年度及び本年度に扉のノブ・ストッパーの改修で音を低くした。また、職員・被収容者に対しても居室扉や窓の開閉時に大きな音を出さぬよう指導を繰り返し行っている。 今後も老朽化している箇所については、修理等を行い改善を図って行きたい。
492	広島拘	H24. 3. 31	ゴミの分別等に配慮した指導及び管理運営を行っていくことが望ましい。	未報告 (H. 24. 5. 14予定)	ゴミの分別については、既に居室でも取り組んでいる。また、節水については、単独室を節水設備である自閉水栓としている他、機会あるごとに職員が節水の指導を行っている。 今後も環境保護に配慮した施設運営に努めて行きたい。
493	広島拘	H24. 3. 31	平成21年度及び22年度にも、意見書を提出したが、弁護士接見の場合であっても、職員立会・録音・録画をなすべき基準や具体例を公開するか、これに代わり得るしかるべき対応をされるように意見する。	未報告 (H. 24. 5. 14予定)	平成21年度及び平成22年度に御意見があったことについては承知しているが、立会の要否の判断や、それに代えて録音、録画が適切かどうかの判断は、極めて当該被収容者の個別の事由によるところが大きく、基準等を公開、周知させることは困難である。
494	徳島刑	H23. 8. 2	一度に入浴する人数を入浴場の設備に応じた適正人数とすること。	H23. 8. 4	各居室棟に設置されている入浴場の定員については、特に定めがないが、常態的にシャワー設備が2箇所どころに3名を入浴させる実情があったため、収容人員、職員配置事情を考慮しながら、シャワー設備に見合った適正人員で入浴できるよう配慮することとした。
495	徳島刑	H23. 8. 2	布団の乾燥について、天候のため2か月に一度程度のケースが認められた。	H23. 8. 4	平成23年7月13日付け首席指示を發出し、布団乾燥場所を増やし、以後は、概ね1か月に1回の頻度で実施しており、現在は1か月に1回は布団の乾燥を実施している。
496	徳島刑	H24. 1. 10	生活指導票の趣旨について、被収容者に誤解が生じないようにすること。	H24. 1. 11	生活指導票の制度は、生活評価に対する受刑者の行動を明確にし、かつ、生活評価を厳正に実施し、優遇措置の判定に反映させることを目的とし、平成19年10月1日から試行し、平成20年7月4日から正式運用したもので、運用開始時には、被収容者に対し、同制度に関する説明・告知を行い、現在においても、担当職員が必要に応じて説明するなどして啓発しているが、運用開始時からすれば数年の期間が経過しており、新たに入所した者も多数に及ぶ状況があり、十分に同制度の趣旨を被収容者に周知できていないことが考えられるため、定期的に具体的・詳細な説明を行うこととした。
497	徳島刑	H24. 1. 10	意見・提案書の内容の秘密を確保するために重要な意見・提案書保管袋の貸与漏れが生じないようにすること。	H24. 1. 11	意見・提案書保管袋は、処遇部門内に備え付け、必要の都度貸与していたが、貸与漏れを防ぐため、各工場・居室棟にも備え付けた。
498	徳島刑	H24. 1. 10	受刑者生活心得の内容の一部が改定されていない。	H24. 1. 11	「受刑者生活心得」の改正に着手中であり、平成24年1月下旬に改正予定である。
499	徳島刑	H24. 1. 10	パンツ・シャツ・靴下の貸与数について、洗濯設備の現状に鑑み改善してもらいたい。	H24. 1. 11	パンツ・シャツ・靴下の貸与数は、工場用として2点、居室用として2点を貸与・使用させる運用であったが、平成24年2月上旬から、工場就業者については、工場用として2点、居室用として4点を貸与・使用させる運用に変更予定である。
500	徳島刑	H24. 3. 15	面会室での会話内容が待機室に漏れているという意見が寄せられたので、改善してもらいたい。	H24. 3. 23	面会室と面会待機室間の間仕切り扉の開鎖、面会待機場所の変更、面会待機室に軽音楽を流し面会室の会話内容を聞こえにくくするような設備の設置などを検討する。
501	北九医刑	H23. 8. 9	精神障害受刑者でも、適性があればパソコン教育を受講できるようにしてほしい。	H23. 8. 26	精神障害受刑者で希望する者があれば、社会復帰後の就労等考慮し、処遇審査会で受講の是非を審査することとした。
502	北九医刑	H23. 8. 9	職員の高圧的態度、言動を改めてほしい。職員に対し、受刑者の人権を侵害しない服務態度に関する教育、研修を実施されたい。	H23. 8. 26	被収容者との適正適切な接し方について、機会あるごとに研修をしており、この後も研修を実施した。
503	北九医刑	H24. 3. 14	調髪は、刈り残しが多いので、刈り残しが出ないようにしてほしい。	H24. 3. 21	調髪係の受刑者に対し、刈り残し等調髪の留意事項を再度指導した。
504	北九医刑	H24. 3. 14	介助、炊場作業は、体力的精神的にも過酷であるため、当該作業者の選定は、適性等を十分検討してもらいたい。	H24. 3. 21	当該作業者の選定において、体力、適性等を更に十分考慮していく。
505	北九医刑	H24. 3. 14	炊場作業は、休みの日も作業することがあるため、優遇や規制緩和を検討されたい。	H24. 3. 21	作業の特殊性を踏まえ、入浴回数、空調等について配慮しているが、今後も更に対応を検討していきたい。
506	福岡刑	H24. 3. 30	裁量面会について、なぜ安否伺いでも認めていた面会を認めなくなったのか、十分な説得力のある説明を求める。	未報告	安否伺いと称して、不良交友関係と思われる面会が増え、矯正処遇の適切な実施に支障をきたすおそれがあり、「面会を必要とする事情」について、個々の事案ごとにより慎重に審査し、判断することに見直したため。
507	福岡刑	H24. 3. 30	面会受付業務の合理化や適切な人員配置のためにも面会業務の運用改善を求める。	未報告	面会件数や事務室の広さなど物的設備のほか、職員配置上の問題など限られた人員のもので対応しているものの、今後も適正面会業務の実施に努めたい。
508	福岡刑	H24. 3. 30	ノート等の自弁物品の規格及び使用について、他の施設と統一することに改善を求める。	未報告	平成23年12月から物品取扱業者が全国同一会社となり、原則、全国統一の規格製品を取り扱うことになる。
509	福岡刑	H24. 3. 30	移動の際の行進が過度に大きな掛け声と手足の振り上げを強要し、不自然なものにならないよう改善を求める。	未報告	トラブルの防止のためにも整然と移動させる必要があり、行進の際には歩調は取らせているが、強要はしておらず、今後も不自然な行進にならないよう努めたい。
510	福岡刑	H24. 3. 30	医師の外部研修については、実態を調査するとともに再発防止を図るため適切な措置を講じることを求める。	未報告	通知が変更になったことを指導し、毎月確認表を提出させることにより、研修実施状況の把握と透明性の確保ができるように徹底し、同種事案の再発防止に努めている。
511	福岡刑	H24. 3. 30	図書の貸出しについては、貸出し予約等を行えるように書籍の貸出業務をシステム化し、パソコン管理による合理化、省力化を図るよう改善を求める。	未報告	貸出中の場合は、本人に告知し再度貸出願を提出させ、書籍の貸出業務をパソコンにより管理することとし、更なる合理化及び省力化を推進することとした。

512	福岡刑	H24. 3. 30	資格取得等のための書籍など社会復帰に有用な特別書籍については、増冊するなどの改善を求める。	未報告	平成23年度は、資格取得のための書籍130冊、学習のための書籍70冊、合計200冊の特別書籍を購入し、社会復帰のための書籍の充実を努めた。
513	福岡刑	H24. 3. 30	解体作業実施者の危険防止のため、アクリル防護板の付いたヘルメットを着用させることを求める。	未報告	ハンマーを使用して解体作業を行う者については、アクリル防護板の付いたヘルメットを着用させることとした。
514	福岡刑	H24. 3. 30	解体作業付近の作業者の危険防止のため、衝立等防護板を設置することを求める。	未報告	部材が周囲に大きく飛び散る可能性のある電気メーターガラス部の解体作業場所には、防壁を設け周囲の就業者への安全配慮に努めている。
515	福岡刑	H24. 3. 30	田川拘置支所のできる限り早い改築工事を要望する。	未報告	昨年度、施工調査に関する予算が認められ、現在地質調査をするなど、新営設備に向けて関係機関と調整を行っている。
516	福岡刑	H24. 3. 30	田川拘置支所におけるラジオ等の受信状況の調査改善を求める。	未報告	立地条件によりラジオ放送の受信状況が好ましくなく、業者と締結し、有線によるラジオ放送を取り入れている状況であるが、今後も関係機関との調整を継続したい。
517	福岡刑	H24. 3. 30	歯科治療体制の調査及び改善を求める。	未報告	歯科医師1名が配置されているものの、1日に診療できる人員は限られており、診療待機者が解消されていない状況であるため、引き続き改善を検討し、解消に努めたい。
518	福岡刑	H24. 3. 30	外部講師による人権研修や処遇研修の充実を求める。	未報告	本年3月に外部講師による社会復帰支援（就労支援）研修を行い、本年度においても人権研修を計画しており、引き続き職員研修の充実を図りたい。
519	麓刑	H23. 12. 21	換気をしっかりと行っているため、寒いという意見が多く、カイロを使用させて欲しいという意見があった。	H24. 1. 26	感染症対策による換気のため窓を開けさせており、室温が下がっているため、施設として保温のために使い捨てカイロを給与することとした。
520	麓刑	H23. 12. 21	運動の際の帽子について番号をふって欲しい、衛生的でないという意見があった。	H24. 1. 26	運動の際の帽子については、個人貸与と変更し、各人に洗濯させることと改めた。
521	麓刑	H24. 3. 29	結核患者が確認され、検査等については迅速に行われたものと評価しているが、多数の感染者及び発病者が発生する事態となった。原因の究明及び再発防止を徹底されたい。	H24. 4. 26	感染症患者の早期発見に努めていくべく、結核予防マニュアルを制定した。被收容者には検査等を実施してきたが、今後も定期的に検査を実施する。
522	麓刑	H24. 3. 29	結核の説明に対し、收容者の理解力に応じ、かみくだいた説明を心がけ、收容者が必要以上に不安を覚えることのないよう、收容者の理解に努められたい。	H24. 4. 26	必要な都度、統括等が直接全体説明を実施しているが、十分内容を理解できない者もいるため、今後もよりかみくだいた説明を行っている。
523	麓刑	H24. 3. 29	医務関係者の対応・態度には、患者に対するものとして妥当性を欠くものが少なからず含まれていることがうかがえる。收容者の人権に配慮した対応を求める。	H24. 4. 26	不満等は、患者が求める治療・投薬レベルと医師が必要とする治療・投薬レベルの差から生じるものが多数を占めていると考えられ、治療等に当たっては、分かりやすい言葉で説明し、誤解されることがないように心掛けていく。
524	麓刑	H24. 3. 29	薬品について自弁の購入を求める「提案・意見」が提出された。目薬など、薬品の種類によっては自弁が認められるべきものが含まれていると考えられる。改善をお願いしたい。	H24. 4. 26	現時点においては、訓令で定められた受刑者に自弁を許す物品に、薬品は入っていない。意見については、上級官庁に報告を行いたい。
525	佐世保刑	H24. 3. 22	処遇に関して変更等を行う場合、被收容者の誤解を招かないよう、十分な説明をしていただきたい。	H24. 3. 30	工場担当等を通じて被收容者にも告知しているが、誤解している者があるとすれば、更にきめ細やかに周知を図っていきたい。
526	佐世保刑	H24. 3. 22	受刑中に結核感染した場合、出所後、全額公費で治療ができるよう、上局へ伝えていただきたい。	H24. 3. 30	委員会から意見があったことについては、上部機関へ報告する。
527	佐世保刑	H24. 3. 22	施設の老朽化が進んでいるため、処遇の低下を招かないよう設備の改修等に尽力してもらいたい。	H24. 3. 30	施設移転から40年を経過し老朽化が進んでいるが、適宜補修工事を実施し、環境整備に努めていきたい。
528	佐世保刑	H24. 3. 22	各種免許・資格の取得など、就労に直接結びつく職業訓練を推進してもらいたい。	H24. 3. 30	全国の施設では多種多様な訓練科目が設けられており、その訓練生は全国の施設から募集されているが、当所の職業訓練についても、より実効性の高いものに拡充すべく努力していきたい。
529	佐世保刑	H24. 3. 22	有給休暇取得日数が少ないことから、職員の増員について検討願いたい。	H24. 3. 30	職員定員の増員については、自庁のみでは対応が困難であり、意見があったことは上級官庁に報告する。
530	佐世保刑	H24. 3. 22	職員に対し、健康管理及びメンタルヘルスについて周知願いたい。	H24. 3. 30	臨床心理士によるメンタルヘルス職員研修を毎年1回実施しており、また、職員レクリエーションも開催するなど、職員のメンタル面での健康管理に配慮している。今後も職員のメンタルヘルス面での健康管理を充実したい。
531	長崎刑	H24. 3. 30	被收容者によりよい矯正処遇を行い、改善更生をはかるためには、意見書の受理件数をさらに増加させる必要があることから、被收容者にさらなる周知徹底を図られたい。	未報告	意見書（提案制度）については、被收容者に対し、刑執行開始時指導時に説明告知し、各居室に備え付けられている「所内生活の心得」への掲載、文書「視察委員会からのお知らせ」の掲示等によって周知を図っているが、さらに提案箱及び提案用紙の設置表示を分かりやすくすることとした。
532	長崎刑	H24. 3. 30	收容人員が大幅に減少し、過剰收容は改善されているが、今後、被收容者の特性に応じた居室指定がなされ、矯正環境がさらに整えられるよう、十分に検討願いたい。 また、一室の收容者数は4～6名となっているが、それでも1人当たりのスペースが必ずしも十分とは言えず、生活にゆとりがなく被收容者間のトラブルを生じやすく、被收容者間の抗争や懲罰の増加の一因となっているとも考えられることから、一室の收容者数をさらに減少させていただきたい。	未報告	居室数は限られており、暴力団関係者も多数收容していることから、一概に平均した居室人員にすることは不可能であるが、被收容者の特性に応じた居室指定を行い、十分なスペースがとれるよう検討していきたい。
533	長崎刑	H24. 3. 30	一般治療のほか歯科治療でも、順番待ちで相当日数待たされるなどの不満は解消されておらず、適切な早期の診察を速やかに受けられるよう、施設医師や医療スタッフの更なる充実を図られたい。	未報告	歯科治療については、嘱託医師を増員し、対応しているものの、一般診療については、平成23年途中から常勤医師が不在となり、公募するも希望者がいない状況であり、引き続き常勤医師の確保に努めたい。
534	長崎刑	H24. 3. 30	職員の不適切言動をなくすため、さらなる研修により、職員の自覚を促す方策を積み重ねると共に、受刑者処遇について理解を含め、收容の目的である被收容者改善更生を前提とした人権教育を実施されたい。	未報告	職員の不適切言動の防止について、機会あるごとに幹部職員による指導を徹底して行うとともに、職員研修等にも取り入れ、不適切な言動をなくすようにしていきたい。
535	長崎刑	H24. 3. 30	予算の問題や職員配置の問題などクリアしなければならない問題が存するが、入浴については衛生上からも週3回は是非とも検討されたい。	未報告	夏季期間は、1週に3回としているほか、入浴日以外には、シャワーを実施している。通常期の入浴回数増加については、予算上の問題があるが、考慮し検討したい。
536	長崎刑	H24. 3. 30	自由にお菓子を選ばせることは困難なことは承知しているが、外界から遮断されている被收容者にとって、集会での菓子は最大の楽しみであり、さらに多様に菓子類を選択できるよう最大限の努力をされたい。	未報告	菓子の購入については、2種類の中から好きな方を選択させて購入させているが、納入業者と協議し可能な限り、要望に沿うよう努力していきたい。
537	長崎刑	H24. 3. 30	矯正協会から民間業者へ変わったことで、購入できていたものが購入できなくなったり、金額も大幅に高くなったとの意見が多数寄せられている。日用品の購入が少なくとも矯正協会で購入できていたように貴施設におかれても、その改善を全国的な規模で展開されるよう努力されたい。	未報告	日用品の購入に関しては、上級官庁等を通じて業者に要望していく。
538	熊本刑	H24. 3. 26	刑務官職員に対し、人権教育の徹底のため一層の措置を講じられたい。	H24. 4. 5	被收容者に対する不適切な言動の防止については、幹部職員による指導や人権尊重に関する研修を実施しており、今後も一層効果的な研修等を活用していきたい。

539	熊本刑	H24. 3. 26	被収容者の衣体検査の方法を改められたい。	H24. 4. 5	不正物品の発見・摘発に、合理的な必要最小限度において実施していることをご理解いただきたい。当所においても、被収容者の性行等を考慮した実施方法を検討していきたい。
540	熊本刑	H24. 3. 26	刑務官職員を増員されたい。	H24. 4. 5	意見があったことを上級官庁に伝達したい。
541	熊本刑	H24. 3. 26	熊本刑務所等の建物の建て替え、殊に熊本刑務所については現在地とは別の地に移転建て替えし、八代拘留支所については早急に便所を男女別にされたい。	H24. 4. 5	当所限りで対応できない事項であり、意見があったことを上級官庁に伝達したい。また、八代拘留支所の職員・外来者用便所については、近い将来に予定されている同支所の改築工事において実現を図りたい。
542	大分刑	H24. 3. 19	面会回数や信書発信回数の制限について、現在よりも緩和する方向で検討されたい。	未報告	刑事収容施設法の優遇措置に基づき現在実施しており、これ以上の面会回数の増加あるいは信書の発信は、職員配置の更なる増員及び予算上の措置等を講じなければ実施できない。
543	大分刑	H24. 3. 19	更生プログラムに従事する職員の増員や十分な予算確保するよう要望する。また、更生プログラムの充実を継続して検討されたい。	未報告	今後も職員の増員及び予算確保を要望するとともに、職員の指導技術向上及び指導プログラムの充実を努める。
544	大分刑	H24. 3. 19	職業訓練の種類・時間を増大・充実させ、一般作業の内容についても、社会復帰後の経済的自立に資する内容へ移行するよう求める。	未報告	職業訓練で量科を廃止するとともに、新規に農業園芸科を開設するなど、時代のニーズにあった職業訓練を実施する予定である。
545	大分刑	H24. 3. 19	職業訓練の充実を可能とするため、必要な予算の確保や職員の増員を検討されたい。	未報告	新規に開設する農業園芸科については、担当職員を1名配置する予定であり、同訓練生が円滑に国家資格取得できるよう計画している。
546	大分刑	H24. 3. 19	被収容者に対して、公平・誠実かつ模範的態度で職務にあたるよう、今後も指導・教示されることを要望する。	未報告	被収容者に対しては公平・誠実かつ模範的な態度で接しているところであるが、引き続き被収容者の人権研修等の各種研修を実施して、職員の人権意識向上に努める。
547	大分刑	H24. 3. 19	職員の増員と労働環境の改善について、検討されたい。	未報告	職員の増員については、上級官庁に伝えたい。また、引き続き執務環境の改善に努めていきたい。
548	大分刑	H24. 3. 19	今後の問題として、終末医療や要介護者に対する体制が整えられていないので、介護資格を有する職員の増員を希望する。	未報告	終末医療や要介護者に対する体制を整えるには、職員の増員及び予算確保が必要なため、有資格者を確保するための要望をしていきたい。
549	大分刑	H24. 3. 19	高齢な被収容者の出所後の受入施設との連携強化を進めるよう希望する。	未報告	今後も引き続き関係機関との調整を図り、連携強化を推進していきたい。
550	大分刑	H24. 3. 19	医療体制の充実に向けた努力を行い、施設内で迅速に対応できる体制を早期に整えるよう要望する。	未報告	現在、当所の常勤医師の欠員は2名であるため、今後も引き続き医師の確保に努めていくが、3月末に自動血球係数装置を整備し、血液検査が施設内で迅速に対応できるようにするなど医療体制を充実するための努力は続けている。
551	宮崎刑	H24. 3. 29	本所の老朽化は著しく、地盤沈下も見られるなど、早期改築の意見ないし要望を出すよう求める。	未報告	当所限りで対応できない事項であり、必要に応じて上級官庁に要望している。
552	宮崎刑	H24. 3. 29	医師の増員や協力医の確保等に尽力いただき、上級官庁にも要請するなどして、適切な医療・保健体制の確立に努めていただくよう要望する。	未報告	医師の増員については、上級官庁に伝達したい。社会全体での医師不足や予算事情から、容易な状況でないが、引き続き意見を踏まえ、適切な保健医療の実現に努めている。
553	宮崎刑	H24. 3. 29	捜検等の際、被収容者の私物の扱いについては細心の注意を払うよう、職員に対する指導を徹底いただきたい。	未報告	被収容者から私物の保管や取扱いについては、日頃から職員に慎重かつ丁寧に取扱うよう指導しているところであり、今後とも対応指導の徹底を図っていきたい。
554	宮崎刑	H24. 3. 29	外部交通は非常に重要な権利である。過度の制限や権利侵害になることのないよう、適正な運用に努めることを要望する。	未報告	被収容者の外部交通については、その重要性は十分認識しており、引続き法令に基づいた適切な運用に努めたい。
555	宮崎刑	H24. 3. 29	職員が過度のストレスを抱えたり、業務の中で危険に直面することが少なくなるよう人員の増員、設備の充実、体制の整備を行い、労働環境を向上させるよう努めていただきたい。	未報告	増員については、当所限りで対応できない事項であり、必要に応じて上級官庁に要望している。また、引き続き、執務環境の改善に努めていきたい。
556	佐賀少刑	H24. 3. 29	靴下に関する苦情は比較的毎回多い。中でも、冬場の厚手の靴下については、受刑者の年齢等を考慮し購入できるようにしてもらいたい。	H24. 4. 25	委員のご意見を踏まえて検討したい。
557	佐賀少刑	H24. 3. 29	菓子類に対する対応は改善が見られたが、多分それでも今後も苦情は続くと思われる。しばらく様子を見る必要がある。	H24. 4. 25	先般、内規を発出し、本年1月から嗜好品（菓子類）の購入金額を引き上げた（500円以内）ところであり、委員がお考えのとおり、しばらく様子を見ることとした。
558	佐賀少刑	H24. 3. 29	食事に関する苦情も多いが、これもやむを得ないことが多いと思われるが、出来る工夫は求めたい。	H24. 4. 25	食事については、限られた予算の範囲で、受刑者の嗜好傾向を調査して管理栄養士が被収容者の健康を保持するべく計画し、作成している。なお、月1回献立委員会を開催し、季節メニューを盛り込むなどして受刑者に配慮しているほか、食品を購入する際、新商品を献立に反映させ、工夫を凝らしている。
559	佐賀少刑	H24. 3. 29	官本が少ないとの苦情は予算等の限界があると思われるが、寄付等を求めるなど、柔軟な工夫があれば考慮されたい。	H24. 4. 25	釈放時感想録において、当所備え付けの図書に関するアンケートを取っており、これら意見も参考にしながら学習用の図書を100冊程度整備することとした。
560	佐賀少刑	H24. 3. 29	医療に対する苦情は具体的でないものの施設内では他医を選べないので慎重な対応は必要と思われる。	H24. 4. 25	本年度の施設運営方針の一つに「矯正医療の充実」を掲げて被収容者の健康保持に努めており、専門性が高い診察や当所の医療機器で対応困難な場合などは、外医診察や病院移送を行って適切に対応している。
561	福岡拘	H24. 3. 30	医療体制の充実について努められたい。	H24. 4. 23	欠員であった医務課長を充足したことから、医療体制が整い、より一層、充実した診療を実施したい。
562	福岡拘	H24. 3. 30	外部機関からの改善申し入れ等がなされた場合には、その旨を報告されるよう要望する。	H24. 4. 23	外部機関から指導等がなされた場合には、近接する視察委員会の席上でその内容を報告した上で、委員会の意見を拝聴することとした。